

全上

重豪自去年夏小遺頻數追日不止、及二初冬二服三官醫杉本宗春院藥二而不驗、自二臘月中旬旬二舌頭乾燥寢食不常、於是今茲天保四年癸巳春正月五日官醫野間廣春院亦來二高輪邸二診脈治レ病、然無レ驗老病大漸、故齊宣告二

大家一、八日自二白銀邸二移三高輪邸一、晝夜侍二床褥一爲三療養一、齊興及松平美濃守齊溥・(池田、奇異男)松平伊豫守齊敏亦日入三高輪邸二省視、禱爾服藥敢無レ有レ怠矣、

重豪公御譜中

(表紙)

重豪公	齊宣公	齊興公	齊彬公
自天保四年正月	至同	四年四月	

追 舊記雜錄 卷百六十

全上

寫正文在文庫

なをくめてたくかしく、

上々様かた御機嫌よく成らせられ御めてたさ、

榮翁様御替らせられ御事も御座被成りはず御めてたさなを餘寒の御障りも御座被成すり哉、扱は此御臺積の御品誠ニ御龜抹なる御事ながら、榮翁様御慰こもと御内々被遣り様ことの御事ニ御座り、此段年寄衆申上られり、よろしく御申入被成り様ニ存まいらせり、めてたくかしく、

〔天保四年〕

佐川

濱江さま  
人々

なをく殊の外御寒も強御座りへ共、御不快追々御快よき御様子ニ御座被成り哉、御返事こくわしく給

りり様ことの御事ニ御座り、めてたくかしく、

上々様かた御機嫌よく被爲成御めてたさ、雪後餘寒もふかくおはしましりへとも、いよく御手前様御障りも御座被成すり御事御めてたさ、御不快いかくの御様子ニ御座り哉御尋遊しり、それこつき御内々

御臺様も此塗重一組・鯛一折被遣り、何も心得りてよふ申せとの御事におはしましり、めてたくかしく、

〔天保四年〕

花町

松たいら

梅溪

榮翁様

人々御中

たき山

2635

全上

なをく其御元御揃まし被成、御障りも御座なく御越年の御事御めてたき、なを幾久しく萬々年もと、めてたくかしく、

初春の御壽御めてたき、まつく

上々様かた御機嫌よく被爲成甲斐有春へ移らせられ、年始の御規式御賑々敷御いわる遊しり御事、いく萬々年御めてたき、扱は

御臺様も此御文庫のうち御肴一折御年玉として御内々被遣り、何も心得りてよふ申せとの御事ニ御座り、誠こく幾久しく萬々年御長久御はんしやうの御事にて御めてたさのみ祝く入まいらせり、めてたくかしく、

〔天保四年〕

花町

2636

重豪公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

〔天保三年〕 正月七日

乘寛判

まつ平

榮翁様

人々御中

龍山

梅溪

2637

全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

〔天保四年〕 正月七日

宗發判

松平榮翁

松平和泉守

乘寛

松平榮翁

松平伯耆守

宗發

重豪公御譜中

扣正文在家老座

(重志)

同氏榮翁儀、去年より長々相勝不申、至當春（序意）のり及同篇御座（序意）内、近比別（序意）の疲勞相見得、老病之儀故甚無心許（序意）付、同氏溪山儀、榮翁罷居（序意）外高輪屋敷に晝夜混と爲看病差越居度申聞（序意）外、此段相伺申外、以上、

△天保四年▽ 正月八日

松平大隅守（島津齊興）

全上

同氏榮翁儀、去年より長々相勝不申、至當春候（序意）のり及同篇御座（序意）内、近比別（序意）の疲勞相見得、老病之儀故甚無心許（序意）付、榮翁罷居（序意）外高輪屋敷に日々爲看病差越儀（序意）に老御座（序意）外得共、萬々一難見放節（序意）老致止宿度御座外、同氏豐後守（序意）及同様爲仕度外、此段相伺申外、以上、

△天保四年▽ 正月八日

松平大隅守

齊宣公御譜中

天保四年癸巳春正月、老父公自去夏罹（序意）病至（序意）は大漸、齊宣告（序意）

齊宣公御譜中

幕府、八日自（序意）白銀邸（序意）移（序意）高輪邸（序意）、晝夜侍（序意）床褥（序意）爲療、而禱（序意）禳醫藥終無（序意）其驗、以（序意）三十五日（序意）薨（序意）於江府高輪邸正寢、而有（序意）故告（序意）

幕府以（序意）二月三日薨（序意）、十日遺體發（序意）邸、四月五日入（序意）魔府福昌寺、八日行（序意）葬儀於寺場、齊宣告老在（序意）江府、則有（序意）法制不（序意）能（序意）以隨（序意）葬於國、故使（序意）一門島津内匠久德代（序意）己爲（序意）葬主（序意）、獻（序意）祭文（序意）、事詳（序意）于父公譜（序意）、故略焉、○今茲納父公木主於江府瑞聖寺、齊興自二月十四日至十六日修中陰法事於瑞聖寺、齊宣亦附白銀五枚于寺、以耐祭、使家老格調所笑左衛門廣郷燒香代拜、若三十五日及四十九日法事亦附銀代拜如中陰法事、四月三日修百日法事亦如之、

天保四年癸巳 大父公自（序意）去年夏（序意）罹（序意）病、醫藥不（序意）驗、至本年正月（序意）病益漸、竟以（序意）三月十五日（序意）薨（序意）於江府高輪邸正寢、而告（序意）薨日於

幕府以（序意）二月三日、是日邸中初發（序意）喪、十日遺骸發（序意）高輪邸、四月五日入（序意）鹿兒島福昌寺、葬祭之事詳（序意）於其譜、

重豪公御譜中  
扣正文在家老座

三位様御儀、去夏以來格別御病症<sub>不</sub>被爲 入<sub>り</sub>得共、  
兎角御小水御頻數、其上暑中<sub>に</sub>相成追<sub>く</sub>御食味薄被遊御  
座<sub>り</sub>處、御同篇付、初冬より杉本宗春院<sub>に</sub>御賴御藥御服  
用被遊<sub>り</sub>得共、兎角御藥効無<sub>之</sub><sub>り</sub>處、舊臘中旬比いつれ  
御食事御進兼、其後御舌上御乾燥等<sub>有</sub>之、何分御同篇  
候間、去ル五日野間廣春院殿御同<sub>有</sub>之、御病根之御藥  
<sub>不</sub>被爲 在、早竟御高年被爲及<sub>り</sub>故之御事<sub>有</sub>、格別  
御難儀被遊<sub>り</sub>儀<sub>有</sub>之<sub>不</sub>無之、日<sub>々</sub>暖氣<sub>有</sub>之<sub>不</sub>相向<sub>り</sub>ハ、追  
く御順快可被遊奉恐悦<sub>り</sub>、右付<sub>る</sub>老  
(爲替付意)  
御隠居様御事、此内より高輪<sub>に</sub>御逗留被遊、 太守様  
若殿様其外 御子様方<sub>に</sub>及<sub>り</sub>毎日被爲 入、萬端無御手拔  
御療養被遊候間、追<sub>く</sub>御順快可被爲 在<sub>り</sub>得共、長<sub>く</sub>之  
御不例故御様躰書并御食量付相添此段申越<sub>り</sub>條

(奉)  
「天保四年」

正月十日

猪飼 央

島津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

(01)

三位様御容體去夏已來格別御病症<sub>不</sub>被爲 入<sub>り</sub>得共、  
兎角御小水御頻數、其上暑中<sub>に</sub>相成追<sub>く</sub>御食味御薄、種  
く御進食之劑差上<sub>り</sub>得共、兎角御同篇<sub>に</sub>付、初冬之比よ  
り杉本宗春院殿<sub>に</sub>御賴御藥御服用被遊<sub>り</sub>、全御高年御陽  
氣御衰弱被爲成<sub>り</sub>儀、兎角御藥効無<sub>之</sub>御同篇<sub>に</sub>被爲 入  
候、御平生御口瘡折<sub>く</sub>被爲 入<sub>り</sub>處、此節<sub>に</sub>相成亦<sub>く</sub>御  
赤<sub>み</sub>被爲 在<sub>り</sub>、尚又御食味御嫌被遊<sub>り</sub>、

辰十二月十五日

御惣體先御同篇<sub>に</sub>奉診<sub>り</sub>、夜中御相應<sub>に</sub>御寢被遊<sub>り</sub>、

十六日

御舌上少<sub>く</sub>御和被遊<sub>り</sub>得共、御聲兎角御嘔被遊<sub>り</sub>、全御  
咽喉御虛火<sub>有</sub>御乾燥被遊<sub>り</sub>故之御儀と奉診<sub>り</sub>に付、熊  
參湯折<sub>く</sub>差上<sub>り</sub>、夕刻杉本宗春院殿御診<sub>有</sub>之、夜中御相  
應御快寢、

十七日

御脈狀御平<sub>に</sub>奉診<sub>り</sub>、熊參不相變御用被遊<sub>り</sub>、夜中御相  
應御寢被遊<sub>り</sub>、

十八日

御脈狀御平<sub>に</sub>奉診<sub>り</sub>、御舌上御乾燥少<sub>く</sub>御薄被爲成、夜  
中御相應<sub>に</sub>御快寢、

十九日

御脈狀先御同様、御舌上御乾燥餘程御宜敷被爲成り、雪之御中り<sub>表</sub>不被爲 入、夜中御相應御快寢、

大便御澤山被爲 入り<sub>り</sub>、其後御一睡、御氣前<sub>表</sub>御開被遊、夜中御相應御快寢、

廿日

御惚體先格別之御變<sub>表</sub>不被爲 入候得共、晝之中兎角御多眠<sub>る</sub>、夜中<sub>表</sub>矢張御腹勝<sub>ニ</sub>被爲 入り、

御脈狀先御平和、晝後杉本宗春院殿御見廻御診被仰付り處、先御平<sub>ニ</sub>被爲 入り由被仰上り、夜中御相應御快寢被遊り、

廿一日

餘寒甚敷故兎角御氣前御重ク御不食<sub>ニ</sub>被爲 入り、八ツ時後宗春院殿御見舞御診被仰付り、

廿七日

少<sub>ク</sub>雪之御中り被爲 入り間、晝之間<sub>表</sub>兎角御腹勝<sub>ニ</sub>被爲 入り、夜中<sub>表</sub>御相應<sub>ニ</sub>御寢被遊り、兎角御多眠全御心氣倦憊之御候<sub>ニ</sub>可被爲 入り<sub>奉</sub>診り、

廿二日

御脈狀御氣前格別御變り<sub>表</sub>不被爲 入り得共、何分餘寒<sub>ニ</sub>御堪兼被遊り、寒氣御防之劑被仰付調上仕り、夜中御相應御快寢被遊り、

廿八日

御脈狀先格別之御緩弱<sub>ニ</sub>表不被爲 入候得共、御氣前兎角御重ク被爲 入り、夜中御相應御快寢、

廿三日

御脈狀先御平和、雪故兎角御氣重<sub>ニ</sub>被爲 入候、夜中相成御相應御快寢、

廿九日

御脈狀先御同位<sub>ニ</sub>奉診り、御食量兎角御減少、御口中御乾燥被遊り付、一統相談之上法印御藥建中湯加減之御本劑御兼用、私共<sub>方</sub>調中益氣湯調上仕り、夕刻杉本殿御見舞之上御診被仰付り、御兼用之儀<sub>表</sub>相談いたしり處、御

廿四日

大抵廿三日御同様、夜中<sub>表</sub>御快寢被遊り、

同案<sub>ニ</sub>付其儘調中益氣御兼用差上り、夜中御相應御快寢、

廿五日

御脈狀格別之御變り<sub>表</sub>不被爲 入候得共、夜中<sub>ニ</sub>相成御

晦日

御脈狀先御同位ニ終日御多眠ニ被爲 入、餘寒ニ兎

角御自冷被遊、格別御案申上候御事ニ者不被爲有、得共、全ク御元氣御薄被爲 入、故之御儀ニ奉存、夜中ニ相成少、御上り被召上、又、御寢被遊、

巳正月元日

前夜老御氣分、御重被爲 入、處、今朝御開被遊、終日御氣前宜敷何之御、吳狀不被爲 在、夜中御相應ニ御寢被遊、

二日

御脈狀御同位ニ奉診、御惣躰先格別之御變り不被爲 入、日、少、少、御緩急被爲 在候得共、自然御疲勞、御増被遊、様奉診、御食量舊冬より老少、御減被遊、兎角御寢勝ニ被爲 入、

三日

御脈狀先御同位ニ被爲 入、得共、自然と御力御少ク相診、其外前日ニ御替り不奉診、晝後御氣前御輕暫之間被遊御座、七ツ時比宗春院殿御見廻御藥御轉方ニ相成、四君子湯加附子御調進ニ相成、夜中御相應ニ御寢、

四日

御脈狀御同位、寒氣相緩、故少、御平穩ニ奉診、夜

中御相應御快寢、

五日

御脈狀御復被遊兼、御氣前ニ者隨分御平ニ被爲 入、得共、此後御吃逆ニ者御發不被遊、様一統御案申上、八ツ半時比野間廣春院殿初、御見廻御伺被仰付、格別之御、吳見無、得共、全ク御高年御衰弱御胃氣御薄被爲成、故之御不食ニ御診被成、段、宗春院殿御藥御同案、別ニ思召、無之段被仰置、夜中御相應御快寢、

六日

御脈狀先昨日ニ格別御變り不被爲 入候、兩三日老少、春寒相緩、御間、御惣躰御平穩ニ被爲 入、八ツ時比宗春院殿御診、御口中少、御爛被遊候ニ付、御診之上御藥四君子湯ニ薔薇花玄參之加味御調上被成、其外兩三日御同位被爲 入、段被仰置、少、御吃逆之御模樣ニ、可被爲 入哉、御虛氣御上逆御一二聲程ツ、被爲 入、ニ付、御兼用沈香降氣私共方調上仕、夜中御相應ニ御快寢、

七日

快晴故御氣前、御輕被相同、御脈狀御同様被爲 入、御口中御爛、御快被爲成、御痛御咽喉ニ相移り御上り

御用被遊兼<sup>レ</sup>ニ付、御藥驅風解妻湯ニ桔梗天花粉相加へ  
調上仕<sup>レ</sup>、夜中御相應ニ御快寢、

八日

御咽痛過半御快被爲成<sup>レ</sup>、御脈狀御同位、晝後又ニ御咽  
痛御増被遊<sup>レ</sup>ニ付、清咽利膈湯調上仕<sup>レ</sup>、夜中御相應ニ  
御快寢、

九日

御脈狀御同位、御咽痛少ク御快被爲 入<sup>レ</sup>、兎角御多眠  
ニ御脈狀表自然御軟弱被相診候、御食量御減少被爲成  
<sup>レ</sup>、晝後宗春院殿・廣春院殿同刻御出、御同様御診被仰  
付、御相談之上木事方七珍散御轉方御調進被成<sup>レ</sup>、夜中  
御相應ニ御快寢、

十日

御脈狀御同位被爲 入<sup>レ</sup>、熊膽生姜煎汁御心下御痞鞭ニ  
付御用被遊<sup>レ</sup>處、御痰御吐被遊直ニ御治<sup>レ</sup>り被爲 入<sup>レ</sup>、  
追々春暖ニ表相成<sup>レ</sup>ハ、御快方可被爲 入<sup>レ</sup>得共、右御  
容體申上<sup>レ</sup>、以上、

(志) 二天保四年  
正月十日

高輪詰  
奥醫師

十二月十五日

御食量

御三度  
一合六拾六匁五分

外ニ御蕎麥十二匁

十六日

同  
一合五拾三匁三分

十七日

同  
一合五拾匁貳分

十八日

同  
一合六拾三匁

十九日

同  
一合五拾五匁壹分

廿日

同  
一合五拾壹匁

廿一日

同  
一合三拾七匁

廿二日

同  
一合四拾壹匁五分

外ニ夜ニ入五ツ半時粥十二匁

同  
一合五拾壹匁

同  
一合五拾壹匁

廿四日

同  
一合六拾壹匁

廿五日

同  
一合三拾六匁五分

廿六日

同  
一合四拾八匁

廿七日

同  
一合四拾貳匁五分

廿八日

同  
一合五拾匁

廿九日

同  
一合三拾貳匁五分

晦日

同  
一合五拾八匁

巳正月元日

同  
一合四拾五匁

二日

同  
一合三拾貳匁

三日

同  
一合貳拾五匁五分

四日

同  
一合三拾五匁七分

五日

同  
一合三拾八匁

六日

同  
一合貳拾壹匁八分

七日

同  
一合貳拾貳匁

八日

同  
一合四拾六匁七分

九日

同  
一合貳拾四匁

(参) 〔天保四年〕 正月十日

高輪詰  
奥醫師

2643

重豪公御譜中

寫正文在文庫

なをく御不快御快きかたに御座被成り哉、御返事  
ニ委承まいらせり様ことの御事ニ御座り、めてたく  
かしく、

上々様かた御機嫌よく成せられ御めてたき、度々の雪に



2644

て一入餘寒もつよくおはしましりへとも、御手前様御障りも御座成れず御めてたき、御不快いかゝの御様子御座被成り哉、雪にて格別の御障りも御座被成すり哉御尋遊しり、それにつき此行器二荷・添重一組御内々被遣り、何も心得りてよふ申せとの御事おはしましり、めてたくかしく、

〔天保四年〕

まつ平  
榮翁様  
人々御中

花町

梅溪

たき山

全上

なをく何もよろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

御文被下り、

上々様益御機嫌よく成せられ、御めてたく思召被成りよし、さてハ昨日

御臺様方御内々御尋として行器二荷・添重一組被遣り御事有かたく思召被成りよし、右の御禮御申上被成り御文の様よろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

2645

〔天保四年〕

まつ平  
榮翁様  
御返事  
人々御中

花町

梅溪

瀧やま

全上

なをく幾久しく萬々年祝く入まいらせり、めてたくかしく、

上々様かた御機嫌よく被爲成御めてたき、御手前様御老年に付、思召を以て御納戸金の内御内々三百兩例年の通り被遣り、御病中にも御座被成り御事ゆへ、御慰も相成り様ことの思召にて例年よりハ御早ふ被遣り、御めて度御戴き被成り様こそんしまいらせり、めてたくかしく、

〔天保四年〕

松たいら  
榮翁様  
人々御中

花町

梅溪

瀧山

全上

なをく何もよろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

御文下されり、

上々様益御機嫌よく成せられり、御めてたく思召被成りよし、扱は御手前様御老年ニ付、昨日は

御臺様思召を以御納戸金の内方御内々御金三百兩被遣り御事、有かたく御事ニ 思召被成りよし、御手前様此

節御病中ニつき、厚き思召にて例年よりも御早ふ被遣り御事、別有かたき御事と思召被成りよし、右の御禮御

申上被成り御文の様よろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

(巻)  
「天保四年」

松たいら 御返事

榮翁様

人々御中

瀧山

花町

梅溪

2647

全上

なをく御不快の御様子御返事ニ委承まいらせり様  
ことの御事ニ御座り、めてたくかしく、

上々様かた御機嫌よく成せられ御めてたき、兎角餘寒去かねまいらせり、御手前様御障りも御座被成す御めてたき、御不快の御様子いかくにて御座被成り哉、御快方に御

座被成り哉、餘寒もふかくおはしましりま、御尋遊し御噂のミあらせられり、此塗重一組・鯛一おり御あらく敷御事ながら

御臺様方御内々被遣り、何もよふ申せとの御事ニ御座り、めてたくかしく、

(巻)  
「天保四年」

松たいら

榮翁様

人々御中

瀧山

花町

梅溪

2648

重豪公御譜中

重豪公病日漸、心下痞鞭飲食不レ下レ咽、禱爾服藥終無レ有驗、實以ニ是年春正月十五日一刻卯即世江府高輪邸正寝、享年八十九、諡ニ大信院殿榮翁如證大居士、是日留府家老猪飼央尚敏遣ニ急使二人贈ニ書於本國家老、竊報ニ公之凶信、然有レ故未レ告ニ

幕府、故國中不レ發レ喪焉旧譜先公曾書其諱、文為自叙之辭、今從其旧法記之、然喪去之後亦不能為自叙之辭、故自是以采遺法名字書某、公而文為史臣之辭矣、

2649

全上

扣正文在文庫

(鳥津重政)

三位様御容躰之儀、去ル十日迄老同日飛脚便申越通ニ、  
其後之御容躰漸々御疲勞御食事等々御減少御勝不被遊  
處、昨夜半比より別る御衰弱被爲 在、既ニ今朝六時御  
脈等々診兼、御容躰之段別紙之通奥醫師申出何共恐入  
奉存、此段申越、御内證様ニ可被申上、以上、

△天保四年、正月十五日 猪飼 央

鳥津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

○三位様御容躰去ル十日申上、後先御同様ニ被爲 入、

處、御心下御痞鞭被遊、熊姜湯御用被遊、御  
痰ニ御障り御痰計少々御吐被遊、直ニ御治り被遊、同  
夜九時比御白湯被召上、御嘔氣被爲 入少々御溜  
飲御吐被遊、翌十一日杉本宗春院殿御診有之、兎角折  
々御嘔氣御氣送等被爲 入、御脈狀老追々御軟弱入、

夏・丁香加味御調進有之、御脈狀老追々御軟弱入、  
日々御衰弱被爲増候様奉診、十二日野間廣春院殿御  
診有之、去ル九日拜診之節より又々御衰弱ニ相診、  
段被仰聞、十三日御同位被爲入、兎角御心下

2650

御痞鞭被遊御食事被召上兼、八時比黒丸子御用被遊、  
御白湯被召上、御氣送之御氣味被爲 在、不計御  
塞被遊、御脈狀御微細ニ被爲成、無程御回陽被遊、  
同時杉本宗春院殿御診有之、御藥半附丁香梗米之加味  
御調進有之、御上り今日晝夜ニ御粥五勺五分被 召  
上、夜中、夜中方時、御虚熱被爲 在、御脈御細數  
ニ被爲成、十四日九時比又々御塞被遊、無程御開被遊、  
得共、次第ニ御疲勞被爲増、七時比御大便御通、半  
、又々御塞被遊、延齡丹差上一應御開被遊、得共、  
今朝御給食ニ夜九時比より御脈益御微細ニ被爲成、  
御藥御針治等色々御手當差上候得共、朝六時ニ至次第  
御陽腕、御足御冷被遊、御脈狀老診兼、御容躰御座候、  
此段申上、以上、

(卷) 高輪詰 奥醫師  
「天保四年」 正月十五日

全上

扣正文在家老座

三位様御不列被爲 入、其段去ル十日急飛脚を以申越  
通、其後御食事等々御減少ニ御疲勞被爲 在、  
一昨十三日晝時分少々御塞被遊、其後御開老被爲 在

得共、漸々御勝不被遊り付御方々様御付添、御療養方被

爲盡 御手り得共、今曉七ツ時比より増々御勝不被遊、今

朝六時御内實老被遊御逝去、何共奉絶言語り次第御座り、

右付る老早速御屈等可被仰上御事り得共、段々御手數之

儀表有之り付、今日迄老先ツ御内々々諸御手當等取計

り、右付其許に表向老御病氣之筋に申越候、此段極

御内用を以御自分方迄申越り條 御内證様は表可被申上

り、尤嶋津市正殿其外格別之御續合有之向老、外々には不

相響様被申上り儀共、何分表御吟味次第可被取計り、以

上、  
〔天保四年〕<sup>(米)</sup> 正月十五日 猪飼 央

島津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

重豪公御譜中

扣正文在家老座

三位様御萬歳之後老瑞聖寺に被爲 入善り段被 仰出置

り得共、

御没後老福昌寺に可被爲 入旨

御隠居様に舊臘

御遺言被遊り段、今朝

御書留之以御寫

御直ニ承知仕り間、此段爲御心得以御内用申越り、以上、

〔天保四年〕<sup>(米)</sup> 正月十五日 猪飼 央

嶋津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

2652 重豪公御譜中

扣正文在家老座

公邊に御病氣御屈之儀、來ル廿六日夕被差出り様可被

仰付哉、

〔米〕本文御看御拝領之節、至極御大切之御屈被差出候付、何御機嫌申上、其

一 右付御親類様方等に爲御知可被仰進哉、  
外書御同之通被仰付候旨被 仰出候事

一 右付月次御禮罷出り面々

御三殿様

若殿様に伺御機嫌申上、諸士老御帳ニ相付同斷申上、

大奥に兼り申上來り面々表是又申上り様可被仰付哉、

一 右付極々急飛脚可被差立哉、  
一 來ル廿六日被仰上り通到今日猶又御勝不被遊との御屈

來ル廿八日夕被差出外様可被仰付哉、

一 公方様

内府様より御尋之

上使來ル廿九日御出被成外ハ、御大切之御届來月朔

日夕被差出外様可被仰付哉、

一 右 上使付、月次御禮罷出外面、

御三殿様

若殿様江御祝儀申上、諸士老御帳ニ相付同斷申上、大

奥江兼而申上來外面、及是又申上外様可被仰付哉、

一 右御大切之御届被仰上外付、月次御禮罷出外面、

御三殿様

若殿様江伺御機嫌申上、諸士老御帳ニ相付同斷申上、

大奥江兼而申上來外面、及是又申上外様可被仰付哉、

一 右兩御廉付御親類様方等江御知可被仰進哉、

一 來月二日 上使を以御着拜領被爲 在外ハ、至極御

大切之御届御先手衆を以右 上使江被差出答外、

一 右御着御拜領付、月次御禮罷出外面、

御三殿様

若殿様江御祝儀申上、諸士老御帳ニ相付同斷申上、大

奥江兼而申上來外面、及是又申上外様可被仰付哉、

一 右御着御拜領付、御親類様方等江爲御知可被仰進哉、

一 御逝去之御届來月三日被差出、當朝卯刻御逝去之筋可

被仰出哉、

一 右付御親類様方等江爲御知可被仰進哉、

一 右付月次御禮罷出外面、

御兩殿様

若殿様江伺御機嫌申上、諸士老御帳ニ相付同斷申上、

大奥江兼而申上來外面、及是又申上外様可被仰付哉、

一 右付極々急飛脚海陸貳手ニ可被差立哉、

右之通可被仰付哉、此段奉伺候事、

(奉) 「天保四年」

2653

重豪公御譜中

正文在琉球國司

從 國王様尊書致拜見外、去々歳

三位様御位階御昇進之爲御祝儀、以豐見城王子御太刀一

腰・御馬代黄金十兩并目錄之通被差上之、到江府遂披露

外處御滿悦之御事外、此旨可有洩達外、恐々謹言、

(奉)

「天保四年」 正月廿五日

二階堂主計

實名判

川田信濃  
實名判

嶋津丹波  
實名判

三司官

全上

從 前國王様尊書致拜見<sup>レ</sup>、去<sup>ク</sup>歲

三位様御位階御昇進之爲御祝儀、以豐見城王子御太刀一  
腰・御馬代黄金十兩并目錄之通被差上<sup>レ</sup>之、到江府遂披露

外處御滿悅之御事<sup>レ</sup>、此旨可有洩達<sup>レ</sup>、恐<sup>ク</sup>謹言、

<sup>(卷)</sup>  
「天保四年」 正月廿五日

二階堂主計  
實名判

川田信濃  
實名判

嶋津丹波  
實名判

三司官

全上

扣正文在家老座

同氏榮翁事先達<sup>ル</sup>より不快有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>處、頃日相勝不申<sup>レ</sup>、  
此段御届申上<sup>レ</sup>、以上、

<sup>(卷)</sup>  
「天保四年」 正月廿六日 松平大隅守

<sup>(采)</sup>  
一右御書付御日附当日御留守居本田六左衛門を以御用番松平和  
泉守様<sup>江</sup>被差出<sup>レ</sup>外處、被成御落手<sup>レ</sup>旨御取次今井彌太夫を以  
被仰聞<sup>レ</sup>」

全上

三位様御病氣之段<sup>考</sup>、去<sup>ル</sup>十五日極<sup>ク</sup>急飛脚を以申越通  
外、然處漸<sup>ク</sup>御疲勞御増被遊<sup>レ</sup>付、今日御病氣之御届御  
用番松平和泉守様に別紙御案文寫之通之御届書御留守居  
持參差出<sup>レ</sup>處、被成御落手<sup>レ</sup>旨御取次を以被 仰聞<sup>レ</sup>外段  
申出<sup>レ</sup>、右付月次御禮罷出<sup>レ</sup>外面<sup>ク</sup>

御三殿様

若殿様に奉伺御機嫌、諸士老御帳ニ相付同斷申上、且大  
奥に表兼<sup>テ</sup>申上來<sup>レ</sup>外面<sup>ク</sup>考毎之通申上<sup>レ</sup>、左<sup>レ</sup>右御親類  
様方等<sup>ニ</sup>爲御知被仰進<sup>レ</sup>儀共御使番致取扱<sup>レ</sup>、當分之御  
容躰猶以御草臥強被成御座<sup>レ</sup>故、御容躰書・御食付等不  
差越<sup>レ</sup>、右次第之御容躰何共恐入奉存<sup>レ</sup>、此段申越<sup>レ</sup>條  
御内證様に被申上、向<sup>ク</sup>申渡等之儀共何分表可被取計<sup>レ</sup>、  
以上、

2657

〔天保四年〕<sup>(朱)</sup> 正月廿六日 猪飼 央

鳴津但馬殿  
鳴津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

全上

三位様御病氣付る者追々申越置通外處、段々御差重別の御難症之御容躰被爲成、御内實者御極之段者先便申越置通外、右付

公邊御届被 仰出、極々急飛脚差立表向申越通外、御届一件付る者段々御手數等及有之、其上無御據御故障筋之御譯合及被爲在候付、御極御届者來月三日被仰出善外、左外

御遺躰御國許に御引越、福昌寺に 御入寺之善外間、御内々者御下國御手當折角之取しらへ等あり、來月十日比迄を限爰許御發棺之積外、御供御家老調所笑左衛門殿・<sup>(公)</sup>御側御用人本田六左衛門・高輪御附御小納戸頭取・御用御取次見習早川男破魔御側役之場なる御側御用人兼御供被仰付善外、其外奥向表方御供之儀及追々被仰出外付、致

2658

内達置外間御弘之上被 仰付善外、其許之儀及御手當向等内々取しらへ被置、表向申越外上者猶又無間違様被取計なる可有之外、此段御内用を以申越外、以上、

〔天保四年〕<sup>(朱)</sup> 正月廿六日 猪飼 央

鳴津但馬殿

鳴津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

全上

三位様御内實御極に付る者、何篇外々様御例より少々御手厚方に取しらへ候様承知仕外、右付る者、於御當地者御隠居之 御方様御逝去之御例無御座外間、於御國元<sup>(鳥津總豊)</sup>宥邦院様御逝去之御例を以少々御手厚取しらへ、御下國之儀者

圓徳院様御例に是又少々御手厚方に取しらへ候様可仕哉之旨奉伺外處、其通被 仰出候付可承向迄致内達置、表向御逝去御發有之外上向々々者申渡善外、此段御内用を以申越外條、其元向々申渡之儀者御逝去御左右之飛脚

致到着<sup>レ</sup>上可被申渡<sup>レ</sup>、以上、

(卷)

「天保四年」

正月廿六日

猪飼 央

嶋津但馬殿

嶋津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

全上

三位様御逝去<sup>ニ</sup>付<sup>ル</sup>者 御方<sup>ク</sup>様<sup>ニ</sup>

御内證様より御見廻等之御使可被差越哉、

賢章院様御同斷之節<sup>ニ</sup>御使被差越<sup>レ</sup>付、右之通致吟味

奉伺<sup>レ</sup>處、伺通被 仰出<sup>レ</sup>、

一圓徳院様御逝去之節、寄合並以上相中使御馬廻、諸士

相中使御小姓與被差越<sup>レ</sup>筋相見得、尤御一門方等<sup>方</sup>者

自分使者被差越<sup>ニ</sup>不及、書狀を以被申上<sup>レ</sup>筋相見得<sup>レ</sup>

付、此節者何様可被仰付哉之旨奉伺<sup>レ</sup>處、

圓徳院様御例通被仰付<sup>レ</sup>旨被 仰出<sup>レ</sup>、

右之通被 仰出<sup>レ</sup>付、此段御内用を以申越候條、御逝

去御左右飛脚致到着<sup>レ</sup>上、夫<sup>々</sup>御先例通被取計<sup>ニ</sup>可

有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>、以上、

(卷)

「天保四年」

正月廿六日

嶋津但馬殿

嶋津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

2660

全上

三位様御遺骸福昌寺に被爲 入<sup>レ</sup>付<sup>ル</sup>者、 御位牌何方

に 御安置可被遊哉、且 御廟所場所之儀者不及奉伺、

於御國許吟味次第可被仰付哉之旨奉伺<sup>レ</sup>處、 御位牌者

御惣靈様御位牌殿御一所<sup>ニ</sup> 御安置<sup>レ</sup>様、且 御廟所場

所之儀者、

(島津家久) 中納言様御影堂御後邊又者

(竹姫、総豊後守) 淨岸院様御廟所左御脇邊に 御安置<sup>レ</sup>様被 仰付<sup>レ</sup>付、

取覽之者に空<sup>ニ</sup>別紙倉繪圖面取仕立させ、張紙を以達

貴聞<sup>レ</sup>處、右御兩所之間何れ<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>御都合宜方其元吟味

次第被仰付<sup>レ</sup>、尤右繪圖面之儀者空取仕立付<sup>ル</sup>者、屹と

御取究<sup>レ</sup>被遊兼<sup>レ</sup>御事故、張紙より少<sup>ク</sup>御場所相替<sup>レ</sup>る

者御差支無<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>の御事<sup>レ</sup>付、右之趣被相合御都合能可被

取計<sup>レ</sup>、此段御内用を以申越候、以上、



〔天保四年〕  
正月廿六日 猪飼 央

嶋津但馬殿  
嶋津丹波殿  
川田信濃殿  
二階堂主計殿

2661 全上

此節

御遺躰下之關方大里に御渡之御船、久見崎方被差廻り筋申越善り得共、急速成事り得老其内相廻り居り程合難計外付、爰許（昌高、重豪男）の奥平様御方に御留守居を以被及御内談、彼御方御在合之御船御借受之御内定に外間、其御方より御手當に不及り、荒井御渡船之儀奉御手當相濟居り、爲御心得此段以御内用申越り、以上、

〔天保四年〕  
正月廿六日 猪飼 央

嶋津但馬殿  
嶋津丹波殿  
川田信濃殿  
二階堂主計殿

2662 旧御番所御文書三番箱中

口裏

仰 天保四年正月廿七日

さつまの中將より今度昇しんの御禮として黄金百兩・御きぬ三十疋進上おハしましり、ひろう申て外へはおもしろく思しめしりよし、よくころへ外て申せとてり、御心へ外てつたへさせられ外へくり、かしく、

方

御いまの御局へ  
る申給へ

2663

重豪公御譜中

正月二十八日以、公之疾病に告、月直老中松平和泉守乘寛、二十九日

大家遣堀田相摸守正篤御奏者衆高輪邸、尋問、公之病、儲后家慶公亦有懇篤之旨、秋月筑前守種任代、公而爲、送迎之禮、而日既過、申故是日不及登、城、至本丸・西丸老中邸に謝恩、又遣留守居于田沼玄蕃頭意正儲后家慶公側用人格及若年寄邸、表方使者于御側衆邸、番頭使者于堀田正篤之邸、各謝恩、

全上

扣正文在家老座

同氏榮翁事病氣段、致養生外得共、草臥相増一昨日御届申上外通、到今朝不相勝不輕容躰ニ外、此段申上外、以上、

〔天保四年〕

正月廿八日

松平大隅守

〔朱〕一右御書附御日附当日御留守居本田六左衛門を以、御用番松平和

泉守様正被差出外処被成御落手外旨、御取次大山彦左衛門を以被仰聞外

全上

三位様御不例之儀追々申越外通、猶又不被遊御勝御草臥被成御増、何共恐入奉存外、右付外者

御惣方様別被遊 御心配外得共、於御機嫌者何之御障も不被遊御座外、此段申越外條

御内證様江可被申上外、以上、

〔天保四年〕

正月廿九日

猪飼 央

嶋津但馬殿

嶋津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

重豪公御譜中

扣正文在家老座

先月廿九日

上使御出之節、御容躰書等別紙四通之通御坊主組頭を以被差出外付、爲御心得相添此段申越外、以上、

〔天保四年〕

二月三日

猪飼 央

嶋津但馬殿

嶋津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

全上

容躰書

同氏榮翁病氣不相勝、食事給兼草臥相増申外、以上、

〔天保四年〕

正月廿九日

松平大隅守

2669

2658

全上

御醫師

杉本宗春院

野間廣春院

中川隆玄

杉本忠温

右四人藥服用仕外、

多記安叔

家來醫師

喜多村良宅

右同

河村宗膽

右容躰爲見申外、

〔天保四年〕  
正月廿九日

松平大隅守

全上

御醫師

杉本宗春院

中川隆玄

家來醫師

2670

喜多村良宅

同

河村宗膽

右相詰罷居外、以上、

〔天保四年〕  
正月廿九日

松平大隅守

全上

相詰罷在外一類共

松平大隅守  
(島津齊興)

松平溪山  
(同齊宣)

松平豐後守  
(同齊彬)

松平伊豫守  
(池田齊敏)

松平美濃守  
(黒田齊徳)

奥平左衛門尉  
(高)

松平刑部太輔  
(定整)

戸田伊賀守  
(氏正)

戸澤能登守  
(氏命)

島津又吉郎

〔天保四年〕

同年二月二日

大家及 亞相公再訊<sup>二</sup> 重豪公之病、使<sup>レ</sup>内藤大和守賴<sup>一</sup> 御奏來<sup>中</sup>于高輪邸上、蒙<sup>二</sup>懇篤

上旨<sup>二</sup>乃賜<sup>レ</sup>御着<sup>一</sup>、秋月筑前守種任代<sup>レ</sup>公奉<sup>三</sup>恩旨<sup>一</sup>、而日既過<sup>二</sup>晡時<sup>一</sup>故不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>登<sup>レ</sup>城、至<sup>三</sup>本丸・西丸老中各邸<sup>一</sup>謝<sup>レ</sup>恩、亦遣<sup>二</sup>留守居若年寄及田沼玄蕃頭意正之邸、表方使者于御側衆邸<sup>二</sup>各謝<sup>レ</sup>恩、

全上

扣正文在家老座

三位様御病氣段、御差重御大切之御容躰付、別紙御案文寫之通、一昨朔日夕御用番松平周防守様<sup>レ</sup>御留守居持參差出<sup>レ</sup>處被成御落手<sup>レ</sup>旨、御取次を以被仰聞<sup>レ</sup>段別紙之通申出<sup>レ</sup>、然處昨二日

公方様より 上使御奏者番内藤大和守様を以

三位様御着御拜領有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>付、

御名代秋月筑前守様御引受、高輪御門地<sup>(幅<sup>レ</sup>之)</sup>内迄御出迎

御案内、御客間<sup>レ</sup> 御着座、

上意之趣且

内府様より表 上意有<sup>レ</sup>之御承知、御着御頂戴有<sup>レ</sup>御入、上意之趣御家老承知仕、御側役を以申上御頂戴相濟、御受之儀又御家老承知仕御名代<sup>レ</sup>申上、再 御出御受被仰上、

上使之御方<sup>レ</sup>御容躰書等別紙四通之通、御坊主組頭を以被差出、御取持之御次第等都<sup>レ</sup>御先例通相濟<sup>レ</sup>、左<sup>レ</sup>御名代御登 城之善<sup>レ</sup>處、七時後相成<sup>レ</sup>付不被爲及其儀、

兩御丸御老中様<sup>レ</sup>

太守様より之御禮及御兼御廻勤、田沼玄蕃頭様・若御年寄様<sup>レ</sup>御留守居、御側衆<sup>レ</sup>若表方御使者を以御禮被仰達、

上使之御方<sup>レ</sup>若御番頭以御使者御禮被仰達相濟<sup>レ</sup>、一御三殿様 大奥御勤之儀、御先例通御文を以被仰上<sup>レ</sup>、

一月次御禮罷出<sup>レ</sup>面<sup>レ</sup>席<sup>レ</sup>調<sup>レ</sup>こ<sup>レ</sup>

御三殿様 若殿様<sup>レ</sup>御祝儀申上、諸士若御帳<sup>二</sup>相付同斷申上、大奥<sup>レ</sup>兼<sup>レ</sup>申上<sup>レ</sup>來<sup>レ</sup>面<sup>レ</sup>若每之通申上<sup>レ</sup>、

一右 上使之御方<sup>レ</sup>至極御太切之御届被差出候付、月次

2673

御禮罷出外面々席々謁こゝ

御三殿様 若殿様に伺御機嫌申上、諸士老御帳ニ相付

同斷申上、大奥に兼お申上來外面々老毎之通申上外、

一御内輪御吹聴脇々爲御知等之儀共、御使番致取扱相濟

外、

右申越外條

御内證様に被申上外儀共、何分及被取計こゝ可有之

外、以上、

(卷)

「天保四年」二月三日

猪飼 央

嶋津但馬殿

嶋津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

全上

同氏榮翁事病氣段々差重大切之容躰罷成外、此段申上外、

以上、

(卷)

「天保四年」二月朔日

松平大隅守

2674

全上

容躰書

同氏榮翁事病氣差重、昨日申上外通至極大切罷成外、以

上、

(卷)

「天保四年」二月二日

松平大隅守

2675

全上

相詰罷在外一類共

松平大隅守

松平溪山

松平豊後守

松平伊豫守

松平美濃守

奥平左衛門尉

松平刑部太輔

戸田采女正

戸澤能登守

島津又吉郎

御醫師

杉本宗春院

右四人藥服用仕外、

野間廣春院

中川隆玄

杉本忠温

多記安叔

家來醫師

喜多村良宅

河村宗膽

△同△

右容駱爲見申外、

〔<sup>(卷)</sup>天保四年〕二月二日

松平大隅守

全上

御醫師

野間廣春院

杉本忠温

家來醫師

喜多村良宅

同

河村宗膽

右相詰罷居外、以上、

2697

△天保四年△二月二日

松平大隅守

全上

三位様御病氣御勝不被遊、其段追々急飛脚等を以申越通ニ外、然處漸々御疲勞御増段々御療養被遊外得共、

御養生不被爲叶、今朝卯刻被遊御逝去奉絶言語外、依之御忌服等之儀御用人御記録奉行に相しらへ外處、

太守様御忌三十日、御服百五十日、

御隠居様 <sup>(重慶男)</sup>左近様 <sup>(重慶男)</sup>虎之助様 <sup>(重慶女)</sup>淑姫様御忌五十日、御服十三月ツ、

若殿様御忌二十日、御服九十日、

<sup>(齊宣男)</sup>報七郎様御忌三十日、御服百九十日、

<sup>(齊宣女)</sup>幸姫様御忌二十日、御服九十日被爲請答外旨申出外付、

達 責問 御方々様江申上可承向江及申渡外、

一右付御逝去之御届并御忌服之儀、今日別紙御案文之通

御用番松平周防守様・西丸御用番松平伯耆守様江被差

出外處御落手相成外、右付脇々爲御知之儀者、御使番

致取扱相濟外、

一右付月次御禮罷出外面々今日席々謁ニお

御兩殿様 若殿様奉伺御機嫌、大奥江及兼申上來

外面々者毎之通奉伺御機嫌、諸士者御帳ニ相付同斷申上外、

一右付御屋敷中愼之儀、普請・鳴物・殺生日數三十日令停止、高輪・白金御屋敷者五十日同斷、其外御屋敷者五日相過外ハ、普請者不苦外、

一太守様御忌三十日、御服百五十日被遊御請外付、御家中之面々月代之儀者日數十五日致間敷外、髭者五日相過すり可申外、尤御忌内者可相愼外、

一若殿様御忌二十日、御服九十日被遊御請外付、御附之面々日數十日月代致間敷外、髭者五日相過すり可申外、尤御忌内者可相愼外、御附女中之儀者同斷可相愼外、

一左近様 虎之助様 淑姫様御忌五十日、御服十三ヶ月ツ、被遊御請外付、御附女中之面々御忌日數可相愼外、

一報七郎様御忌三十日、御服百五拾日被遊御請外付、御附女中之面々御忌日數可相愼外、

一御隠居様御忌内者御家中之面々并高輪・白金御附女中之儀者心入を以可相愼外、

一七日相過家來末々迄及可爲致月代外、

一御留主居・御留主居附役・御留守居組足輕之儀、

公邊御役場に及相勤事外間、月代立ニ不及、家來末々

迄及同斷、

一御方々様は御見廻等之儀者御使番致取扱、其許同役は今日便申越外段申出外、

一（寄直女）郁君様御事御祖父様ニの御忌三十日、御服百五拾日被遊御請等外得共、

一太守様御養女被爲成 御曾祖父様之御續相成候故、御忌二十日、御服九十日御請可被遊旨申上外様、京都御留守居は今日便申越外、

一其許御忌掛之向者御役々は被相調、何分及被取計ニの可有之外、

一右付隣國并長崎御奉行・佐土原爲御知、中山王承知等之儀共、御先例を以可被取計外、

一御法名  
大信院殿榮翁如證大居士と奉稱外旨被 仰出外付、

御法名白木箱入ニの差越外、

右旁申越外條  
御内證様は被申上、其許申渡等之儀共可被取計外、

以上、  
但京大坂愼沙汰等之儀共今日便申越外、尤御續書

等六通差越外、

(朱)

「天保四年」二月三日

調所笑左衛門

猪飼 央

鳴津但馬殿

鳴津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

2678

全上

同氏榮翁事病氣養生不相叶、今三日卯刻致死去、此段御届申上り、以上、

(朱)

「天保四年」二月三日

松平大隅守

祖父榮翁事今日致死去、溪山ニ孝父、豊後守ニ孝曾祖父付忌服之覺

忌三十日 二月三日より 三月二日迄

服百五十日 二月三日より 七月五日迄

忌五十日 二月三日より 三月廿二日迄

服十三ヶ月 二月三日より 二月迄

松平大隅守

松平溪山

忌二十日 二月三日より 二月廿二日迄

服九十日 二月三日より 五月三日迄

松平豊後守

右之通御届申上候、以上、

(朱)

「天保四年」二月三日

松平大隅守

「右御届書」二通御日附当日御留守居半田嘉藤次を以御用番松平周防守様被差出り処、御落手被成り旨、御取次并下勤十郎を以被仰聞り、左に西丸江茂御同家式通御留守居本田六左衛門を以被差出り事」

2679

全御譜中

以今茲春二月三日一告ニ 公之薨去於

大家ニ、是日邸中初發レ喪、六日

大家遣ニ堀田相摸守正篤<sub>御奏者衆</sub>高輪邸ニ、哀ニ惜 公之棄世ニ、

賜ニ香奠銀五十枚ニ且弔ニ 齊興公及 老君溪山公之喪ニ、

儲后家慶公亦加ニ哀惜之言ニ、秋月筑前守種任爲ニ送迎之

禮ニ、而即日至ニ本丸・西丸老中邸ニ謝レ恩、又遣ニ留守居于田

沼玄蕃頭意正<sub>儲后家慶公御用人格</sub>及若年寄邸、表方使者于御側衆邸、

番頭使者于 上使堀田正篤之邸ニ各謝レ恩、七日

御臺様亦哀ニ惜 公之棄世ニ、以ニ奉文ニ賜ニ香奠銀三十枚ニ、



重豪公御譜中

扣正文在家老座

(朱) 御付紙

亡祖父榮翁遺骸之儀、先例之通國元ニ差越申度御座外、

可為勝手次第候

此段御差圖被成可被下外、以上、

〔天保四年〕 二月四日

松平大隅守

(朱)

「右御書附御日附当日御留守居半田嘉藤次を以御用番松平周防

守様ニ被差出置外処、同日御留守居御呼出ニ付、嘉藤次罷出外

処、御取次吉澤勇右衛門ニ而右之通御付紙を以被仰渡外」

全上

亡祖父榮翁遺骸國元ニ差越外節、東海道・美濃路通行、

(朱) 御付紙

城州伏見驛より西之宮迄者通人馬ニ而山崎道差遣申度御

可為勝手次第候

座外、此段相伺申外、以上、

〔天保四年〕 二月五日

松平大隅守

(朱)

「右御書附御日付当日御留守居半田嘉藤次を以御用番松平周防

守様ニ被差出外処、即日御留守居御呼出ニ而右之通御付紙を以

被仰渡外、尤西丸在罷御同家被差出外事」

全上

一 繼人足七拾五人  
一 繼馬七拾五疋

右者大隅守祖父亡榮翁遺骸此度國許ニ差越申外處、遠

境之儀ニ而、兼右大隅守旅行之節すら御定人馬ニ而者

不足仕外付、無據奉願、前書之通繼立御免被仰付置儀

ニ御座外、然處此節之儀者平常之旅行共相替、殊ニ從

三位被仰付置外身柄之儀ニ及御座外得者、旁以如何様

(朱) 裏面遺骸國許江被差送候ニ付、御定人馬ニ而者不足ニ有之、通人馬道之儀間

差略仕外而及、迎表御定員數ニ而者不足仕外間、何卒

合之処、此度之儀者無挽次第ニ付、別格之訊を以東海道并美濃路共人足七

大隅守旅行之節當日繼立同様御定賃錢を以、東海道・美

拾五人、馬七拾五疋繼立之儀承届候、其余人馬人用之節者、相對雇可被致

濃路前書之通繼立御免被仰付被下度奉願外、諸家様ニ

候、須面先觸届之節、何月幾日差図相濟候段書加可被差出候、

表相違、格別遠境旅行之儀ニ御座外間、別段厚御汲取

二月

被成下、出格之御評議を以願通御間濟被成下外様仕度、

二月

尤右通申上外儀ニ而者御座外得共、現繼立外處ニ至候

而者少々増減表出來可仕哉ニ付、全召仕外高者追而御

届可申上外、此段申上外、以上、

二月 松平大隅守内 西 筑右衛門

全上

〔朱〕「箱根・今切銘々御書付二通」

松平大隅守殿祖父隱居榮翁殿就病死、遺骸棺納從江戸薩摩國鹿兒嶋菩提所福昌寺迄箱根今切關所無相違可被通り、大隅守殿内半田嘉藤次斷付如斯上、

天保四年巳二月七日

内匠印

土佐印

信濃印

左近印

甲斐印

箱根  
今切 人政中

重豪公御譜中

扣正文在家老座

三位様御逝去付、去ル六日

上使御奏者番堀田相摸守様を以、御香奠銀五拾枚御拜領且

太守様 御隠居様に

公方様 内府様より爲御悔 御懇之被爲蒙

上意、御名代秋月筑(種) 氏前守様御引請こゝ、諸事御先例

之通御頂戴等相濟外、左外の

兩御丸御老中様方に御廻勤、田沼玄蕃頭様・若御年寄様

に御留守居、御側衆に老表方御使者を以御禮被仰達、上使の御方に老御番頭御使者を以御禮被仰達外、

一大奥御勤之儀者、御忌明之上被仰上答外、

一御内輪御吹聽脇々爲御知又者

近衛様 其外様爲御知等之儀共、御使番致取扱相濟外、

於爰許隣國・長崎其外爲御知等之儀者、先例之通被取

計こゝ可有之外、

一去ル七日

御臺様より爰御奉文を以大奥迄御香奠銀三拾枚被遊御拜領外、

一右兩條御香奠銀之儀者、其許こゝ福昌寺に可被相備儀

故、追り付札可差越外間、御銀者其許こゝ取替被差上

候儀共御先例之通可被取計外、尤右銀子者跡々御法事

之節、爰許こゝ被召仕外付、此節々其通取計之答外、

右申越外條

御内證様に可被申上外、右通以

上使御香奠銀御給、誠以御懇之御事と奉存外、以上、

(奉)「天保四年」二月十日 調所笑(広) 郎

鳴津(久) 馬殿

鳴津丹波殿

全上

川田信濃殿 (佐棟)

二階堂主計殿 (行典)

比節

(鳥津重安)  
大信院様御下國ニ付る者、長髪ニ致御供方儀ニ有者

之間敷哉と先例段々相糺り處、御帳留等々全不相見得り付、御留守居を以間合爲致り處、松平讃岐守様御方御遣骸御下國之節、御供方之面々長髪ニ御忌明相成り有者、矢張其儘ニ御下國相成り段申出り付、御國御着まで長髪ニ致御供、家來下々之者若月代すり様伺之上申渡り、此段爲御心得申越り、以上、

(米)  
「天保四年」二月十日 猪飼 央

嶋津但馬殿

嶋津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

全上

金貳百兩

右者 大信院様御位牌近々瑞聖寺に御安置之筈外付、以來爲御詞堂金右之通被 召付外旨被 仰出外付、

大信院様御在世中金三百兩御寺納之節之振合通御物方に御借入ニ有、七朱之利金年々七月・十二月二季ニ被相渡外旨申渡候、此段爲御心得申越り、以上、

(米)  
「天保四年」二月十日 猪飼 央

嶋津但馬殿

嶋津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

重豪公御譜中

今茲納ニ 大信公木主於江府瑞聖寺、自二月十四日至十六日、於瑞聖寺修中陰之法事、太守齊興公附白銀百枚・米六十俵於寺、以資法事之用、而老君齊宣公白銀五枚 儲君齊彬公三枚 英姫君齊彬公夫人二枚亦各附寺以附祭焉、而使家老格調所笑左衛門廣郷燒香拜上、英姫君者別使廣敷用人代拜上焉、若三十五日・四十九日法事亦於瑞聖寺修之、齊興公皆附白銀十枚・米十

## 重豪公御譜中

俵於寺<sup>一</sup>以資<sup>二</sup>其用<sup>一</sup>、齊宣公 齊彬公及 英姫君各附祭而附銀代拜亦如<sup>二</sup>中陰之儀<sup>一</sup>、四月三日又修<sup>三</sup>百日法事於瑞聖寺<sup>一</sup>、齊興公附<sup>二</sup>白銀三十枚・米二十俵於寺<sup>一</sup>以資<sup>三</sup>祭祀之用<sup>一</sup>、而 齊宣公 齊彬公及 英姫君各附祭而附銀代拜亦同焉、

二月二十日夜飛報至<sup>レ</sup>自<sup>二</sup>江戸<sup>一</sup>、報<sup>二</sup>公之凶信<sup>一</sup>、即夜家老・若年寄・大目附及家老座書吏等各登<sup>レ</sup>城、而明日發<sup>レ</sup>喪、國中過<sup>二</sup>密八音<sup>一</sup>、二十四日 齊興公生母<sup>名曰於八百、時稱御内盡様</sup>、自<sup>二</sup>一門・一族・家

遣<sup>三</sup>廣敷番之頭田尻小次郎種常江戸<sup>一</sup>、自<sup>二</sup>一門・一族・家老・若年寄・大目附・一所持<sup>一</sup>、一所持格・寄合・寄合並・諸有司<sup>一</sup>、遣<sup>三</sup>目附裁許掛近藤彦左衛門正爲<sup>此行也飯、自<sup>二</sup>為處廻</sup>

諸士相中<sup>一</sup>遣<sup>三</sup>中小姓廻新藏政備<sup>一</sup>、各弔<sup>二</sup>

太守齊興公及 老君溪山公及庶子等之喪<sup>二</sup>焉、

全上

扣正文在家老座

三位様御不例被盡御養生<sup>レ</sup>得共不被爲叶、去ル三日御逝去之段同日極<sup>ク</sup>急飛脚を以委曲被申越趣、一昨廿

日夜到着奉承知奉絶言語り、則

御内證様<sup>レ</sup>申上<sup>レ</sup>り處、別<sup>レ</sup>御殘情被 思召上<sup>レ</sup>り得共、

於御機嫌老無御差障被遊御座<sup>レ</sup>、右付

御方<sup>レ</sup>様<sup>レ</sup>從

御内證様伺御機嫌之御使御廣敷番之頭田尻小次郎、御一門方以下諸御役人より惣代御馬廻之場<sup>ニ</sup>近藤彦左衛門、諸士惣代中小姓廻新藏<sup>レ</sup>被仰付、明後廿四日差立被遣<sup>レ</sup>、

一御逝去付<sup>ル</sup>者、御一門方を初諸大身分・奥表諸御役人其外月次御禮罷出<sup>レ</sup>り面々今日登<sup>レ</sup>城、於席々御逝去之御弘目有<sup>レ</sup>之、左<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>右面々則日謁御家老、

太守様

御隱居様

若殿様<sup>レ</sup>伺御機嫌被申上、御女中方之儀<sup>ニ</sup>同斷被申上、大奥<sup>レ</sup>兼<sup>レ</sup>伺御機嫌被申上來<sup>レ</sup>り面々老毎之通被申上、其許<sup>レ</sup>伺御機嫌之儀老右彦左衛門便より被申上<sup>レ</sup>り様致通達<sup>レ</sup>り、左<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>拙者共并大目附以上より老今日便伺御機嫌申上候、

一御當地之寺院着座有<sup>レ</sup>之分老同日九ツ時登<sup>レ</sup>城、謁御家老伺御機嫌申上、其外之寺社家老寺社奉行於宅伺御機

嫌申上、諸郷寺院着座之門首者罷越次第登 城、謁御家老同斷申上、其外之寺社家老御假屋又老地頭・領主於假屋同斷申上上、

一 詰合琉球人同日九ツ時登 城、謁御家老同斷申上、  
一 諸士并諸組與力明廿三日四ツ時登 城、謁御家老同斷申上、

一 移地頭并諸所地頭代・抑之儀、不差支時節罷越、謁御家老同斷申上、諸郷之儀老郷土年寄・組頭壹人ツ、罷越、伺御機嫌御帳ニ相付申上上、

一 爰許慎之儀御先例を以申談、御直士之儀老日數三十日月代仕間數、殺生并鳴物は又日數三十日、普請作事老日數十五日、漁獵并諸商賣且又家職ニ付音高き儀老日數七日相止、足輕・御口之者・壹身者日數三十日月代仕間數、又者并町人・百姓等不及其儀、高輪并白金御附之面々老日數五十日月代仕間數申渡、諸郷・琉球・諸嶋に表相達、日方相慎、様申渡、

右申越、條

太守様 御隠居様 若殿様被達 貴聞、 其外様、  
表可被申上、以上、

〔天保四年〕 二月廿二日

諏訪治部

調所笑左衛門殿

2690 重豪公御譜中

扣正文在家老座

三位様御法號今日於御家老座寺社奉行に相渡、松之間ニ福昌寺に相渡、住持奉守上、御中途御先拂都る先例之通申渡、寺社奉行御跡より差越福昌寺に被遊

御入、毎朝御佛餉御茶湯差上、御回向申上、初御忌日ニ老、御先祖様方御忌日御同様御靈膳等法式之通有之、右付

御内證様に申上、 御法號大目附以上御家老座ニ拜見被仰付、御一門方を初御役人限詰衆於席ニ寫拜見被仕、御女中方に致通達、組中并諸郷・琉球・諸嶋・佐土原假屋守に表申渡、此段申越、條被達 貴聞ニ有之、以上、

〔天保四年〕 二月廿四日 諏訪治部

2691

重豪公御譜中

扣正文在家老座

大信院様御中陰御法事、去ル十四日方同十六日迄於瑞

聖寺御執行被仰付、  
御隠居様 若殿様

御前様より御附御法事被仰付り付、御香奠不及御備、  
御寺納物有之、

御兩殿様 若殿様御代香拙者相勤、  
御前様御代香御廣敷御用人相勤り、

一銀百枚  
一米六拾俵

右御中陰御法事料として被相渡り、

一銀五枚  
御隠居様

一銀三枚  
若殿様

一銀貳枚  
御前様

右之通御附御法事料として被相渡り、

一左近様 虎之助様 報七郎様御代香奥向、

淑妒様 隨妒様 幸姫様御代香御廣敷御用人相勤、御  
香奠銀等御寺納有之り、

一御當地御家老以下御役々其外大奥女中迄御香奠獻納被

仰付、御中陰内拜禮被仰付り儀共、跡々之振合を以申  
渡り、

一御親類様方等より御附使者又若御代香等御座り御方様  
及有之り付、御挨拶向之儀若御使番致取扱り、

一右御法事濟之上月次御禮罷出り面々、  
御兩殿様 若殿様奉伺御機嫌、諸士若御帳々相付同斷  
申上り、

右之通御法事無御滯被爲濟り、此段申越り條、  
御内證様江可被申上り、以上、

<sup>(朱)</sup>  
「天保四年」二月廿九日 調所笑左衛門

嶋津但馬殿  
嶋津丹波殿

川田信濃殿  
二階堂主計殿

2692 重豪公御譜中

扣正文在家老座

大信院様御入寺御行列且御道具等之儀共被申越趣致承知  
り、就右御一門方初諸士迄惣御供之事り得若、別々多人  
數々及可有之り付、可及混雜々難計、先達より於 御

中途表段々及評儀、就中水上より之御行列者追々多人數  
 二及相成事<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>者、折角不致混雜様無<sup>レ</sup>之<sup>ル</sup>者不相成儀  
 故、御供御役<sup>ニ</sup>ハ爲<sup>レ</sup>致吟味<sup>レ</sup>處、別紙之通申出置<sup>リ</sup>、然  
 處其許申渡之儀被申越、何<sup>レ</sup>御先規通之申渡振<sup>ニ</sup>候得<sup>ル</sup>者、  
 何<sup>レ</sup>御差支<sup>ル</sup>者有<sup>レ</sup>之間敷答<sup>レ</sup>間、別紙通御取計有<sup>レ</sup>之<sup>ル</sup>様  
 と申儀<sup>ニ</sup>ハ無<sup>レ</sup>之<sup>ル</sup>得<sup>共</sup>、適致吟味申出置<sup>レ</sup>事故、若<sup>レ</sup>哉  
 御吟味之端<sup>ニ</sup>及<sup>可</sup>相成儀<sup>表</sup>可有<sup>レ</sup>之<sup>ル</sup>哉と差越<sup>レ</sup>、且出水より  
 伊集院迄<sup>ル</sup>者、御泊・御休共最前御寺<sup>ニ</sup>ハ御手當有<sup>レ</sup>之<sup>ル</sup>由被  
 申越、横井御休所之儀右近邊<sup>ニ</sup>御寺等<sup>及</sup>無<sup>レ</sup>之<sup>ル</sup>付、何<sup>レ</sup>  
 御茶屋御庭<sup>ニ</sup>、御棺被成御座<sup>レ</sup>假葺之御場所<sup>ニ</sup>ハ御  
 出來<sup>ニ</sup>相成居可申哉、此儀<sup>者</sup>  
 圓徳院様御例<sup>表</sup>有<sup>レ</sup>之、御手當<sup>ニ</sup>及<sup>居</sup>外半と存<sup>レ</sup>得<sup>共</sup>、  
 心付<sup>レ</sup>付申越<sup>レ</sup>、且水上之儀<sup>及</sup>暫<sup>ル</sup>御立場無<sup>レ</sup>之<sup>ル</sup>者、  
 御行列繰立等御都合出來兼候故、客屋庭<sup>ニ</sup>御棺被成御  
 座<sup>レ</sup>御場所、苦葺等<sup>ニ</sup>ハ御出來有<sup>レ</sup>之<sup>ル</sup>度<sup>レ</sup>、右場所手狹<sup>ニ</sup>  
 而調兼<sup>レ</sup>ハ、何<sup>レ</sup>彼邊<sup>ニ</sup>見計<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>御立場被取<sup>レ</sup>置度<sup>レ</sup>、  
 尤暫之御事<sup>レ</sup>故、御幕固等<sup>ニ</sup>ハ可<sup>レ</sup>然哉<sup>ニ</sup>被存<sup>レ</sup>、右彼  
 是之儀共御手拔<sup>ル</sup>無<sup>レ</sup>之<sup>ル</sup>者存<sup>レ</sup>得<sup>共</sup>、御都合向第一之  
 事<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>者、心付之儘申越<sup>レ</sup>間、何<sup>レ</sup>分<sup>ニ</sup>及<sup>不</sup>及<sup>混</sup>雜様折角  
 御吟味有<sup>レ</sup>之<sup>ル</sup>度<sup>レ</sup>、其外鎖細之儀<sup>者</sup>、御供御側御用人より

表爲申越<sup>レ</sup>、此段申越<sup>レ</sup>、以上、

(表)  
 「天保四年」三月廿日 猪飼 央

鳴津但馬殿

鳴津丹波殿

諏訪治部殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

269 全上

大信院様御入寺之上御遺躰之儀<sup>者</sup>前以御内葬可被爲<sup>レ</sup>在  
 候付、御葬式之節<sup>者</sup>御官服<sup>ニ</sup>ハ御式可被爲<sup>レ</sup>在、御髮  
 者<sup>先</sup>年御剃髮之砌、瑞聖寺<sup>ニ</sup>ハ御納<sup>ニ</sup>相成居<sup>レ</sup>、左<sup>レ</sup>ハ御  
 式相濟<sup>レ</sup>上<sup>ル</sup>者、右之御官服<sup>者</sup>直福昌寺<sup>ニ</sup>ハ御納<sup>ニ</sup>相成答<sup>レ</sup>、  
 此段申越<sup>レ</sup>條福昌寺<sup>ニ</sup>其外<sup>ハ</sup>承向<sup>ニ</sup>被申渡置儀<sup>者</sup>何<sup>レ</sup>分<sup>ニ</sup>及<sup>可</sup>  
 被取計<sup>レ</sup>、以上、

但御官服<sup>者</sup>御廣蓋<sup>ニ</sup>受、御服紗包之儘<sup>ニ</sup>ハ間、別紙  
 之寸尺<sup>ニ</sup>ハ右入箱爲取調被置度<sup>レ</sup>、

(表)  
 「天保四年」三月廿日 猪飼 央

鳴津但馬殿

鳴津丹波殿

諏訪治部殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

御官服入箱寸法

一長サ壹尺七寸三部

一横壹尺壹寸

一高サ七寸三部

何れ及鯨差

都ゐ内のり

重豪公御譜中

扣正文在家老座

大信院様三十五日御法事、去ル七日於瑞聖寺寺内僧こ

ゐ御執行、同廿一日四十九日御法事御執行被仰付、

御隠居様 若殿様 御前様方右之節、御附御法事被仰

付、御香爨不及御備御寺納物有之、

御兩殿様 若殿様御代香拙者相勤、

御前様御代香御廣敷御用人相勤候、

一銀拾枚ツ、

一米拾俵ツ、

右三十五日、四十九日御法事料として被相渡り、

一銀五枚

御隠居様より

一銀三枚

若殿様より

一銀貳枚

御前様より

右之節、御附御法事料として被相渡り、

一左近様 虎之助様 報七郎様御代香奥向、

淑姫様 随姫様 幸姫様御代香御廣敷御用人相勤、御

香爨銀等御寺納有之、

一御親類様方等より御附使者又者御代香等御座候御方様

爨有之、御挨拶向之儀者、御使番致取扱、

一右御法事濟之節、月次御禮罷出、

御兩殿様 若殿様奉伺御機嫌、諸士者御帳ニ相付同斷

申上、

右之通御法事無御滞被爲濟、此段申越、

御内證様ニ可被申上、以上、



御隠居様  
太守様

圓徳院様御例を以申談り、此段申越り條  
有邦院様  
合申越通り外、右に付る者  
御廟所に奉納御手當り、尤表向御葬送之儀者別紙御問

大信院様來ル五日被遊 御入寺り得者、翌六日夜  
御入棺之御式被爲濟り上密に 御内葬之筈り、其節住持  
并拙者に老勿論、但馬・央に表相詰筈り、其外寺社奉行  
壹人相詰、奥向之面々奉守、

重豪公御譜中  
扣正文在家老座

2695

鳴津但馬殿  
鳴津丹波殿  
諏訪治部殿  
川田信濃殿  
二階堂主計殿  
猪飼央殿

〔天保四年〕三月廿九日  
調所笑左衛門

若殿様可被達  
貴聞り、以上、

〔天保四年〕四月二日  
諏訪治部

調所笑左衛門殿

2696

重豪公御譜中  
扣正文在家老座

大信院様御遺躰明六日夜被爲在 御内葬筈之段者、先便  
申越通る、御葬式者御遺髮に被爲 在り御先例に  
り處、先年御剃髮之砌、御鬚髮者瑞聖寺に被遊 御納、  
此節若右之代何ぞ御手馴被遊り御品にの表奉納り筋に可  
有之と極内を以及糺方り處、(島津久徳、加治木家)内匠殿家に御産衣一重御殘  
置有之り由に被差出り付、表向者御遺髮其許より御手  
當爲有之筋を以夫々法式通 御葬式之賦にり、尤 御石  
塔成就之上者 御石塔之内奉納御先例にり、此段御内用  
を以申越り條可被達 貴聞り、以上、

〔天保四年〕四月五日  
諏訪治部

調所笑左衛門殿

## 重豪公御譜中

初 大信公屬家老川上右近久芳・側用人伊集院隼衛兼當高輪附曰、我百歲之後可葬江府瑞聖寺、既而悔之、今茲當病革、召溪山公床下遺言曰、可葬祖先廟所本國福昌寺、以下分註ナリ左ノシ

昔日 源大將軍賴朝公以薩隅日三州之地授始祖得佛公、夫薩隅日抑西海僻遠之國而異東南諸道四通五達之郊、是以源平以來戰國割據天命屢改、於吾三州者無有轉移、故子孫百世無窮之祀至今日綿々不絕焉、實千年不拔之地也、先君大玄公 圓德公 薨於江府、守邸家老等奉遺骸各歸葬本國福昌寺矣、蓋一治一亂盛衰變化自然之理而人力之不可及者也、若一至有混亂之世、則武州江戶必爲馬蹄縱橫之地亦不可計也、當此時若先君遺骸在此地、道路遠雖孝子慈孫無如之何也、故於二公薨之時守邸家老等深謀遠慮歸葬本國不易之地者也、初大信公信黃檗宗豫期以江戶瑞聖寺爲廟所、既而悔之、命溪山公使歸葬本國福昌寺焉、苟使公無遺命則於溪山公不能敢改也、不改則遙遠危亡之地不忍葬焉、孝子仁人實所難斷也、然則

初託家老川上久芳・側用人伊集院兼當後事之時、各

當具是非利害、俱諫爭而盡人臣之道矣、若當時知不諫行則宜戒於後、然終官會無一言不可謂無罪矣、實是事係國家之大義、故、臣太史平川常經・副史田原竺容・黒田清直爲後世謹極論而附于此焉、爾後有葬他邦之君而有葬他邦之事、則太史固執節而可上確論也、若不能然者則不職之罪不可遁也、以上分註ナリ

於是二月四日 齊興公上願狀

大家、請歸葬公之遺骸於本國福昌寺、即日浮帖許之、十日大圓寺和尚昌隆・家老猪飼央尚敏・側用人本田六左衛門親前・小納戸頭取早川男破魔兼敬兼教本職高輪附小納戸頭取、此行也假爲御役其餘諸司奉大信公之靈柩、發高輪邸、經三東海之驛路、晦日至城州伏見、兩日滯棺、三月三日發伏見自山崎路經中國之驛路、三月十九日至長州赤間關、明日經豐前大里、從是過九州路、四月朔日入封内出水宿別館、二日入阿久根別館、三日至向田又宿別館、四日入伊集院地頭館、五日午刻還鹿兒島入福昌寺、一門一族家老・若年寄・大目附其餘例月登城獻賀儀之輩、自城下金藏角至小松帶刀清透宅

地側一、諸士・諸組與力自二城下升形一、至三石馬場西田橋一、拜二跪道路左右一、從三靈櫛一而供奉、各至三福昌寺柵門側一

拜而退、一門及家老・若年寄・大目附其餘與事近習等

從<sub>(戶宣男)</sub>榎入三福昌寺一、安三靈棺於御所之間一各拜禮、是日島津

啓之助忠剛代<sub>(今和泉家忠喬子)</sub>一、齊興公<sub>(垂水家)</sub>、島津安藝忠喬代<sub>(郡之城家)</sub>一、溪山公、

島津内匠久德代<sub>(津水家)</sub>一、齊彬公<sub>(津水家)</sub>、六日島津讚岐貴典代<sub>(津水家)</sub>一、齊興

公<sub>(郡之城家)</sub>、島津石見久統代<sub>(津水家)</sub>一、溪山公<sub>(津水家)</sub>、島津圖書久實代<sub>(津水家)</sub>一、齊

彬公<sub>(郡之城家)</sub>各燒香、大信院殿以三入寺一之故也、是夜行人棺之式而家老

同寺住持及惠燈院三塔司等燒、奉遺骸、出自西玄喚而葬廟所

全上

○同月八日自二假棺一移三本棺一安三之於客殿一、則展三法筵一、

起龕者南林寺和尚岱鷲、鑿龕者妙谷寺和尚音充、奠茶

者興國寺和尚怨源、奠湯者日新寺和尚曹受各唱三法語一、

維那者大翁軒寬山、大衆讀經畢而島津内匠久德代<sub>(戶宣男)</sub>一

齊宣公<sub>(時戶白銀邸故及于此)</sub>、燒<sub>(香)</sub>獻祭文<sub>(是日代替之祭文)</sub>、梅春院圓州

如<sub>(法)</sub>誦<sub>(之)</sub>、而其祭文今載<sub>(于此)</sub>一矣、

起龕

南林寺岱鷲

南極光寒鎮本城毘嵐昨夜玉山傾隨機遊戲那邊路逆順縱

橫不涉情恭惟新捐館

大信院殿榮翁如證大居士

德溢四海 威振八紘

嘯月吟花 詩歌縱揮和漢之彩筆

克已復禮 治業偉昭島津之盛名 義氣覆今如月潔忠心

亘古如日明

機變岸裂 號令雷轟

親濟濟北禪 脚下神通千變萬化 飽汲湖南派 通身無

礙七縱八橫

此故

建精進幢 退散煩惱賊

被忍辱鎧 追倒魔軍兵

雄名傳天下 仁風鳴群英

八十九年空華長發

二月三日覺果已成

上來是 如證大居士生前受用底之三昧也只如十方薄伽

梵一路涅槃門且道路頭在甚麼處即今爲君打開見擊棺一

下曰

踏翻諸佛出身路

推倒東山水上行

諸人來學金棺移

鎖龕

妙谷寺音充

直放大光明

虛空閉却設靈牀鎖裡冥々絕度量不奈無心猶作隔白雲曳

活卓々觀自在 白的々如來藏

々水茫茫

舉鎖云

恭惟 新捐館

這箇是假立化城底方便說也室內別有靈臺

大信院殿榮翁如證大居士

大居士卽今歸家穩坐之一句作麼生舉揚

源氏英傑 武門賢良

無我無人無所住

大信大德

無心當體露堂々

德廣位貴 老昇三品

奠茶

興國寺恕源

榮翁榮花

鑪中沸々起松風銀盞拈提蟹眼濃可謂趙州那一味勸君這

花聯葉綴 永得繁昌

箇蜜雲龍

國治無悖亂 道泰有禎祥

恭惟新捐館大信院殿榮翁如證大居士

蚤歸瑞聖之正宗

諸宗檀度 紫府節忠

己脫名利纏蓋

四海誰人爭德威 源家華族

晚占玉龍之妙法

三國主君全意氣 武門英雄

忽到菩提家鄉

功名喧塞外 知謀溢胸中

僧形之鐵漢 肉身之金剛

柳溪冷泉堅法身無今古 北苑佳茗真如實性絕變通

正與癡時

丈夫出處雖異 大人境界維同

二百五十戒赤軸文

一碗分萬象之甘 塵々解脫

何有小乘說

雙井興百味勝 法々圓融

一萬八千土白毫相

生民霑恩澤 親戚列仙宮

到這裡

水洒不著精神清淨 風吹不入機智玲瓏 如上說

榮翁如證大居士生前沒後閑絡索更有向上一着子即今爲

君指窮

龍門橋畔柳含綠 鏡石巖前花自紅

奠湯

日新寺曹受

春風惱轉得清涼上妙醍醐絕色香竺土大仙非別處孝心湯

藥是靈方

恭惟新捐館

大信院殿榮翁如證大居士

源家正嫡 藤氏猶長

應三品綸言則 唱舜歌開上筵

司十州刺史則 以文武爲憲章

曾恣其譽 千歲涅不緇

正盛其德 萬古磨不磷

加之

夙省悟世榮盡空 創建梵刹

或安置聖像寶殿 永爲金湯

嗚呼赫々德音瞻之堪仰之

正與應時

何證如幻 日面佛月面佛星飛電卷

況齡上壽 九十減一復上數倍壽量現

成公按非長非短本地風光無知無忘

直得

南北是解脫 東西是本鄉

夜來何故告終焉

石女正悲泣 木人已斷腸

豎究三戈橫盡十方 嘆

這箇是尊靈生前沒後王三昧即今永夜餞行一句作麼生乎

提撕去攪出大海醅酪淨味薦點甘露無上蜜漿

2699

○維天保四年癸巳之春

皇考大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三州主兼領統

球國源公榮翁如證大居士、寢疾于東武高輪邸、禱爾醫

方無所不竭力、終不興不悟以二月三日卽世於邸之正寢、

越十日發靈輻於江府奉還本國、四月八日戊申恭行殯葬

之禮於福昌精舍、隨梵式設闍維之儀、嗣子源朝臣齊宣

不得疏衰非杖從靈纓以歸國、海岳緬遠所以增辦踊慟哭

之哀也、乃命族臣久德敬以庶羞之奠、敢昭告

皇考源公之靈、其辭曰、

嗚呼哀哉

英明慈良

敷治四疆

重斯綱常

武衛爰張

頌聲洋洋

戰兢悽惶

嗚呼哀哉

維毅維剛

加級增光

既壽而康

不襲休祥

乃遭通喪

心焉皇々

嗚呼哀哉

吾涕萬行

晨昏悲傷

意徒飛揚

丹旒風颺

松月輝藏

哀情誰訴

嗚呼哀哉

大訓在耳

手澤不亡

否德恐忝

孝思不妄

維屏維翰

爰六百霜

餘緒是承

恪恭遺芳

蕪蕭陳器

求諸陰陽

神其垂鑑

布誠儀休

嗚呼哀哉

尚冀

2700

重豪公御譜中

同日夜<sup>西</sup>靈棺下<sup>三</sup>客殿、出<sup>三</sup>葬場<sup>二</sup>營<sup>三</sup>禮式、葬馬二匹左

梶原平藏景永・梶原平右衛門景福、右梶原喜右衛門景本・

梶原清左衛門景寬<sup>彌生</sup>、之、燈籠者木藤休之進定方・木

藤覺之進定崇・木藤四郎左衛門貞福・木藤彦助定志、幢

者中村早太義堯・中村勘四郎友香・中村東之坊兼養・中

村孫右衛門住<sup>申良</sup>、香爐者<sup>香合</sup>、湯碗者<sup>湯入</sup>、長野半兵衛祐次

村孫右衛門祐<sup>郷士</sup>、茶碗者<sup>茶入茶釜</sup>、湯碗者<sup>茶杓</sup>、長野覺左衛門祐<sup>郷士</sup>、湯碗者<sup>匙副</sup>、長野半兵衛祐次

指<sup>郷士</sup>、花瓶者長野助兵衛<sup>末吉</sup>、燭臺者長野助右衛門祐<sup>財</sup>則

下炬松明者長野正之進祐<sup>末吉</sup>、茶湯提子者長野仲左<sup>郷士</sup>

衛門祐方佐多持之、各雉髮葬衣也、島津内匠久德自三尺

間一棒持神主、代一齊宣公列于棺前、匝一葬場三回、

而授一龜者僧、坐一發心門右傍茅席齊宣公在江府不能奉神主、故、無御代之太刀焉是先例也

棺之前轍島津李久福、後轍島津石見久統昇之、島津山城

忠公・島津又次郎忠教・島津市正忠篤・島津啓之助忠剛

各葬衣從櫃執縛、太刀者本田六右衛門親友持之雜髮、小納戸葬衣

頭貌藏季平高輪附小納戸雜髮葬衣持一脇刀在右、猿渡彦七實勝雜髮葬衣持一天蓋、是皆因

舊式所關之諸役也、其餘貴族・家老・若年寄・大目附

及近侍之輩屬從、而安一棺於厨屋、奠茶者長年寺和尚台

殿、奠湯者津友寺和尚董宗各唱一法語、維那者大翁軒寬

山、導師福昌寺崑山和尚唱一炬文、此時曹洞・天台・

眞言・時衆・濟家・黄檗・法華・淨土之諸宗及本山・當

山之山伏羣聚而勤一諷經、且三州之諸士及在館琉球人及

島津筑後守忠徹及嫡子島津萬之進及忠徹女於厚各之弔使

忠徹弔使島津又七郎久典、乃之進弔使酒匂仁之助景明、於厚弔使富田藤吉通純、各先期來薩府宿佐土庫飯屋皆拜一伏葬場之牆外一

焉、既而葬禮畢出、涅磐門一土一葬廟所、

奠茶

長年寺台殿

建溪芳茗薦君時習々松風兩腋吹誰識趙州禪味異睡魔驚

覺擅英奇

恭惟 新捐館

大信院殿榮翁如證大居士

高振勇威 廣播仁慈

彈指圓成 等覺何經永劫

胸襟洒落 單傳不掛寸絲

擊石火裡分縑素

明電光中絕思癡

超出現在武門 夢中破夢

遊戲後生法殿 規外立規

穢邦淨邦便是寂光土

有學無學豈非調御師

赤肉眞神

不唯保八十九年壽考

金剛正體

實是受無量恒沙榮照

一毛頭現大千界

三世心歸第一義

加之

其號令也 如雷霆轟劈地

其治世也 似霖雨潤枯莢

轉位則得天祥福

入禪則解民絆羈

上來

尊靈杳無底椀子不動咽喉唇吻喫茶底一着也更本具之茶

經作麼生下得片皮

無絃琴韻知人少

一箇崑崙笑展眉

奠湯

津友寺董宗

換骨靈方屋裡傳非甘非苦絕言宣當陽拈出供君處此內何

疑兜率天

恭惟 新捐館

大信院殿榮翁如證大居士

仁勇兩備 德位兼全

識得本來自性脫却生滅塵緣

萬法除鑷 泥牛眠海底

一機瞥轉 木馬嘶山巔

不留白雲鄉裏豈守黃閣簾前

量等虛空包諸有

眼逾日月照幽玄

正與麼時

迷悟凡聖則二乘之縛

功勳正偏非一乘之禪

雖然如是

榮翁證公大居士別有一味甜着之那一句卽今敷宣

風吹碧落雲煙散

月上桑天照大千

下火

福昌寺崑山

識得本來自性身涅槃二月百花春鏡嚴忽變雙林曉不後瞿

曇示寂辰

恭以新捐館

近衛內族 將軍外姻

系出於清和法王 萬世之貴傑

國頒於鎌倉大將 諸侯之魁倫

不出其戶牖而化三州 任能黜否爲智

不弛其紀綱而教百姓 克己復禮爲仁

手足之於腹心也最篤 幼子之於慈母也猶親

超九々齡 不由喫仙方藥

伴五々士 爲是酌般若醇

已靈猶不重 佛祖是何人

足跨地頭仰天 凜々伎倆



眼見南意在北 轆々機輪

是故 生前保槩門之戒

没後享洞家之禮 五分發心之香

匪蘭麝而薰翻無生國 萬卷無文之呪

去犧牲而祭祀如在神

直下惺々絶計較 驀頭了々脱業因

正與麼時

以龜毛牽須彌 巍々山上湧寒水

將兔角攪大海 洋々波底起氛塵

燈籠泣黯々 露柱笑聞々

上來

大信院殿榮翁如證大居士

仁政以移風易俗治國平全之活三昧也

卽今火裏透關底一句如何指陳

數聲羌笛離亭晚

君向瀟湘我向秦

喝

白木御文書九番箱中 廿九番

御記錄奉行記

福昌寺當住崑山儀病氣付、

公邊御目見難罷成、一代相闕の後任御目見付、差支

者有之間敷哉之旨、

三位様より寺社御奉行脇坂中務大輔様（安連）に被及御内談の處

右 御目見之儀者寺格付の儀の者無之、

淨岸院様御由緒之譯を以

公邊御目見被 仰付儀の、世代相闕の後御差支之儀

者有之間敷との儀、御同席中被仰談の様

三位様迄去辰八月極内御書取被進の付、右御書附渡置の

間致格護置、後任 御目見願出の節者右之趣を以取ら

へ可有の外、

四月

央

口裏ニ覺

薩州鹿兒嶋

福昌寺

右同寺儀病氣の繼目之御禮難罷出、此上不致快氣若一

代相闕の後

淨岸院様御由緒之譯を以後任御禮不相止積之事、

右包紙ニ御書取トアリ

重豪公  
齊宣公 自天保四年三月  
齊興公 至同 六年九月  
齊彬公

追 舊記 雜 錄 卷百六十一

2702 齊興公御譜中

天保四年癸巳三月十三日以 上使松平和泉守乘寬賜告且賜品如例、

内府家慶公以 上使松平伯耆守宗發賜品如例、十五日齊興登城拜謝之一、蒙 懇命及見賜馬如例、

2703 齊興公御譜中

今茲納 大父公木主於江府瑞聖寺、自二月十四日至十六日修中陰法事於瑞聖寺、齊興附白銀百枚・米六十俵於寺、以資法事之用、使家老調所笑左衛門廣鄉

2704 重豪公御譜中

燒香代拜、又修三十五日及四十九日法事於瑞聖寺、齊興更附白銀十枚・米十俵、以資其用、四月三日又修百日法事於瑞聖寺、齊興附白銀三十枚・米二十俵、以資用、每修代拜如中陰法事也、

三月二十二日奥平左衛門尉昌高弔使奏者番黑瀬市兵衛持來館下町會所、四月四日松平美濃守齊溥弔使山内仁太夫持來館上町會所、及大信公發送之日、各至福昌寺、獻香燭銀一燒香拜靈棚焉、而太守齊興公遣使者馬、贈昌高及齊溥之使者各銀十枚、勞之、使事畢而兩使各發本府還國矣、

○自今茲夏四月十三日至十七日修中陰之梵儀福昌寺、弔祭如法、初日 太守齊興公遣島津安藝忠裔、儲君齊彬公遣島津啓之助忠剛、各使獻祭文一燒香拜、而老君齊宣公亦使家老獻白銀十枚一拜焉、十五日夜頓寫、島津讚岐貴典代 齊興公灌硯水、言僧官崎成市陪法筵語平家也、貴族大家從先躰配日各獻祭文、十六日諸有司、十七日諸士及與力各至福昌寺、拜大信公之木主、而是日松平刑部大輔

定穀附<sub>二</sub>銀十枚<sub>一</sub>以從祀、土岐平太夫政守代<sub>二</sub>定穀<sub>一</sub>燒<sub>レ</sub>香拜<sub>二</sub>木主<sub>一</sub>矣、

(01) ○維天保四年癸巳夏四月

皇祖考大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三州主兼領琉球國源公榮翁如證大居士、既還葬于本國福昌寺、不肖孫源朝臣齊興在東武不堪西眷慘愴之切、是四月十三日命族臣忠喬以黍盛庶品之奠、敢昭告皇祖考之靈、其詞曰、

嗚呼哀哉

赫赫鴻業

實國之光

諄諄彝訓

乃德之芳

昨侍懿範

今向靈牀

祖孫同氣

幽明異鄉

嗚呼哀哉

玉帳虛影

金爐留香

夜臺溟漠

精魂昭章

命乎有數

思之无疆

山川悠遠

吾涕浪浪

嗚呼哀哉

(02)

龍山鬱蒼 佳城堅剛  
嘉蔬薌合 陳于圓方  
誠信維致 達于混茫  
蒸蒿悵惕 神其垂光  
嗚呼哀哉 尚饗

維天保四年癸巳夏四月

皇曾祖考大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三州主兼領琉球國源公榮翁如證大居士、既還葬于本國玉龍山、不肖曾孫源朝臣齊彬在東武不任哀慕感切之至、四月十三日命族臣忠剛陳薄奠、以告皇曾祖考之靈、其詞曰、

嗚呼哀哉

遺範維仰

令德玄淵

民化國治

哲繼賢傳

兔裘既營

期萬斯年

賦命誰測

二豎夤緣

嗚呼哀哉

流水東逝

靈輻西旋

一去金屋

永閉玉泉

芳歇緣茂 時序推遷

寤寐恍惚 吾思綿連

嗚呼哀哉

靈魄歸地 精魂歸天

幽明雖隔 恩義纏綿

矧茲哀念 莫不到焉

奠祀惟一 其風肅然

嗚呼哀哉 尚饗

恒在周室 厥德愈香

禮讓不亂 世稱賢良

以慈爲力 以悲爲裳

樂只君子 民所瞻望

善行不隱 嘉言孔彰

周旋中矩 至道難量

胸襟靄々 氣宇堂堂

嗚呼哀哉

俄罹微疾 去歸何鄉

首容在目 使我徬徨

上仰有頂 碧落蒼々

下臨無地 黃泉茫茫

吞聲吞氣 隕淚淋漓

時去時來 感物斷腸

天之作孽 人焉得攘

斯日何日 遇此悼傷

嗚呼哀哉

八十餘年 半熟黃梁

容貌如在 月滿屋梁

心法無形 通貫十方

(03) 〔卷〕  
「島津山城忠公獻之」

維時天保四年龍次昭陽大荒落春、吾

邦君大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三國主兼領疏

球國源公榮翁如證大居士、不圖嬰微疾起居不穩醫禱無

驗、嗚呼時乎命乎、卒以二月初三日、逝于東都高輪

邸、於是奉還尊靈於薩府、四月八日癸巳依法儀而

奉掩葬於福昌禪刹也、今臨中陰之日、越族(越前家、齊宣男)臣源忠公不

堪哀歎之至、恭具山菓野菽微供、奉致祭於尊靈幃下、

其詞曰、噫惟

尊君

爲三國守 擅文武道

(04)

〔島津内匠久徳猷之〕

維天保四年癸巳春、吾

邦君大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三州兼領琉球

國源公榮翁如證大居士、寢疾於東武高輪邸、醫禱無驗、

卒以三月三日「卽二世于邸之正寢」、越百執事奉「靈櫬」、

四月某日此歸「葬於薩府玉龍精舎」、今臨中陰之日、族

臣源久徳（加悼不孝）不勝追慕悲嘆之情、命采邑之僧侶、恭備沼沚頻

繫之菲薄、敬奉致祭尊靈床下、其辭曰、

嗚呼哀哉

快活自勵

返照回光

鑊湯爐炭

變作清涼

三點芳茗

一碗水將（體力）

色聲香味

不屬陰陽

降臨寶閣

鑑斯宣揚

嗚呼哀哉 尚饗

文武設館

講習以時

申鄭武戒

攝周且治

八十九歲

勉矣如斯

嗚呼哀哉

楡日已落

揮戈誰支

天柱已碎

練石誰支

山遠路遙

意徒蹶蹶

隙駒易過

目擊尚遲

流水歸海

落化辭枝

柳車爰及

挽歌聞岐

不夢猶夢

此時何時

嗚呼哀哉

玉龍寶窟

萬機休罷

林巒色變

草木凄其

爐烟飄風

擊香靈惟

經聲駐雲

雨華法暉

暖然愴然

皇々相思

如在如否

豈耐傷悲

爲展鑰祭

謹獻燕辭

嗚呼哀哉 尚饗

公甫十歲

尚夙緝熙

可仰可則

翼翼威儀

希世雄名

寰宇咸知

位登三品

維德秉彝

「島津讚岐貴典獻之」

維天保四年歲在癸巳

國君大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三州主兼領琉球國源公榮翁如證大居士、心身不恒寢食無安、依醫問巫療禱雖不愈、聿莫有効驗、嗚呼天平命乎、龍蛇合讖、二月初三日奄然卽世於東武之便殿矣、載不遠千里彌數旬而靈柩歸本州也、於是四月初八日依釋門之葬儀、以闍維之禮奉窆植福之靈場福昌禪刹矣、(垂水家)族臣藤原貴典不堪哀慟之情、丁中陰日、命采邑心翁禪寺之僧侶、就玉龍寶殿、謹陳清酌之奠、以奉祭尊靈、其文曰、

嗚呼哀哉

帝者之裔	錄臺之流
位至三品	德鎮三州
名震區域	威冠列侯
外執堅貞	內守溫柔
興文演武	敷政優優
仁教遠及	百祿是道
齡垂九旬	克壯其猷
且歸佛乘	克徹其幽
謂天錫福	尚永春秋

吁天難量

胡奪壽壽

嗚呼哀哉

延津龍躍	劍氣安求
虞泉已極	逝水誰留
遠承訃音	中心如抽
追念疇昔	恍如夢遊
甘棠遺愛	將何時休
己乎己乎	報德無由
望拜徒至	匍匐隱憂

嗚呼哀哉

哀挽臨路	卜葬相攸
佛寺之北	城闔之陬
素車就引	永寄一丘
欲邁隨之	泉路阻脩
南柯一夢	今古悠悠
敬薦行潦	臨觴益憫
神其有靈	希亨菲羞

嗚呼哀哉 尚饗

(06) (宋) 一島津安藝忠喬獻之

(07)

〔島津但馬久風獻之〕<sup>(朱)</sup>

維天保四年歲次癸巳四月朔辛丑越乙卯 臣藤原久風謹以

<sup>(日置家)</sup>

故從三位左近衛中將薩隅日太守兼領琉球國

大信院殿榮翁如證大居士、以今茲天保癸巳之春二月三

日卽世於江戶邸、而以夏四月八日葬藏於慶府福昌禪寺、

於是經營法筵數日、族臣源思喬<sup>(今別家)</sup>不勝哀痛、今日聊命私

邑光臺寺僧侶陪從其筵、而敬祭之稽首再拜、其詞曰、

嗚呼哀哉

源氏正脈

家門棟梁

積善冥々

見應陽々

野消妖災

國多禎祥

芝蘭生殖

榎杙茂長

闕宮千古

遊魂四方

烏號鶴別

月冷天蒼

餘音尚在

流風無亡

民感遺澤

臣欲報章

菜菔誠薦

何用不滅

明明神鑑

照臨靈場

嗚呼哀哉 尚饗

(08)

〔島津遠江久矩獻之〕<sup>(朱)</sup>

維天保四年癸巳之春

大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三國主兼領琉球國

源公

蘋繁庶羞之奠、敬致祭于吾

太太公故從三位左近衛中將大信公之靈、伏惟

公英明得天精爽絕倫進修業名顯四隣謳歌所歸龜策從人

皇以享國南面臨民勵精國治政教方新扇仁風號普灑三州

修文德號遠懷琉球好生之德退私闕於末流育才之道貽泮

璧於孫謀

公之德量可謂周矣

公之功烈可謂優矣天人相應速於置郵休祥日臻百祿月邁

毫期猶健邦家罕儔孫子方盛芝蘭爭稠嗚呼哀哉天命難保

如薤露浮奄然棄世靈駕不留百身奚贖辨悲秋牛眠之野

窀穸何幽肝膽逾摧號天曷廖臣濫承寵光涓埃未酬愧豺獮

誠斯奉舊典泣血稽首恭陳薄奠於戲 明靈尚其

饗之

以二月三日甲辰終厭世、而上仙

高輪館、禱藥無驗、

尊輓驗月歸于 本府、乃臨玉龍精舍、閣維之梵儀畢矣、

今當中陰之日、(花岡家)臣源久矩不堪哀悼之至情、恭獻蘋蘩敢

昭奉祭儀、其詞曰、

嗚呼哀哉

承命繼業

率由舊章

濟衆化俗

盛德無疆

海島奉貢

國家觀光

天錫尊爵

百世流芳

壽鄉九表

千載受祥

三尊并達

五福全昌

嗚呼哀哉

既治邦家

餘裕寬綽

頓通聖諦

法雲開廓

遠浮慈航

高坐寶閣

拔衆生苦

與醫王藥

醍醐深味

無利不酌

摩尼光明

歷劫何落

嗚呼哀哉

無常迅速

諸法如夢

四大歸空

一輪猶洞

紫雲來迎

蒼生追送

仙遊不留

龍乘難控

仰慕茲恩

不堪哀慟

敬薦蘋蘩

敢表愚衷

嗚呼哀哉 尚饗

(09) (朱)  
一島津圖書久寶獻之一

天保四年癸巳二月三日故從三位左近衛中將薩隅日太守  
兼領琉球國

大信院殿榮翁如證大居士、以其天年而捐館於武江、於是歸葬於 本府玉龍山、乃設水陸法會爲修其冥福、臣藤原久實亦辱葭葦之末屬、因敬戒私邑曇秀寺僧徒使登山陪筵、而恭祭之、蓋敢竭鄙誠云、實本年四月十五日也、其辭曰、

嗚呼哀哉

主三州府

管百邑城

境內之治

海表之清

厚德是種

廣譽時成

則天之壹

象地之平

氣色宜靜

狂風忽驚



嗚呼哀哉

位陞光祿

坐享尊榮

葱嶺梵唄

扶桑章程

靡言不達

莫物不明

僧道率服

鄉士執爭

共祈延壽

特恐害盈

哲人終萎

眞宰無情

嗚呼哀哉

有扁鵲術

奈鶴駕迎

緱山蹤緬

梁苑烟橫

夕荷露點

曉鷓淚生

斜月易沒

愁霧難晴

殘燈少焰

遺策垂名

臣子追慕

聊薦芹羹

嗚呼哀哉

尚饗

(11)

〔島津主殿久輔獻之〕

維

恨謂之何、爰值中陰之日恭奉茶菓庶羞之非奠、敢昭告

于

神靈悼下曰、嗚呼

公

清和貴胄海內令望遠撫異域、嚙鎮封疆其澤春雨其威秋霜

右文左武其名益彰憂國恤民至老不忘孫謀百世垂裕愈長

芝蘭奕葉濟美彌芳宦升三位邦之大慶壽垂九秩天之寵光

遽辭世遊冥漠之鄉悲風蕭々靈旗揚々佳城何幽壘崇岡英

魂忍招哀々短章幽明永隔儀刑渺茫百身歸贖千行淚涕羞

奠雖薄馨臣哀腸

嗚呼哀哉尚饗

天保四年歲次癸巳四月朔辛丑越十六日、世臣永吉邑主

藤原久輔謹奉蘋蘩庶羞之奠、敬祭吾

大太公故從三位左近衛中將大信公之靈、伏惟

公之在世

英氣敏才

垂髻南面

擢用賢材

新作宗廟

創建泮宮

(10)

〔島津丹波久長獻之〕

維天保四年四月八日

故左近衛中將大信公靈柩歸葬于本府城北玉龍山、臣久

長備員國老闔家飽暖罔極之恩、不知所以報之、終天之

設演武場	昭々勲績	洋々恩波	冠仁服儀	克慈克愛	自虞滿盈	於山於水	誦々螽斯	維孝維敬	德輝一世	年殆九十	聞彼二豎	號天祈神	昊天不弔	訃音至日	迺邁山川	哀哀素車	執紼相送	生芻一束	嗚呼哀哉
振醫學風	邦人庇庥	施及琉球	以對王休	永貽嘉猷	經營兔裘	且樂且遊	十妃五侯	天下何憂	恩賜屢亨	志完神清	忽入膏盲	竭犬馬誠	景命摧頽	慟哭失聲	路四千程	泣血云迎	藏于佳城	奠章寫情	明靈有知

尚其 饗之

(の12)  
(宋)  
 一島津李久福獻之

維天保四年癸巳二月三日我

邦君大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三州主兼領琉  
 球國源公

榮翁如證大居士、卽世於東武高輪邸、於是百執事奉靈  
 輜歸本府、以四月戊申日葬于福昌寺、(佐多家)臣藤原久福世辱

公族得從事殯葬之禮、聊獻薄儀謹告

邦君源公之靈、其辭曰、

於戲先公	藩屏西土	此建學校	濟々多士	美俗日成	致孝鬼神	享國悠久	一朝聞訃	嗚呼悲哉
維命世雄	政績其洪	教化四通	育禮讓中	上下協同	宗廟增崇	德聲隆々	我悲何窮	
								九十之榮

一島津石見久統獻之

維時天保四年癸巳二月三日甲辰吾

由斯懿德

天錫休明

連婚幕府

親爲舅甥

及其疾病

恩加平生

群后列辟

弔以悃誠

終聞捐館

莫不傷情

奄然啓手

邈遊蓬瀛

山崩木顛

花恨鳥驚

靈輻迴軌

空就九原

淚濕杯土

神歸天閣

風拂殯階

月照素軒

玉容不見

索莫傷魂

茲貽孫謀

遺範猶存

奉之戴之

庶幾酬恩

汲彼行潦

采此蘋蘩

以獻以奠

哀慟陳言

嗚呼悲哉 尚饗

邦君源姓薩隅日三州太守兼領琉球國故從三位左近衛中

將逝於東都高輪之第、法諡大信院殿榮翁如證大居士、奉

護葬靈輻于本國玉龍精舍、當其中陰之日世臣藤原久統

虔備蘋蘩、使邑僧長城山主供諸金蓮寶位、其詞曰、

嗚呼天哉

錄臺尊裔

并有三州

維薩隅日

兼領琉球

二十五葉

繼世英侯

八十九齡

出類壽壽

三品位貴

九重寵優

山河共護

日月不留

嗚呼哀哉

造士興治

演武備憂

政令明肅

俗化溫柔

天眷未極

人爵并收

多生龍鳳

竝馭貔貅

名顯東海

威鎮西陲

奈何厭世

忽爾天遊

嗚呼哀哉

瞻彼逝水

不暫停流

萬年祝壽 一生猶溷

身護靈車 意如冷秋

繡花色滅 綺月光愁

世邑是忝 國恩未酬

唯供蘋藻 歡饗斯求

嗚呼哀哉 尚饗

安寺主仙長等、就寺謹具薄奠加以法施奉祭 尊靈、以  
辭曰、

嗚呼哀哉

三國賢主 源家棟梁

慈愛內在 武威外彰

行仁政則 親於文王

運兵道則 過於子房

令群臣穩 使萬民安

可謂生德 四海勇將

嗚呼哀哉

維天維地 頻降不祥

異日罹病 寢殿臥牀

良醫拱手 巫儒不詳

茲歲何歲 二豎侵傷

大命既盡 赴馱都場

去何處往 雲水茫茫

嗚呼哀哉

訃達東武 痛徹赤腸

杳隔千里 慟聞喪亡

恩澤深海 諱景焚香

(の14)

(佐上原藩主)

○島津筑後守忠徹代香大安寺和尚仙長上下十亦來猶得水軒梅昌寺、

又七郎久典進獻香燹銀三枚、燒香上祭文一拜神二

主、仙長從舊例在側勤飄經、島津(忠徹男)之進弔使酒匂

仁之助景明、於厚弔使富田藤吉通純亦各獻香燹銀代

拜焉、

(の15)

(采)

一島津筑後守忠徹獻之

欽白穉 大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三國主兼

領琉球國 源公 榮翁如證大居士、淹罹疾病起居不安

禱藥不驗、時天保四年癸巳二月三日即世於東武高輪邸、

四月八日奉歸葬於本藩玉龍精舍矣、粵源朝臣忠徹雖世

襲別封、本 公室餘裔承恩維渥、是以四月十六日遣大

空憑梵侶

恭伸卑章

雖膳其薄

備尊靈傍

神夫不味

願垂明光

嗚呼哀哉 尚饗

齊興公御譜中

四月十五日齊興發江府、六月三日着鹿兒島、

2706

重豪公御譜中

扣正文在家老座

大信院様御逝去付、奥平左衛門尉様方御代香使者、奏者番黒瀬市兵衛上下三拾人（音圓）の先月廿二日御當地に着、松平美濃守様より同斷御使者、御番頭山内仁太夫上下三拾四人去ル四日致着外付、上町并下町會所（音圓）に旅宿申付、諸事御會釋向等之儀共先例之通申渡り、右付同八日御葬送之節、左衛門尉様より御香奠銀二枚、九八郎様より同壹枚、美濃守様方同拾枚被進、夫々御代香相濟外付、太守様より被 仰付越り趣を以、御馬廻御使者（音圓）の、右之御使者銘々（音圓）に白銀十枚ツ、其外宰領、足輕等迄表、先例を以金子等被成下り、尤仁太夫（音圓）去ル九日、市兵衛

2707

こ老翌十日致出立り、右付御挨拶向等之儀老御使番より、御中途に奉伺り様申渡り間、追る便取計向之儀老可申越り、御使番より申出り書附相添此段申越り、以上、

〔天保四年〕

四月十八日

諏訪治部（武蔵）

調所笑左衛門殿

扣正文在家老座

大信院様御中陰御法事寺社奉行相しらへ申出外付、先便申越り通、去ル十三日より昨十七日迄日數五日御法

事御執行有之、初日

太守様より御祭文之 御名代島津安藝殿（音圓）、

若殿様より御祭文之 御名代鳴津啓之助殿被相勤り、

一同日

御隠居様より御家老 御代參を以、白銀拾枚被遊御寺

納り、

一御前様より白銀五枚、

淑姫様より白銀貳枚、

隨姫様 幸姫様より金子貳百疋ツ、

御内證様より白銀貳枚、御廣敷御用人 御代參を以被

遊御寺納り、

一 左近様（重寶明） 虎之助様より白銀貳枚、

報七郎様（金喜用）より金子貳百疋、奥向 御代參を以被遊御寺

納り、

一同十五日中日付、從

太守様御家老 御代參、同夜頓寫付、硯水次之 御名

代島津讚岐殿、同十七日滿散御施（職力）俄鬼・御半齋付、從

太守様

御隠居様

若殿様御家老 御代參、御寄合之 御名代島津内匠殿（久徳）

被相勤、諸事無御滯御法事相濟り、

一 御一門方・家名方之間壹人、御家老・大目附其外御役

々御法事中毎日相詰り、左候る御一門方并家名方島津

丹波（久長）・鳴津主殿（久徳）・島津李家格之通祭文獻納有之、御一

門方隠居・部屋栖并同内、家名方妻・同隠居・部屋栖・

大目附以上御香奠獻納、且又一所持・一所持格・寄合・

寄合並・大番頭以下諸御役人、諸士・諸組與力等迄及

御香奠獻納ニの拜禮被仰付り、

一 中山王・前中山王・詰合之親方より、獻納物先例之通

相濟り、

一 門首之寺院飄經又若御經獻納爲仕、大圓寺儀及門首之

寺院同様飄經并御經獻納有之り、

一 御法事中、鹿兒嶋中漁獵差留り、家職付音高き儀可相

止り、殺生并鳴物之儀若先達る申渡通り旨申渡り、

一 右付月次御禮罷出り面々、今十八日席々こおひて相調、

太守様

御隠居様

若殿様奉伺御機嫌、諸士并諸組與力若御帳ニ相付同斷

申上り、

右申越候條

御隠居様

若殿様被達 御聽、 其外様ニ及可被申上り、以上、

四月十八日

諏訪治部

調所笑左衛門殿

重豪公御譜中

長州萩東光寺代僧泰法院惠雲・防州三田尻醍醐寺使僧一

華來ニ薩府於福昌寺中陰之法筵、各獻ニ香奠銀一、燒ニ香拜

禮焉、蓋 大信公以レ歸ニ依黃檗宗ニ之故也、

2709 扣正文在家老座

大信院様御入寺、翌六日

御靈前に

太守様より島津讃岐殿、

御隠居様より鳴津石見、

若殿様より島津圖書 御代參被仰付被相勤り、此段申越

外條

御隠居様

若殿様可被達 貴聞り、以上、

〔天保四年〕 四月十八日

(末)

諏訪治部

調所笑左衛門殿

2710

全上

大信院様御遺體、去ル六日夜

御行水御入棺之御式有之、拙者并寺社奉行壹人・御側役

兩人相詰、住持法式之通勤行相濟、則夜密ニ西玄喚より

御出、但馬・央・拙者・御側役・御側廻・住持・惠燈院

三塔司等御供相勤、

御廟所に

御遺躰奉納、住持御回向申上、何れ無御滞

御内葬相濟り、此段申越り條

御隠居様

若殿様被達 御聽、 其外様に被申上り、以上、

〔天保四年〕 四月十八日

(末)

諏訪治部

調所笑左衛門殿

2711

全上

大信院様御入寺之儀先便申越通る、翌六日夜 御入  
棺、去ル八日夜

御葬送無御滞被爲濟り、右ニ付る者

御隠居様より御代繼御祭文・御焼香之 御名代并 御葬

送之節、

御位牌守 御名代島津内匠殿、

太守様御焼香 御名代島津啓之助殿、

若殿様同斷 御名代島津遠江、

御前様 淑姫様 隨姫様 幸姫様

御内證様より御廣敷御用人、

左近様 虎之助様 報七郎様より奥向 御代香相濟、左

候る御一門方御焼香、島津遠江一列・大目附以上拜禮有

之、勤行相濟、御一門方を初、一所持・一所持格・寄合・

寄合並・御側役以上御葬場迄御供仕、御留守居以上諸御

役人・諸士・諸組與力御葬場に致伺公、諸郷郷士年寄壹人ツ、與頭壹人ツ、是又同斷罷出、福昌寺住持御引導

（卷）  
（重）  
宥邦院様  
二五、門首以上之諸寺院諷經申上、諸事

（重）  
（重）  
圓徳院様御例を以向、江申渡、法式之通都の相濟、此

段申越、此

御隠居様

若殿様被達

御聽、其外様江及可被申上、以上、

（卷）  
「天保四年」

四月十八日

諏訪治部

調所笑左衛門殿

2712

重豪公御譜中

大信公實以是年正月十五日薨焉、然有故而至二月三日發喪、故初以是日爲忌日、至夏四月又改爲正月二十日矣、

2713

扣正文在家老座

大信院様御忌日二月三日ニ付得共、御内外共正月廿日被

相替候旨被 仰出付、

御方々様達 御聽、向、江申渡、此段申越、此

御内證様江被申上、其許申渡之儀若何分及可被取計、以上、

（卷）  
「天保四年」

四月廿九日

調所笑左衛門

鳴津但馬殿

鳴津丹波殿

諏訪治部殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

2714

重豪公御譜中

自今茲五月九日至十九日、併修 大信公三十五日及四十九日及百日法事於福昌寺、初日 太守齊興公使家老島津但馬久風代拜、是日 老君齊宣公 儲君齊彬公亦使久風各獻白銀五枚拜焉、十一日 齊興公又使若年寄菱刈木工之介隆觀代拜、是夜頓寫、島津啓之助忠剛代 齊興公 灌硯水、十二日島津筑後守忠徹及於厚使者伊集院新右衛門久呢獻各之香奠銀一燒、香代拜焉、十三日施餓鬼及半齋、齊興公 齊宣公 齊彬公使家老諏訪治部武兼各代拜、是日有寄合之式、島津讚岐貴典代 齊興公勤之、而一門一族・大目附・一所持・一所持



格・寄合・寄合並・番頭以下至側役格各獻香奠銀一矣、

全上

扣正文在家老座

大信院様三拾五日・四拾九日・百ヶ日御法事被相混、

去ル九日より昨十三日迄、於福昌寺日數五日御執行被

仰付度旨、寺社奉行相しらへ申出付、其通申渡、初

日從

太守様御家老 御代參相濟、

一同日從

御隱居様

若殿様御家老 御代參を以、白銀五枚ツ、被遊御寺納

、

一 御前様より白銀三枚、

淑姫様より白銀壹枚、

隨姫様 幸姫様より金子百疋ツ、

御内證様より白銀壹枚、御廣敷御用人 御代參を以被

遊御寺納、

一 左近様 虎之助様より白銀壹枚、

一同十一日中日付、從

太守様御家老 御代參、同夜頓寫付、硯水次之 御名

代嶋津啓之助殿、昨十三日御施餓鬼并御半齋付、從

太守様 御隱居様

若殿様 御代參、御寄合之 御名代島津讚岐殿被相勤、

諸事無御滯相濟、

一 御一門方・家名方之間壹人、御家老・大目附其外御役

々御法事(中脱カ)毎日相詰り、左ける御一門方・家名方・大目

附・一所持・一所持格・寄合・寄合並・大番頭以下、

御側役格以上御香奠獻納被仰付、

一 島津筑後守殿・お厚殿より使者を以御香奠獻納有之、

使者は若於御寺先例之通御料理被下、

一 中山王・前中山王・詰合之親方より獻納、先例之通相

濟、

一 御法事中、鹿兒島中漁獵差留旨申渡、

一 右付月次御禮罷出、今十四日於席々相謁、

太守様

御隱居様

若殿様奉伺御機嫌、諸士并諸組與力者御帳ニ相附同斷

申上、

右申越、條

御隠居様

若殿様被達 御聽、具外様は及可被申上り、以上、

(巻)  
「天保四年」五月十四日 諏訪治部

猪飼 央 殿

調所笑左衛門殿

重豪公御譜中

高野山蓮金院代僧花王院來<sub>三</sub>薩府<sub>一</sub>、五月二十二日至<sub>三</sub>福

昌寺<sub>一</sub>、獻<sub>三</sub>經文於 大信廟<sub>一</sub>、燒<sub>レ</sub>香拜禮焉、

○南都龍松院贈<sub>三</sub>大乘妙典一部<sub>一</sub>、獻<sub>三</sub> 大信公靈前<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>  
是官命<sub>三</sub>寺社奉行<sub>一</sub>、遣<sub>三</sub>尺素于龍松院<sub>一</sub>、贈<sub>三</sub>白銀三枚<sub>一</sub>  
謝<sub>レ</sub>之焉、

2717 白木御文書九番箱中<sub>三</sub>拾番

知行目錄

高五百斛

山野山野村之内

小林眞方村之内

樋脇市比野村之内

指宿西方村之内

加世田益山村之内

末吉南之郷村之内

大崎横瀬村之内

財部南俣村之内

右同所同村之内

串木野上名村之内

踊中津川村之内

鹿兒島原良村之内

敷根麓村之内

溝邊崎森村之内

日當山西光寺村之内

福山佳例川村之内、

飯野末永村出水門之内

右同所原田村作職浮免之内

右同所池島村鬼川門之内

野尻江平村萬歲門之内

勝岡餅原村東之前門之内

諸縣郡高城穂滿坊村脇屋敷之内

吉松鷲丸村馬場門之内

大村上手村田上門之内

市來大里村下之門之内

國分府中村鍛冶屋藪門之内

鹿兒嶋武村萬浮免之内

日當山西光寺村東門之内

河邊郡山田下山田村原田門之内

日當山西光寺村滿留門之内

鹿兒嶋川上村西原屋敷之内

川邊田部田村藏屋敷之内

伊集院下神殿村北藪門之内

郡山郡山村福元門之内

鹿兒嶋郡吉田東佐多浦村松林屋敷之内

鹿兒嶋中村丸山門之内

郡山郡山村大浦門之内

市來長里村德重門之内

伊集院下谷口村町浮免之内

谷山下福元村森藪門之内

大崎持留村柴立屋敷之内

諸縣郡吉田岡松村之内

松山泰野村之内

加久藤栗下村之内

名寄帳在別冊

右表

御臺様御由縁ニ有、

三位様<sub>ハ</sub>無御餘儀

御内沙汰被爲 在外付、別段之 思召を以、去々年三月

右之通拜領被 仰付候條、全可有務外、仍如件、

天保四年六月十六日 川田信濃 佐模判

諏訪治部 武敬判

嶋津丹波<sub>精印判</sub> 久長判

嶋津但馬 久風判

市田長門殿

重豪公御譜中 此書白木御文書九番箱三十一番ニ有之

扣正文在文庫

大信院様御遺髮 思召之譯被爲 在、高野 御登山ニ不

被爲及旨被 仰出外條、此旨可承向<sub>ハ</sub>可申渡外、

〔卷〕

〔天保四年〕 六月 治部

987

重豪公御譜中

大信公之凶信經月三至琉球國、中山王尚育・前中山王

尚灝不堪悲哀之情、今茲夏使圓覺寺白翁及大淳僧祭文・

弔使金武按司渡二楯于薩府、秋九月四日至福昌寺、上

祭文

大信公靈前、而中山王法花經一部經写・大官香十把・白銀

三十枚、前中山王法華經一部經写・大官香五把・白銀十五

枚各獻之、公之靈前焉、而祭文記于後矣、

維時天保四年癸巳二月三日

故薩隅日三州牧兼領琉球國大信院殿榮翁如證大居士、逝

于東武高輪邸、訃信踰月至矣、於是中山國尚育不禁哀悼

思慕之至、恭遵舊典、六月特遣緇白二員、航海詣薩之慶府、

就于福昌上刹、謹備書寫七軸妙典全部并非薄之祭儀、敢

昭告于

尊靈、其詞曰、嗚呼哀哉

百世賢主

九州大梁

位登三品

德高四方

仁恕海潤

義情天長

美政所播

社稷彌康

維文維武

誰敢近傍

提智惠劍

撥荆棘殃

確乎雄略

逼人堂々

沛然慈澤

撫民茫茫

威振海外

名動扶桑

仰之彌峻

老而益昌

言々獻壽

永々莫忘

豈圖一疾

鸞駕旣裝

泰山忽崩

梁木已僵

山川變色

日月沒光

等觀宇宙

何質有常

寒暑交謝

春陽秋霜

逝者如此

奈我愁腸

謝闈浮域

游大寂鄉

妙體恒在

千載流芳

不干生滅

寧有存亡

恭備鄙奠

冀垂昭亮

嗚呼哀哉 尚享

近衛内大臣忠熙卿香奠銀三枚、(近衛新熙室) 圓臺院宮一枚、尾張

中納言齊温卿七枚、尾張前中納言齊朝卿三枚、水戸宰

相齊昭卿三枚、甘露寺一位國長卿二枚、(龜田) 松平備前守齊

清一枚、(由雲松汗清主) 松平出羽守齊貴一枚、鎌倉相承院一枚、各愛

惜 大信公之棄世、贈之薩府、秋九月於福昌寺

獻各之香奠銀 公之靈前一矣、

○京都即宗院聽 大信公之凶信、今茲秋九月贈法華經

一部、因大龍寺獻 公之靈前焉、官命寺社奉行、

遣三尺素即宗院贈銀五枚謝之矣、

重蒙公御譜中

先是文化二年 大信公豫納木主於千眼寺(千眼寺在西、田村野風迫)

而命側役黒田嘉右衛門清躬曰、我百歲之後宜記年

月(如法母則文化一年、清躬告之寺主、於是天保四年寺主、

請之官、書忌日及位階、冬十一月二十八日行點眼

供養之式、崇爲神主、是日 齊興公使家老島津但

馬久風獻大官香一把一拜、

○今茲春納 大信公木主於江府瑞聖寺、寄附祠堂金二

百兩、冬十二月與瑞聖寺相謀、而藏之於薩府官庫、

爲法事費用之本、歲出七部之子錢以資法事之用、

使水永無怠懈、在邸物奉行重田郷左衛門正武附以證書、

白木御文書九番箱中 三十七番

寫

太守様御位階御昇進付御達振之儀、別紙御書取之通被

遊 御承知付、御役人中申渡、此段申越り條、御役人中

被申渡置り儀共考、何分之表可被取計り、此段申越り、

以上、

但御記錄奉行に考別段相達置り、御役人中に考前之ケ

條迄申渡り、此段考爲御心得り、

閏十一月三日 猪飼 央

島津 乃波殿

川田 信濃殿

二階堂主計殿

右ノ内ニテリ

御口達左之通

琉球國近年凶歳等打續難造之折柄、厚扶助致し、今度代

替之使者無 召連參府候段、御機嫌被 思召外、依之加  
階

正四位下被

仰付之、

御書付被相渡

松平大隅守

今度加階被

仰出外儀者、別段之

思召外條、以後之例ニ者相心得間敷外、

2723 白木御文書九番箱中 三十五番

吉書

一 神社佛閣修造興行事、

一 可專勸農事、

一 可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

天保五年正月十一日 齊興御判

重豪公御譜中

天保五年爲<sup>一</sup> 大信公遺物<sup>一</sup>、獻<sup>二</sup>堆錦料紙箱于 近衛内

大臣忠熙、文臺一脚 御臺樣<sup>一</sup>、贈玉掛床于 郁君主、中

央一脚于甘露寺一位國長卿、手爐一于堤前中納言廣長卿、

香道具一揃于圓臺院宮、料紙箱一組<sup>久保</sup>于<sup>沈金</sup>維覺心院宮、

青貝中央一脚于<sup>橋</sup>德川民部卿齊位、料紙硯箱一于水戸宰

相齊昭卿、宇治橋杓花入一箇于松平備前守齊清、三十六

歌仙手鑑一折齊清夫人、南紀製寄木刀掛一于同養子松平

美濃守齊溥、染附筒花入一箇于齊溥夫人、硯屏一于松平

伊豫守齊敏、嵐山花入一箇于齊敏夫人、短刀一口于松平

越中守定水、青貝花臺一脚于定永夫人、食籠一組于同嫡

子松平近江守定和、納戸硯箱一于定和夫人孝姬、中央一<sup>重受女</sup>

脚于奥平九郎昌猷、色紙手鑑一折于昌猷養母芳蓮院、

料紙硯箱一于奥平左衛門尉昌高、董其昌石擢一折于奥平

吉之丞、獅子置物一于奥平七五郎、唐金獅子置物一于奥

平 平鐵吉、壽星置物一于奥平銀次郎<sup>以上四人員、高之男子</sup>、雞置物一<sup>于腕力</sup>於暢

大理石盆一而于於機、納戸硯箱一<sup>于腕力</sup>於鏝、錦手角鉢一于於

鉢、花入一箇于於定、東方朔置物一于於鏡<sup>以上八人、高之女子</sup>、料子

硯箱一松平對馬守豐熙<sup>松平土佐守、豐熙實嫡子</sup>、紙臺一脚<sup>于腕力</sup>于豐熙夫人

候姬、花臺一脚于松平甲斐守保泰、青貝中央一脚于保泰

嫡子松平造酒正保興、紙臺一脚于保興夫人淑姬、花入一

簡于戸田采女正氏庸、南京染付手桶一于氏庸夫人、花臺

一脚于同嫡子戸田伊賀守氏正、丸硯一面于氏正嫡子戸田

新二郎、紙臺一脚于氏正夫人親姫、硯箱一于本多下總守

庸禎、紙臺一脚于庸禎夫人操姫、料紙硯箱一于同嫡子本

多隼人正康融、花一于康融夫人順姫、唐金砂物鉢一康

禎二男本多彦次郎、唐燒花一入一箇于阿部飛彈守正篤、紙

臺一脚正篤夫人聰姫、朱塗埴錦中央一脚于松平周防守康

任、錫花入一箇于貞鏡院（貞鏡女）唐任嫡子故松平方、青貝食籠一組于松

平刑部大輔定毅（貞宜男）定源平子、中央一脚于島津飛彈守忠徹、

納戸硯箱一于島津萬之進、南紀製硯箱一于島津俊二郎、

堆朱刀掛一于島津德二郎、蠟石鷹置物一于島津保之丞（四人忠、

簡男子（子脱力）、錫半月釣花入一于於厚、白銅菓子皿于於鏡、花入

一箇於勵、玉簾手提一組于於淺、唐物食籠一組于於美、

東道盆一脚于有馬玄蕃頭頼徳、中央一脚于脇坂中務大輔

安董、料紙硯箱一于水野壹岐守忠實、朱塗中央一脚于戸

澤大和守正胤、南京染付鉢一于正胤夫人、鐵花入一箇于

同嫡子戸澤能登守正令、花臺一脚（梨子地盤）于正令夫人貢姫（重孝女）

朱塗花入一箇于同嫡子戸澤千代鶴、大理石盆一于生駒錠

三郎（交代）、中央一脚于幕府士島津又吉郎、朱塗料紙箱一組

于小野桃仙院、黒塗料紙箱一組于杉本宗春院、朱塗料紙

箱一組于野間廣春院、唐物食籠一組于山本齊俊院、六角

食籠一組于山崎宗運、掛物三幅對（左右山水中寄考）于花町、同

三幅對（左右中人）于梅溪、同三幅對（左右野菜川筆）于於類井、同三

幅對（左右童虎中壽卓左右下）于瀧山（台榭附老女）、掛物二幅對（松竹之図）于

佐川、同一幅（櫻之図）于歌川（以上三人御台）、同一幅對（松竹之図）于

波浦、同一幅（櫻之図）于袖村（以上三人御台）、同一幅（月之図）于關川、

同一幅（青女之図）于谷浦（以上二人御、台榭附手使）、其餘至二一門一族・家老・

若年寄・大目附及親戚・近臣等賜遺物、各有差矣、

2725

重豪公御譜中

寫正文在家老座

御文のやう拜しまいらせり、左様ニ御座り得ハ、

大信院様かねて御所持の御品のよしこゝゐ、御内々

御臺様ニ大隅守様方御上ケ遊し、扱々かよふの御品御

上ケ遊し御事、思召かけもなき御事と、一入々色々

思召出されり御事共ニ御座り、去ながら御年來も御めて

度さ、幾久しく御大切ニ御ひそう遊し御事ニ御座り、

何もあつう々、このよし申入りやうにとの御事に御座

外、早くかしく、

〔天保五年〕

佐川

鳴山さま

梅をさま

御こたへ

2726 全上

私初

名前之者とも一統よろしく申上度き申出り、かしく、御文のやう左様ニ御座りへハ、

大信院様御所持成りよしニ有、此おほへ事之通り花町殿初、大隅守様より御送りまし成御廻し被下、存もよらぬ御品ニ有、何れも忝なかりまいらせり、右之段有難かりまいらせり段、御國許に御序之節、よろしく御申入成り様ニ御頼申されり、かしく、

(采) 「天保五年」

佐川

鳴山さま

梅をさま

白木御文書九番箱中 三十六番

博多

御記録奉行に

鳴津藏人

右考此節二男致出生り付、家號御見合を以拜領被仰付被

下度旨願被申出、以來二男以下右之通家號拜領被仰付

間、此旨帳面可記置り、

二月

但馬

右包紙ニ

天保五年午二月六日丹波殿を坂元金十郎に被成御渡、白木御文

書九番箱に納置り事

2728

白木御文書九番箱中 三十八番

京大坂居付者之内勉方無之者考、以來御國許に罷下り様被仰付り、左り幼少者別段御吟味被仰付儀も可有之外、此旨申渡り様、兩御留守居に申越、可承向に承可申渡り、

四月

但馬

2729

平家公御請中

太守齊興公 老君齊宣公 儲君齊彬公 獻三石燈籠三對・

盃盤一福昌寺

大信公之廟前、松平美濃守齊溥・松平伊豫守齊敏・奥

平左衛門尉昌高・松平刑部太輔定毅亦獻三石燈籠於

公之廟前、各一基、而至孝子・孝孫及一門・一族・家

老・若年寄・大目附・寺社奉行・用人及近侍之輩及大



與女中等<sup>一</sup>、亦各獻<sup>二</sup>石燈籠於廟前<sup>一</sup>矣、

○去年冬 齊興公納<sup>二</sup> 大信院殿 蓮亭院殿各木主於大

(所置後卷)

圓寺<sup>一</sup>、今茲天保五年春出<sup>二</sup> 大信院殿祠堂銀壹貫二百

九十目、蓮亭院殿祠堂銀四百三十目<sup>一</sup>、以為<sup>二</sup>法事費

用之本<sup>一</sup>、而歲遣<sup>二</sup>七部之子錢<sup>一</sup>以資<sup>二</sup>法事之用<sup>一</sup>、使<sup>二</sup>無

永永怠懈<sup>一</sup>、在邸物奉行重田郷左衛門正武附以<sup>二</sup>證書<sup>一</sup>、

今具證書在<sup>二</sup>大圓寺<sup>一</sup>、

○齊宣公 齊興公思<sup>二</sup> 大信公之有<sup>一</sup>功<sup>二</sup>於國<sup>一</sup>、乃建<sup>二</sup>廟

於高輪邸<sup>一</sup>、崇<sup>レ</sup>神而欲<sup>レ</sup>祭<sup>レ</sup>之、今茲夏六月告<sup>二</sup>之

大家<sup>一</sup>、新作<sup>二</sup>廟高輪福壽亭<sup>一</sup>、起<sup>二</sup>工於八月十五日<sup>一</sup>而落<sup>二</sup>

成於明年四月十五日<sup>一</sup>、六月朔日納<sup>二</sup>神像于廟<sup>一</sup>

神体木像而頭  
戴燕尾帽、身

衣白綾加以直頸(僧衣也、色松置有綠紋松或此云松葉色也)、下衣指貫(緊束系橫  
白糸有藤丸絵)、爪指種田武助光運彫刻之、光運者江戶府市人在江戸出雲町也

稱<sup>二</sup>護國權現<sup>一</sup>、而以<sup>二</sup>井上志摩守祐良<sup>一</sup>為<sup>二</sup>廟官<sup>一</sup>焉、是

日 老君齊宣公 儲君齊彬公至<sup>二</sup>福壽亭<sup>一</sup>拜<sup>二</sup>神像<sup>一</sup>、

奧平左衛門尉昌高・島津虎之助久命、島津報七郎亦各

拜禮焉、而樂人入<sup>二</sup>廟內<sup>一</sup>奏<sup>レ</sup>樂、畢供奉人皆入拜禮、而

在邸城代・家老・大目附及諸有司獻<sup>二</sup>金或銀<sup>一</sup>、各有<sup>二</sup>差

矣、而納<sup>二</sup>棟札於廟內<sup>一</sup>載<sup>二</sup>之左<sup>一</sup>、

至同五年甲午四月十五日畢功

天保四年癸巳八月十五日起功

上棟 武藏國在原郡高輪福壽亭拜

殿

監事

猪飼中央敬

家老

從四位上前左近衛權中將兼藤原守源齊宣朝臣

正四位下行左近衛權中將兼大隅守源齊興朝臣

當頭格御用人勳

新納四郎右衛門常壽

井上志摩守祐良

御用人格  
植養堂神殿別当

石奉行  
 福崎助五郎季修  
 在事奉行覺  
 田中仲一郎國尊  
 馬船改家老屋敷役動  
 與松通松師兼務  
 谷口慈世遠

鐵田  
 石塚次郎左衛門胤次  
 在事下目副  
 高崎四郎右衛門有盛  
 新原平右衛門惟中  
 在事方書役  
 石塚尚介胤春  
 大工頭  
 樂地筑右衛門正良

2731 ○御臺様獻二額一面・銀鷹一・置三之高輪福壽亭 大信公廟

殿前一、太守齊興公 老君齊宣公 儲君齊彬公 英姫  
 君主齊彬公夫人 獻三石燈籠八基、又 齊宣公額一面自御臺様齊宣公拜受而置廟  
 前・音樂大鼓及羯鼓、郁君主簾一掛・戸帳一掛、島津左

2732

近久昵古代鈴一口・短刀一口宗正作・硝子燈籠一箇、松平  
 越中守定永唐銅香爐一、脇坂中務大輔安董木鴛鴦一脚、  
 島津久昵(重豪男)・島津久命(齊官男)・島津報七郎及孝姫(重豪女)・親姫(重豪女)・淑姫(重豪女)・  
 貢姫(重豪女)・壽姫(重豪女)・隨姫(齊宣女)・聰姫(齊宣女)・貞鏡院(齊宣女)・寵姫(齊興女)・候姫(齊興女)・順姫(齊興女)・  
 於八百齊興公生母、御内證様、石鳥居一基、奥平昌高・松平美濃守齊  
 溥・松平刑部太輔定毅・松平伊豫守齊敏石獅子一對、  
 島津飛彈守忠徹(忠徹男)・島津又四郎忠施櫛一本皆置三之廟前、  
 而至二一門・一族・城代・家老・若年寄・大目附・側用  
 人・側役及在邸近侍之輩及奥女中・御城坊主限平日托事、出入邸之輩・  
 大坂銀主等一、獻三石燈籠・盥盤等一、各有差矣、  
 重豪公御譜中  
 正文孔福昌寺  
 一白銀五拾枚  
 一伽羅一箱  
 右考

大信院様御一周忌御法事三付、從  
 御臺様爲御供養料、於江戸大奥迄御内々御拜領三付、  
 御廟所江御備相成、  
 太守様御參詣之節、

御亭様爲御名代被遊 御焼香、餘者被納置、時々住持より差上り様被仰付り條、後年住替之節堅固ニ可次第外、

但御銀五拾枚之儀者御祠堂銀同前取扱可有之外、

天保五年  
三月晦日

寺社奉行所印

福昌寺

重豪公御譜中

扣正文在家老座

瑞聖寺に御寺納御詞堂金取扱向左之通

一御詞堂金貳百兩

但利足月七分ニシテ金拾六兩三步ト三匁、

右内譯

金六兩

一大信院様年中御祭料

但御祭方之儀者每朝御洒水・御茶湯・御佛前、御靈

屋僧日々御回向手向、

一御忌日御菓子四盆御上供六味

但住持焼香、大衆諷經有之、

一御祥月御菓子六盆御上供六味

但書同斷、

一正月七月者寺納之通有之外、

金六兩貳步

一年々直様御屋敷に預り積金致置り、御靈々様御年

回之節、御法事料等之内に込相渡り様可取計り、

金貳兩貳步

一御先靈様并

大信院様毎年七月十一日御施餓鬼料

但享和三亥年金貳百兩御寺納之節、

右内譯之五兩を以

御先靈様御祭有之、右者日々御洒水・御茶湯・御佛

前日御回向、且御施餓鬼之節者 御靈前御菓子拾

盆御上供八味、御施餓鬼引續 御靈前に住持焼香、

大衆諷經手當之筋ニ相究居り處、文化十三年七月

金七兩貳步ツ、相渡、前文内譯之五兩を相加へ御施

餓鬼執行有之、右之貳株取束拾貳兩貳步に、本行貳

兩貳步又相加へ都合拾五兩ニ有

御惣靈様大施餓鬼料として相渡り様可取計り、

金壹步

一大信院様御佛前年中御花香料

金壹兩貳步三匁

一御靈屋附年中僧料

惣合金拾六兩三歩卜三匁

此内金六兩貳步者、御年回御法事料爲御手當御屋敷

に積置、外拾兩壹歩卜三匁之儀者益暮兩度に相渡り

様可取計り、

右者去年二月御寺納相成り金子取扱向之儀、取しらへ

申出り様瑞聖寺に相達置り處、此節申出趣有之、猶又

享和三亥年御寺納之節之振合に寄り及吟味、瑞聖寺に

表爲致内談り處、御請申出り付、右之通取計り様向く

に申渡り、

右付る者奉伺答り得共、既に御施餓鬼等に表差掛り付、

中將様達 御聽右之通取計り、此段申越候條可被達

貴聞候、以上、

〔天保五年〕 午八月二日

猪飼 央

市田 美作殿

嶋津 但馬殿

諏訪 治部殿

調所笑左衛門殿

白木御文書拾番箱中 六十三番

左近様御卒去涯、御跡可被召建哉、

中將様被 思召上、家格連名之次第極内相良甚太夫に調

被仰渡、同人差上り内調書留、

右一冊ノ蓋紙也

(の1)

先般 左近様御凶變江府に相達、

中將様別る被遊御哀痛、是迄御子様迎表不被成御座り

付、御卒去後之事ながら、御存生中諸大夫御被任表被

爲有、外く御末子様と表御身柄被爲替り付、御跡を被

建進り者、責め表御追遠之御情愛相立、永年御祭祀之

爲に表可然被爲 思召附、於其儀者、御家格一所持に

る現地者不被宛行、家等を其通被成進度被 思召上り

故、御知行等者追る御吟味可有之外間、弥右之御運ひ

に表成立り者、連名何れ之場に可被成御立哉、極く以

内分吟味可申上旨被仰渡、左條に申上候、

大信院様御子様御順

一中將様

〔奥平昌尚〕  
左衛門尉様

青林院様

御誕生不日之御天亡付、御産名無御座外、  
(今和泉家、忠厚)  
市正殿

龜五郎様

感之介様

御七男  
左近様

御八男  
爲次郎様

右御以下省略仕外、

一 一所持、一所持格家筋連名、以前ニ考不同之儀表有之  
外處、

大玄院様御在世中、御支族を初諸士一統家筋之御吟味  
被遊御發起外處、未御治定無之内被遊 御逝去外付、  
(言也)  
淨國院様御家督以後、正徳之初年より至末年、追々家  
筋連名家格進上物等被相定、其中御直別之家々左之通  
被定置外、

御一門方四家差次

御二男家(白置家)

鳴津但馬殿

御二男家(花園家)

鳴津遠江

他腹之御長男家

川上東馬

準御二男家  
(米)「鳴津久馬」

右久馬家之元祖大藏久明事考、

(元久)  
寛陽院様御十男ニ御座外處、貞享二年御高千石并宅

地拜領、家被召建外筋相見外、其以前方地頭職又考段

々御役を考被 仰付置外處、元祿十四年十月十一日御

家老御役被仰付、同十四日從

(稱也)  
大玄院様

寛陽院様被準御二男外旨被 仰出外、久明事御舎兄八

人諸家養子又考被成御天亡外付、右通御取計之様相見

外得共、委細之御譯合相知不申外、

御三男家(宮之城家)

鳴津圖書

御三男家(豊州家)

鳴津主計

御三男家(永吉家)

鳴津主殿

御三男家(安多家)

鳴津右門

準御三男家(安司家)

鳴津縫殿

準御三男家

(米)「鳴津助之丞」

御四男家

新納浪江

御五男家

樺山權左衛門

御六男家

鳴津播磨

御四男家

桂宇右衛門

準御四男家

〔家〕「鳴津頼母」

準御五男家

〔家〕「鳴津求馬」

御七男家

喜入多門

右以下連名略仕、

末條ニ申上リ、

鳴津頼母

右高祖父鳴津頼母久記事、

寛陽院様御妾腹之御十三男ニシテ、七歳之春寛文十一年

亥二月、

大玄院様御部屋栖中、御直元服并御脇差拜領被爲仰

付、天和元年酉二月

寛陽院様 御參勤御供被爲仰付、其節御鎧・御大小・

御手槍等御拜領シ、其後貞享三年寅六月

大玄院様 御參勤之節、御番頭當分之番頭御役ニシテ御供被召

列、翌年卯八月 御家督之御禮被仰上リ節、

將軍家 御目見被仰付リ、夫迄ハ何篇

御丸内御取計相見リ處、同五年辰二月

寛陽院様より御高千石御分地家財迄及御給、

御城近邊立野ノ宅地拜領、無程組頭當分之御小姓組番頭 御役被仰

付、地頭職被下置リ處、元祿十四年巳十一月十四日

大玄院様より久記事御四男ニ被準リ段被仰渡リ、右老

其年之十月十四日久記御舎兄大藏久明前条島津久明先祖 全躰御十

男ノ御二男ニ被準リ御例を以、右通被仰付リ旨被仰渡

リ、其以後

淨國院様御代相成、追々地頭所繰替等被仰付リ中、無

程所帶被及困窮、左之御書付通當座ニ相見リ、

御米百五拾俵

右勝手被差迫リ付、居屋敷御買入被仰付被下度旨訴申

出置リ得共、當時表方別る被差迫御不自由之砌リ付、

願之筋老難被取揚リ間、屋敷之儀老勝手次第片付可申

リ、右之次第故拾ケ年御暇被下、惣老勤方御免被仰付

リ、左リ其身ニ付リ御取分を以、御養料右之通拾ケ

年御暇之内年々被下置リ間、其内隨分身帶取細メ家屋

しき等相拂、先キ様相續り様ニ可被仕旨、享保十一年  
午十二月被仰渡置、無程被致隱居、同十八年丑四月被  
致病死り、曾祖父嶋津頼母事、實ハ肝付典膳家之二男  
肝付郷十郎事久記養子被仰付、頼母と致改名、組頭・  
御勘定奉行御役等被相勤、地頭職被下置、祖父嶋津頼  
母事入來院平次家之二男ニる養子被仰付、是亦頼母  
と致改名、御番頭・與頭御役、地頭職被下置、父嶋津相  
馬當番頭・御小姓組番頭・御勘定奉行・若年寄御役ニ  
る諸所地頭職被仰付り、當頼母事當分御小姓組番頭御  
役・地頭職被下置り、尤嫡子代々

御直元服、家督繼目御禮之節者御太刀三種二荷進上被  
仰付、家格一所持格被仰付置、年頭八朔ニ者於 御書  
院、持參太刀着座 御盃頂戴被仰付來、元祖久記より  
五代之連續御座り、

一 嶋津求馬

右高祖父嶋津求馬久房事者、  
寬陽院様御妾腹之御男子御十七男ニる、延寶七年未十  
二月

大玄院様御部屋栖中 御直元服被仰付、貞享四年卯七  
月

寬陽院様御隱居後 御下屋敷に被遊 御移候節、御一  
所ニ御屋敷内に被成御引移り處、元祿八年亥二月從  
大玄院様 御城内岩崎に宅地拜領、家作迄者御立召被  
下、同月九日御高三百五拾石拜領、同十三年辰正月一  
番組頭御役被仰付、同月十一日前文三百五十石之御高  
被召上、新地千石拜領被仰付、同十四年巳十一月

綱貴公以御意、前文御舎兄大藏久明・頼母久記之例を  
以、求馬家御五男家之列被仰付、同十二月久房家年頭  
御禮於 内御座當分、頼母久記之次ニる持參太刀着座  
御盃頂戴可被仰付旨被仰渡、正徳元年卯九月毎年八朔  
ニ者御太刀進上可被仰付旨被仰渡、同十月朔日家格一  
所持格と被仰付り、然處當座帳留左之通相見り、

一 求馬殿事身帶被差迫り付、御番并御組方被成御免、十  
ヶ年御暇被下度旨願被申出、願之通被成御免り旨、正  
徳元年卯十二月廿二日帶刀殿方被仰渡り、右之通り處、  
八ヶ年目享保三年戌二月御番頭御役被仰付、同年三月  
東郷地頭被仰付置り處、同七年寅十二月又々左之通被  
仰渡り、

一 先年爲御心付、山之口地頭職被仰付、御役料高貳百石  
被下置り得共、物入有之御心付之詮無之、別る被差迫

外間移地頭職被成御免、先々相續<sub>レ</sub>程之御救被仰付被

下度旨、段々被申出趣有之<sub>レ</sub>、依之願之通山之口移地

頭被成御免、御番頭御役被仰付、御役料高此内之通直

被下<sub>レ</sub>由、享保七年寅十二月十六日内記殿被仰渡<sub>レ</sub>、

一此節依願山之口移地頭被成御免、於御當地御番頭御役

被仰付 御代參被相勤<sub>レ</sub>苦<sub>レ</sub>間、享保七年寅十二月十六

日内記殿より被仰渡<sub>レ</sub>旨、當座帳留相見<sub>レ</sub>、

一會祖父求馬久教御番頭・組頭・御勘定奉行・若年寄等

之御役被相勤、諸所地頭職被下置、祖父求馬事實<sub>レ</sub>喜

入多門家之二男御座<sub>レ</sub>處、久教男子無之養子罷成、段

々御役被相勤、若年寄・御家老御役・諸所地頭職被仰

付<sub>レ</sub>、求馬嫡子嶋津幸之進儀<sub>レ</sub>部屋栖中被致病死<sub>レ</sub>付、

當求馬事承租被仰付、當分大番頭御役<sub>ニ</sub>由、寺社奉行

勤被仰付置、地頭職被下置<sub>レ</sub>、尤嫡子代々 御直元服

被仰付、家督繼目等御禮之節<sub>レ</sub>、御太刀三種二荷進上

被仰付來<sub>レ</sub>、

一 喜入多門

右家之元祖若狹守忠弘事<sub>レ</sub>、九代之

太守忠國公御七男<sub>ニ</sub>由、始<sub>レ</sub>由家被相立、當多門迄十七

代無中絶致連續、先祖代<sub>ニ</sub>由軍功等<sub>レ</sub>有之、八代之祖

安房久亮事<sub>レ</sub>、

寬陽院様御十四男<sub>ニ</sub>由養子被爲入<sub>レ</sub>儀<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>、尤嫡

子代々 御直元服被仰付、家督繼目御禮等之節<sub>レ</sub>、御

太刀三種二荷進上被仰付、年頭八朔御規式之節<sub>レ</sub>、於

御對面所持參太刀着座 御盃頂戴被仰付來<sub>レ</sub>、

一多門家之次町田<sup>(久慈)</sup>監物<sub>ニ</sub>由御座<sub>レ</sub>得共、監物家御直別<sub>ニ</sub>

由<sub>レ</sub>無之、其以下<sub>レ</sub>都<sub>レ</sub>由御鹿流御座<sub>レ</sub>間省略仕<sub>レ</sub>、

右之通御座<sub>レ</sub>、

寬陽院様

大玄院様御代迄<sub>レ</sub>諸御格式當分通全備不仕、

淨國院様御家督以來何篇追々御治定、近來

大信院様御在世中猶又萬端被遊 御損益、就中

御子様方

公邊御届振天倫之儘被仰出筋相成、當時御領國中諸

士一統其通之御格被仰渡置<sub>レ</sub>、然<sub>レ</sub>此節前文

左近様御跡一所持<sub>ニ</sub>由家被建進事御座<sub>レ</sub>、

多門次御支流町田監物頭御連名可有御座儀と吟味仕

外、此段申上<sub>レ</sub>、以上、

御記錄奉行



(の2)

午九月廿日

篠原善助

相良甚太夫

左近様御卒去付、

中將様被爲有 御至情、御家を被建進度被 思召上、未御内分之御事ながら、弥其通御治定候者、家格一所列之 思召御座付、連名之次第何れ之場可被成御加哉、相調可申上旨承知仕、去ル廿日吟味書差上、其節私共より別段

寛陽院様

淨國院様御子様之中一所持之家、被遊御取建付發起より後年之至、只今精察仕付趣存付之譯申上、右付島津縫殿家

寛陽院様御代御取立之次第被及御尋問、大略御答申上付得共、書付を以可申上旨承知仕、左之通御座付、

一 縫殿六代之祖嶋津又六久岑事、實者

寛陽院様御四男ニ有慶安三年寅八月御誕生、寛文八年申十二月十九歳ニ有被成御卒去付、然處右以前慶長十八年從

將軍家諸侯に人質可被差出旨御達有之、

惟新様 (家久) 中納言様段々被爲及御相談、其御

惟新様御女千鶴様 (誓称 御下様候) 最初伊集院源次郎忠實に御縁

組ニ有、御女子一人御出生、後慶長之初年庄内一亂之

節、御母子共此御方に被遊御引取置付、此御母子關

東御上可然と 千鶴様に其趣被仰含付處、父兄より之

被仰付ニ有、御女性ながら御家之爲御國之爲と被成御

成事付者、粉骨碎身少々被成御願聞敷と、御快被爲受

合、御年三十歳之夏御幼女を被携、久見崎より江戸之

様御出船、其節之御別れ中々御難儀至極之御様躰御記

録ニ有相見、御文敷通之中、左之通、

御家譜より書寫付、

(島津家久) ひとつのかみ殿より御つかひさしのほせられ付間、一筆

とりむかひ申付、さてくいく度申付ても、このたひ

は御家の御奉公に御のほり、さりとてハ比類なきと申

計に付、以下略ス

御自筆御つかひ

慶長十八年也

八月三日

(高崎能広) たかさきおほいのすけ

むすめのかたへ

る

たうけのしちとしてくわんとうへ、以下略  
(当家) (関東)

慶長十八年六月廿三日  
いゑ久御判

いもと  
まいらせり

さてもくそこもとのすまる、以下略

慶長十九年也  
八月廿八日  
いゑ久御判

千つるとの  
まいらせり

慶長十九年八月廿八日、高二千二百四拾石千つるとの  
へ進せられり、御文略ス

右原文ハ雜録中年間ニ有之、末紙ニ左之通

右御文并御知行目錄之通御拜領有之、江戸は七ヶ年被  
成御座、元和五年之冬首尾克御下向り處、

中納言様より多年之御勲勞を被賞、御高千石御加増都  
合三千石御領知御座り、左り同七年五月下野守久元  
に被成御再嫁、又五郎久近出生にあり處、十五歳之節  
被致病死り、

右之通御座り、朝鮮・關ヶ原以來世上未不隠、  
將軍家表人質を以諸侯を被取固時勢御座り處、

御下様御事、庄内騷亂之砌其場無和理被成御遁、無間  
表又々山河を隔、敵地同前之關東迄爲人質七ヶ年之艱  
難を被經り次第、

惟新様

中納言様御愛情弥増、御存生中三千石之御高被付進、  
前文

中納言様御文ニ表、御親子の事行末無沙汰なく心を添  
へ候ハんとの御事迄表被書進置り、御下向後下野守久  
元は御縁組、又五郎久近出生に付あり、右之三千石表  
如何様追々ニ考久近別家立、御下様御遺領相續之心  
宛表爲有之哉、舊記之中其意味表相見り得共、久近事  
十五歳ニ被致早世、前條申上り通、

寛陽院様御四男又六久岑事幼名虎松と申上、纔七歳之  
節石之三千石餘を、伊佐郡佐志之内より被成御給り、  
御下様も御跡之思召之様相見り得共、此時迄考委敷相  
知不申、御若年より諸所地頭職迄表被爲仰付置り處、  
十九歳之節被成御卒去り、左り縫殿高祖父將監久當  
事考、

寛陽院様御十一男御座り處、御兄久岑之跡被成御相續、  
右三千石表被成御領知り、然處延寶七年未三月十一日、

寬陽院様より久岑・久當以來

御下之御遺領被給置り得共、女子之跡者不相立御法例故、

惟新様御五男久四郎忠清を以元祖とし、二代を又五郎久近、三代又六久岑、四代將監久當と連續之筋被相究、被準御三男家ハ段被仰渡り、右通被仰付り儀付る者、及數度御評儀爲有之段、舊記之中相見り得共、委細者省略仕り、去廿日一所持御席順内吟味書差上候節、私共存付之一條申上り儀者、一所持之一列者御一族・他家共、古來軍功之戰死又者治世相成候る者、無據御連枝方又者爲抽勲勞重キ御由緒柄等之外者無御座、誠不容易御取持御座り、今般

中將様思召之程、御兄弟様御友愛之御厚情乍恐拜伏仕、微塵及否可奉存様者無御座り得共、左近様御事御一世中何ぞ御家ニ付、格別御勲功迎者不被成御座、大信院様御逝去無御間者御生所を御離、御自國と者乍申上、遙く御國に被爲成御下向、纏之中御凶事と御成、實く難被黙止御愛情之餘より右通之御儀と奉存り付、御卒去後ながら御別立之意味合相成、御家格相當御高資財等迄可被付進儀との、別紙久馬・頼母・求馬同様、

至永年

公室之弱々と相成可申敷之心付御座り付、其所を爲申上儀御座り、然共此一條者、全吟味不被仰成儀を過當成申分と段々内評仕り得共、適存付り事、夫形罷居りる者却る押包り筋合故、右之趣演説仕り處、書付可差上旨承知仕り付、右に及申上り通吟味爲被仰付儀者無御座、其上友愛至情之厚 思召を奉評り様有之、何共恐多次第、書付之所者折角御猶豫奉願り得共、不苦段分の承知仕り付、不顧憚右之通申上り、以上、

午九月廿五日

篠原善助

右一册終レリ

相良甚太夫

2735

齊興公御譜中

我國家財政之極困難也、如前屢記述、然而今謀之恢復也、唯以封内產物一輸之之大坂、而其融通權便益以爲之至要一矣、於是從前家老等雖勉從事于茲、動致損失、至文政之末則益迫困乏、而至乎家屋之破壞不可修理之焉、調所笑左衛門廣郷時爲齊興側役、大父公及齊興委以財政改革之事、廣郷受任以來年々三都來往晝夜不安寢食、焦思勞心致身于茲焉、於

白木御文書九番箱中 三十九番

知行目錄

高五百斛

是乎漸次奏<sub>二</sub>其効<sub>一</sub>、竟得<sub>二</sub>資財稍殖<sub>一</sub>、實可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>廣郷之功績<sub>一</sub>矣、故追次進<sub>二</sub>其職<sub>一</sub>、天保三年十二月以<sub>二</sub>家老格<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>側詰職<sub>一</sub>、四年升爲<sub>二</sub>家老<sub>一</sub>、茲賞譽與<sub>レ</sub>祿如<sub>レ</sub>左、

伊集院春山村之内  
 右同所麥生田村之内  
 蒲生白男村之内  
 始羅郡山田大山村之内  
 市來養母村之内  
 右同所長里村室之藪門之内  
 右同所神之川村之内  
 飯野大明司村之内  
 加久藤榎田村之内  
 大村上手村之内  
 志布志帖村之内  
 加久藤西郷村之内  
 山之口山之口村之内

山崎二渡村折小野門之内  
 樋脇市比野村之内  
 吉松中津川村之内  
 勝岡樺山村西村屋敷之内  
 阿多新山村之内  
 小林眞方村之内  
 串良岡崎村之内  
 右同所上小原村之内  
 阿多宮崎村本地川原門之内  
 右同所中津野村平山屋敷之内  
 志布志月野村之内  
 右同所同村之内  
 出水下大河内村之内  
 飯野杉水流村小浮免之内  
 東郷田海村竹之中屋敷之内  
 蒲生米丸村之内<sub>\*</sub>  
 右同所白男村坂元門之内  
 帖佐住吉村四月田門之内  
 名寄帳在別冊

右老御改革一件初發より致取扱<sub>レ</sub>處、拔群之功業相見得

御褒美被 思召上、去年三月於江戸右之通拜領被 仰付  
候條、全可有所務外、仍如件、

天保五年十一月六日

諏訪治部

武敬判

菱刈安房

隆觀判

鳴津但馬

久風判

市田美作

精印判  
義直判

調所笑左衛門殿

諸縣郡高城稗滿坊村之内

勝岡蓼池村之内

飯野今西村之内

束郷田海村之内

山崎久富木村之内

阿多宮崎村之内

志布志月野村之内

右同所同村之内

樋脇市比野村之内

壱田柏原村之内

薩摩郡山田山村之内

伊集院春山村之内

水引五代村藏治門之内

河多浦之名村浮免之内

串良細山田村庄屋浮免之内

阿多白川村作職浮免之内

壱田柏原村庄屋浮免之内

飯野池嶋村庄野間門之内

右同所原田村上原田門之内

小林細野村庄屋浮免之内

白木御文書九番箱中 四上番

知行目錄

高五百斛

蒲生漆村之内

帖佐豊留村之内

市來大里村之内

鹿兒嶋郡吉田本城村之内

右同所同村之内

志布志原田村之内

山之口山之口村之内

伊集院麥生田村浮免之内

右同所同村庄屋浮免之内

郡山郡山村五浮免之内

高原水流村庄屋浮免之内

谷山山田村鳩宿門之内

名寄帳在別册

右考

御臺様御由縁ニ由厚

御内沙汰被爲 在、御城代被仰付<sub>レ</sub>、依之御役料高被下

置筈<sub>レ</sub>得共、別段之 思召を以、去年四月右之通拜領被

仰付<sub>レ</sub>條、全可有所務<sub>レ</sub>、仍如件、

天保五年十一月廿八日

諏訪治部

武敬判

菱刈安房

隆觀判

鳴津但馬

久風判

市田美作殿

2738 齊興公御譜中

天保五年十二月二日

大家以 上使松平周防守康任問ニ齊興參府、有ニ懇命、

十五日齊興登<sub>レ</sub>城述ニ參府之禮、更蒙ニ懇命一如例、

2739 近秘野岬中 齊彬公

天保五年甲午十二月十六日轉任少將、因

御臺君有所厚請、特有是 命、初

慈眼公之拜官始自少將、其他 世子所未有也、

2740 齊彬公御系圖中

天保五年甲午十二月十六日任左近衛少將<sub>位階</sub>、<sub>如故</sub>

2741の1 旧御番所御文書三番箱中

上卿 轉法輪大納言

天保五年十二月十六日 宣旨

侍從源齊彬朝臣

宣任左近衛權少將

藏人權右中辨兼右衛門權佐皇太后宮大進藤原

愛長奉

口裏ニ  
口 宣案

右一通

2741の2

侍從源朝臣齊彬

正二位行權大納言兼皇太后宮權大夫藤原朝臣實高宣、奉

救、伴人宣令任左近衛權少將者、

天保五年十二月十六日大外記兼掃部頭造酒正助教中原

朝臣師德奉

右一通

上萬御局

銀子貳枚

長橋御局

右同斷

大御乳人

右同斷

執次 銀子壹枚

仙洞

御太刀折紙黃金二枚

新大納言御局

銀子貳枚

權中納言御局

右同斷

別當御局

右同斷

執次 銀子五兩

大宮

黃金二枚

萬里小路御局

銀子貳枚

梅小路御局

右同斷

御乳人

右同斷

執次 銀子五兩

准后

黃金二枚

お千萬御方

銀子貳枚

お登志御方

右同斷

執次 銀子五兩

内侍所

白銀二枚

御太刀代銀子五文目

2741の3

上卿

轉法輪大納言

薩摩少將

職事

甘露寺權右中辨

右一通

2741の4

松平豐後守

御臺様より厚御願も有之に付、格別之

思召を以此度少將昇進被 仰付外事に付、其趣可被心

得、

右一通

松平豐後守源齊彬朝臣

少將成御官物之事

御太刀折紙黃金三枚

禁裏

白銀二枚

御太刀代銀子五文目

白木御文書九番箱中 四十一番

吉書

一 神社佛閣修造興業事、

一 可專勸農事、

一 可徵納國々年貢事、

上卿 銀子六拾目

職事 右同斷

宣旨 銀子五枚

兩傳奏 銀子三枚宛

宣旨副使 銀子貳拾目

雜掌四人 銀子壹枚宛

右之通請取差上、銘々江相渡申上、以上、

德大寺大納言殿家

天保六未年正月

滋賀右馬大允<sup>㊦</sup>

淡川伊勢守<sup>㊦</sup>

甘露寺一位殿家

稻波主膳<sup>○</sup>

藤木玄蕃<sup>○</sup>

土持平左衛門殿

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

天保六年正月十一日 齊興御判

齊興公御譜中

天保六年乙未春正月二十七日

大家以<sup>二</sup>上使安藤治右衛門<sup>一</sup>賜御鷹之鶴於齊興、

齊興公御譜中

先<sup>レ</sup>是五年甲午正月城代市田美作義宜守邸在江府、

御臺所密諭<sup>レ</sup>之以<sup>レ</sup>使<sup>三</sup>初之丞君爲<sup>二</sup>齊彬嗣子<sup>一</sup>、義宜辭<sup>レ</sup>

之、初之丞君

内府家慶公第五子也、凡

御臺所有<sup>レ</sup>報<sup>二</sup>密事於我<sup>一</sup>也、自<sup>二</sup>待女島澤<sup>一</sup>而傳<sup>二</sup>之於其家

森山某者室<sup>一</sup>、而室以傳<sup>二</sup>報之於我<sup>一</sup>以爲<sup>レ</sup>恒矣、此月八日

室請<sup>三</sup>義宜詣<sup>二</sup>其家<sup>一</sup>、義宜往則室密語<sup>二</sup>

御臺所諭旨<sup>一</sup>曰、方今

大家孫子男女振鬻故、男求<sup>二</sup>之家<sup>一</sup>女求<sup>二</sup>之婿<sup>一</sup>、今

世子家慶公男子 初之丞君甫九歲、穎悟爲<sup>二</sup>人所<sup>レ</sup>稱、今

子主家豐後守未<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>嗣子<sup>一</sup>、若以<sup>二</sup>初之丞君<sup>一</sup>爲<sup>二</sup>嗣子<sup>一</sup>、

則於<sup>二</sup>



御臺所<sub>一</sub>姻緣更加<sub>レ</sub>厚、蓋主家慶益長久焉、請子爲善謀<sub>レ</sub>之、義宜對曰、

御臺所念慮及<sub>レ</sub>我生家<sub>一</sub>之懇到一至<sub>三</sub>乎如<sub>レ</sub>此、以不<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>感佩<sub>一</sub>、敬了<sub>レ</sub>其旨、且奉謝焉、不肖蒙<sub>レ</sub>此重命<sub>一</sub>、乃不<sub>三</sub>敢吐<sub>レ</sub>露情實<sub>一</sub>耶、此命也於<sub>レ</sub>義宜<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>所<sub>一</sub>以不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>肯受託<sub>レ</sub>者<sub>上</sub>焉、

曰在昔島津家老有<sub>レ</sub>伊勢貞昌者<sub>一</sub>、主人家久無<sub>レ</sub>嗣子<sub>一</sub>、因與貞昌謀而、欲<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>

(秀忠)  
大樹台德公<sub>一</sub>三男 國若君<sub>一</sub>爲<sub>中</sub>嗣子<sub>上</sub>、請<sub>三</sub>之於東照公與<sub>二</sub>

台德公<sub>一</sub>、

東照公不<sub>レ</sub>允<sub>レ</sub>之、見<sub>レ</sub>諭以<sub>二</sub>源將軍賴朝卿以來血統斷絕<sub>一</sub>焉、至<sub>レ</sub>今國中仰<sub>二</sub>

東照公德<sub>一</sub>、而尤<sub>三</sub>貞昌謬<sub>レ</sub>事、今縱使<sub>三</sub>主人齊興苟奉<sub>レ</sub>旨亦如<sub>三</sub>國中人氣<sub>一</sub>、何義宜不肖蒙<sub>二</sub>

御臺所殊遇<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>宜維命之奉<sub>一</sub>、然今日義宜則昔日貞昌也、豈可<sub>レ</sub>敢襲<sub>レ</sub>貞昌蹤<sub>一</sub>而使<sub>中</sub>國中至<sub>レ</sub>乎弗<sub>甲</sub>得<sub>レ</sub>安穩<sub>一</sub>耶、義宜憂懼兼至君怒<sub>レ</sub>之裁<sub>レ</sub>之爲<sub>レ</sub>義宜<sub>一</sub>善辭<sub>レ</sub>之、室大感<sub>レ</sub>義宜言<sub>一</sub>

以具報<sub>レ</sub>之於島澤、鳴澤以告<sub>レ</sub>之於

御臺所<sub>一</sub>、御臺所亦大感<sub>レ</sub>義宜言<sub>一</sub>、且嘉<sub>レ</sub>其適<sub>二</sub>大臣之職<sub>一</sub>、而深謝<sub>レ</sub>己慮不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>於此<sub>二</sub>云、義宜審記<sub>レ</sub>顛末<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>

家老猪飼央尚敏<sub>一</sub>以告<sub>レ</sub>余、余今茲六年乙未三月命<sub>二</sub>史官<sub>一</sub>考<sub>レ</sub>貞昌事蹟<sub>一</sub>、併作<sub>レ</sub>之議<sub>一</sub>以備<sub>二</sub>他日<sub>一</sub>云、

2745 旧御番所御文書三番箱中 青杉公少將御任官女房奉書ト箱蓋ニアリ

口裏<sub>一</sub>

仰 天保 三十五

さつまの少將より今度昇しんの御禮として、黄金百兩・御きぬ三十疋進上おハしましり、ひろう申て外へ考、おもしろく思しめしりよし、よくころえ外て申せとて外、御心得てつたゑさせられ外へく外、かしく、

御いまの御局へ る申給へ

2746 重豪公御譜中

天保六年乙未夏四月

御臺様竊獻<sub>二</sub>造花一箇・唐金花建一箇・黒塗花臺一脚於福昌寺 大信公之廟前<sub>一</sub>矣、

2747 重豪公御譜中

正文在福昌寺

覺

白銀五拾枚

右老當正月

大信院様御三回忌御法事ニ付、爲御供養料從

御臺様御内々被遊御拜領、此節被差越外付、

御廟所江御備相成外條、御銀五拾枚之儀老御詞堂同様

取扱、後年住替之節堅固ニ可被次渡外、

天保六未

九月三日

寺社奉行所印

福昌寺

花

押

集

## 例 言

一本巻所収文書に用いられている花押全部を収載したが、同一人の同一花押と判断できるものは、その典型的なものを採った。

一原則として底本から摸写したが、島津氏花押涉覧・花押藪（ともに東京大学史料編纂所蔵本）を参照した。

一収載した花押と、本巻所収文書との関連を示すために、花押集に付した通し番号を所収文書の花押の位置に付した。

一二種以上の花押が用いられているものは、番号を別にして、これを収載した。

一通し番号は、文書の配列（おおむね編年順）に従い、初出の花押にこれを付した。

一花押は、その大きさは適宜縮小・拡大して収載した。



4 島津齊興



1 島津齊宣



5 島津重豪



2 近衛經熙



3 徳川家齊

文書・記事目録

## 例言

- 一この目録は、本巻に収められた文書・記事の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収載したものである。
- 一文書は、番号のほか、年月日、文書題を記載し、記事は年月日の欄に（記事）と記し、かつ記事題を付した。
- 一文書の年月日のうち、追筆（朱書または朱カキの注あり）の年紀は（ ）、原文書記載の年紀はそのままとし、追筆年紀で疑義のあるものは「 」、島津氏世録正統系図より補ったものは△で囲んで区別した。
- 一年紀を欠くもののうち、明らかに推定しうるものは「 〱 」で囲んだ。
- 一孟春（正月）、林鐘（六月）、暮秋（九月）、孟冬（十月）、霜月（十一月）、大呂（十二月）などの月の異称ならびに、念（二十日）はすべて数字に、また、烏、冀は日に改めたが、朔日、晦日はそのまま残した。

番号 年 月 日 文書・記事題

- 一 (寛政二年) 一月 七日 松平信明書状
- 二 (記事) 齊宣掃圀シテ二丸ヲ造管ス
- 三 寛政二年 一月十一日 島津齊吉書
- 四 (寛政二年) 一月十一日 松平信明書状
- 五 (記事) 刀工伊地知正平元平任官ス
- 六 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 七 (記事) 齊宣関狩ニ臨ミ又犬追物ヲ観ル
- 八 (記事) 島津齊宣公辺記事
- 九 (寛政二年) 二月 廿日 松平定信書状
- 一〇 (記事) 齊宣御鷹ノ鶴ヲ拝領ス  
齊宣犬追物ヲ飛行ス  
一門元服ノ礼ヲ古例ニ復ス
- 一一 (寛政二年) 三月 六日 島津久邦書状
- 一二 (寛政二年) 菱刈美祐返書
- 一三 (寛政二年) 四月 島津齊宣内意書
- 一四 (記事) 齊宣太刀進献ノ礼式ヲ定ム
- 一五 (寛政二年) 四月 島津久邦申渡書
- 一六 (寛政二年) 四月 島津久昶申渡書
- 一七 (寛政二年) 五月 島津重豪内意書
- 一八 五月 島津久邦申渡書
- 一九 八月 朔日 八朔進上太刀并中紙進上次第
- 二〇 (寛政二年) 島津重豪書状
- 二一 (寛政二年) 五月 二日 徳川家斉御内書
- 二二 (記事) 重豪、將軍家斉ニ馬ヲ献ズ
- 二三 (寛政二年) 島津重豪覚書 (献上馬具目錄)

番号 年 月 日 文書・記事題

- 二四 (寛政二年) 五月 馬献上首尾書
- 二五 寛政二年 五月 七日 島津久邦外五名家老連署申渡書
- 二六 六月 朔日 嶋岡俊在証書
- 二七 (寛政二年) 六月十九日 松平乘完書状
- 二八 (寛政二年) 六月廿四日 松平信明書状
- 二九 (記事) 齊宣、有栖川宮ニ染筆ヲ請フ
- 三〇 (寛政二年) 七月 六日 松平信明書状
- 三一 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
- 三二 (寛政二年) 八月 島津久金申渡書
- 三三 (記事) 齊宣諸役へ施政ヲ敕命ス
- 三四 (寛政二年) 九月 島津齊宣申渡書
- 三五 (記事) 齊宣琉球慶賀使ヲ従へ登營ス
- 三六 (寛政二年) 九月 七日 徳川家斉御内書
- 三七 (寛政二年) 九月 廿八日 島津重豪覚書
- 三八 (寛政二年) 高はし外四名連署消息
- 三九 (寛政二年) 十月十八日 島津重豪書状
- 四〇 (寛政二年) 十月 廿日 鳥居忠意書状
- 四一 (寛政二年) 十月 廿三日 島津重豪書状
- 四二 (寛政二年) 十一月 九日 島津久昶書状
- 四三 (寛政二年) 十一月 九日 島津久昶書状
- 四四 (寛政二年) 十一月 九日 島津久昶書状
- 四五 (寛政二年) 十一月 九日 島津久昶書状
- 四六 (寛政二年) 十一月 九日 島津久昶書状



- 四七 (寛政二年) 十一月 九日 島津久利書状
- 四八 (寛政二年) 島津重豪書状
- 四九 (寛政二年) 島津重豪書状
- 五〇 (寛政二年) 島津重豪書状
- 五一 (記事) 齊宣孫國慶實便ヲ從へ發營ス  
齊宣從四位上中將ニ昇進ス
- 五二 (記事) 重豪、齊宣ノ官位昇進ヲ謝ス
- 五三 (寛政二年) 十二月 朔日 島津重豪御礼献上物次第
- 五四 (寛政二年) 島津重豪書状
- 五五 (寛政二年) とみた外二名連署口上書
- 五六 (寛政二年) 十二月十五日 島津重豪書状
- 五七 (寛政二年) 十二月廿一日 松平乗完書状
- 五八 島津為次郎重豪系譜抄
- 五九 島津為次郎重豪系譜抄
- 六〇 (寛政二年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書
- 六一 (寛政三年) 一月 七日 松平信明書状
- 六二 (寛政三年) 一月十一日 島津齊宣吉書
- 六三 (寛政三年) 一月十一日 松平信明書状
- 六四 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拜領ス
- 六五 (寛政三年) 二月廿六日 松平定信書状
- 六六 (記事) 重豪、齊宣ノ婚姻ヲ謝ス
- 六七 (寛政三年) とみた外二名連署消息
- 六八 (記事) 齊宣、佐竹義和妹ト婚儀整フ
- 六九 (記事) 齊宣婚儀成ルヲ幕府ニ謝ス
- 七〇 (寛政三年) 三月廿八日 島津久利書状
- 七一 (寛政三年) 四月 六日 島津齊宣忌服届書
- 七二 (寛政三年) 四月 六日 島津重豪届書
- 七三 (寛政三年) 島津重豪書状
- 七四 (記事) 齊宣帰国ス
- 七五 (記事) 島津齊宣寛政三年公刃記事
- 七六 (寛政三年) 五月 二日 徳川家齊御内書
- 七七 (寛政三年) 六月廿三日 戸田氏教書状
- 七八 (寛政三年) 六月廿四日 戸田氏教書状
- 七九 (寛政三年) 七月 六日 島居忠意書状
- 八〇 (寛政三年) 七月 六日 献上物覚書
- 八一 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拜領ス
- 八二 (寛政三年) 九月 七日 徳川家齊御内書
- 八三 (寛政三年) 十月 廿日 松平乗完書状
- 八四 (記事) 憲之助齊宣誕生ス
- 八五 齊興助系譜抄
- 八六 齊興系譜抄
- 八七 (寛政三年) 五月十六日 桑山崑助聞合書
- 八八 面高善右衛門覚書
- 八九 面高善右衛門覚書
- 九〇 (寛政三年) 十一月 六日 島津齊興仮名書上
- 九一 (寛政三年) 十一月十六日 面高善右衛門覚書
- 九二 (寛政三年) 十二月 四日 島津久利書状
- 九三 (寛政三年) 十二月 四日 島津久利書状
- 九四 (寛政三年) 十二月 四日 島津久利書状
- 九五 (記事) 重豪、御台所ニ煙草盆ヲ献上ス

- 九六 (寛政三年) 島津重豪書状  
 九七 (寛政三年) 十二月十九日 松平信明書状  
 九八 (寛政三年) 十二月廿七日 徳川家斉御内書  
 九九 (寛政四年) 一月 七日 松平乗完書状  
 一〇〇 (寛政四年) 一月十一日 松平乗完書状  
 一〇一 (記事) 重豪、斉宣ノ參勤延期ヲ謝ス  
 一〇二 (寛政四年) 島津重豪覺書  
 一〇三 寛政四年 一月十一日 島津斉宣吉書  
 一〇四 (記事) 斉宣參府ス  
 一〇五 寛政四年 二月十五日 島津久利外四名<sup>名家</sup>連署証状  
 一〇六 (寛政四年) 二月 廿日 松平信明書状  
 一〇七 (寛政四年) 五月 二日 徳川家斉御内書  
 一〇八 五月 島津斉宣諭達  
 一〇九 (記事) 斉宣參勤ス  
 齊宣郡元一宮ヲ修補ス  
 鎌田政詮覺書  
 一 寛政四年 六月 六月 鳥居忠意書状  
 二 (寛政四年) 六月 四日 斉宣、重豪居館ノ二丸ヲ建築ス  
 三 (記事) 斉宣、重豪ノ政務介助ヲ請フ  
 四 (記事) 島津久利外三名<sup>名家</sup>連署申渡書  
 五 (寛政四年) 六月 廿日 鳥居忠意書状  
 六 (寛政四年) 六月 廿四日 鳥居忠意書状  
 七 (寛政四年) 七月 六日 松平乗完書状  
 八 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拜領ス  
 九 (寛政四年) 七月十九日 戸田氏教書状  
 一〇 (記事) 重豪帰国ス  
 一一 (記事) 斉宣、重豪ノ帰国療養ヲ願フ
- 一二一 (寛政四年) 八月 五日 島津斉宣願書  
 一二二 (寛政四年) 幕府指図書  
 一二三 (寛政四年) 八月廿三日 島津斉宣伺書  
 一二四 (寛政四年) 九月 朔日 菱刈実祐・山岡久容<sup>名家</sup>連署書状  
 一二五 (寛政四年) 十月 十日 島津久利外三名<sup>名家</sup>連署返書  
 一二六 (寛政四年) 九月 二日 徳川家斉御内書  
 一二七 (記事) 島津忠厚恩札使ヲ終ヘ帰府ス  
 一二八 (記事) 重豪、浚明院<sup>徳川家</sup>七回忌ニ献銀ス  
 一二九 (寛政四年) 九月十八日 戸田氏教書状  
 一三〇 (記事) 重豪、宥邦院<sup>島津家</sup>三十三回忌ニ献銀ス  
 一三一 (記事) 重豪、一唯君<sup>島津家</sup>久保ノ二百年忌ニ献銀ス
- 一三二 (寛政四年) 十月 七日 松平乗完書状  
 一三三 (寛政四年) 十月 八日 本多忠籌書状  
 一三四 十一月 三日 島津久利書状  
 一三五 (寛政四年) 十一月十三日 島津久利書状  
 一三六 (寛政四年) 十一月十三日 島津久利書状  
 一三七 (寛政四年) 十一月十三日 島津久利書状  
 一三八 (記事) 重豪、竹千代ノ色直ヲ賀ス  
 一三九 (寛政四年) 十一月十五日 戸田氏教書状  
 一四〇 (記事) 幕府、斉宣ノ皇居新宮ノ助勢ヲ賞ス  
 斉宣、竹千代色直ノ賀品ヲ拜戴ス  
 一四一 (記事) 幕府、斉宣ノ皇居新宮ノ助勢ヲ賞ス

- 一四二 (寛政四年) 十二月 五日 本多忠籌書狀
- 一四三 (寛政四年) 十二月 五日 戸田氏教書狀
- 一四四 (寛政四年) 十二月 六日 松平定信外三名幕府連署書狀
- 一四五 (寛政四年) 十二月 六日 島津重豪書狀
- 一四六 (寛政四年) 十二月十五日 戸田氏教書狀
- 一四七 (寛政四年) 十二月十五日 戸田氏教書狀
- 一四八 (寛政四年) 十二月十七日 島津齊宣献上物伺書并首尾書
- 一四九 (寛政四年) 十二月十七日 重豪、竹千代色直ノ賀品ヲ拜戴ス
- 一五〇 (寛政四年) 十二月廿四日 島津齊宣伺書并首尾書
- 一五一 (寛政四年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書
- 一五二 (寛政四年) 十二月廿八日 戸田氏教書狀
- 一五三 (寛政四年) 十二月廿八日 齊宣若菜ノ朝賀ヲ命ゼラル
- 一五四 (寛政五年) 一月 五日 松平信明書狀
- 一五五 (寛政五年) 一月 五日 松平信明書狀
- 一五六 (寛政五年) 一月 七日 松平信明書狀
- 一五七 (寛政五年) 一月 七日 松平信明書狀
- 一五八 (寛政五年) 一月十一日 松平定信外四名幕府連署書狀
- 一五九 (寛政五年) 一月十一日 松平信明書狀
- 一六〇 (寛政五年) 一月十一日 島津齊宣吉書
- 一六一 (寛政五年) 一月十五日 松平信明書狀
- 一六二 (寛政五年) 一月廿一日 松平信明書狀
- 一六三 (寛政五年) 一月廿一日 松平信明書狀
- 一六四 (寛政五年) 一月 島津久金外四名幕府連署申渡書
- 一六五 (寛政五年) 二月 六日 松平乘完書狀
- 一六六 (寛政五年) 二月 六日 島津重豪書狀
- 一六七 (寛政五年) 二月廿一日 戸田氏教書狀
- 一六八 (寛政五年) 二月廿三日 松平乘完書狀
- 一六九 (寛政五年) 二月廿三日 戸田氏教書狀
- 一七〇 (寛政五年) 二月廿三日 松平乘完書狀
- 一七一 (寛政五年) 二月廿三日 戸田氏教書狀
- 一七二 (寛政五年) 三月 七日 戸田氏教書狀
- 一七三 (寛政五年) 三月 七日 戸田氏教書狀
- 一七四 (寛政五年) 三月 七日 松平信明書狀
- 一七五 (寛政五年) 三月 七日 重豪、竹千代髮置ニ賀品ヲ献ズ
- 一七六 (寛政五年) 三月廿五日 戸田氏教書狀
- 一七七 (寛政五年) 四月十八日 島津齊宣届書
- 一七八 (寛政五年) 四月十八日 島津齊宣伺書并献上物例書
- 一七九 (寛政五年) 四月十八日 齊宣掃因ス
- 一八〇 (寛政五年) 四月廿八日 松平信明書狀
- 一八一 (寛政五年) 五月 二日 徳川家齊御内書
- 一八二 (寛政五年) 五月 二日 齊宣掃因ス
- 一八三 (寛政五年) 五月 二日 重豪參府ニ当リ長寿ノ士民ヲ褒賞ス
- 一八四 (寛政五年) 五月十六日 授与賀品目録
- 一八五 (寛政五年) 五月十六日 太田資愛書狀
- 一八六 (寛政五年) 五月十六日 戸田氏教書狀
- 一八七 (寛政五年) 五月十六日 太田資愛書狀
- 一八八 (寛政五年) 五月十六日 戸田氏教書狀
- 一八九 (寛政五年) 五月十八日 松平信明書狀
- 一九〇 (寛政五年) 五月十八日 松平信明書狀

- 一九一 五月廿一日 前田左兵衛書狀  
一九二 (寛政五年) 六月 朔日 戸田氏教書狀  
一九三 (寛政五年) 六月 朔日 松平信明書狀  
一九四 (記事) 重豪、淑姫家着ノ結納ヲ賀ス  
一九五 (寛政五年) 六月 四日 太田資愛書狀  
一九六 (記事) 重豪、家重三十三回忌ニ献銀ス  
一九七 (記事) 齊宣、家重ノ法事ヲ南泉院ニ修ス  
一九八 (寛政五年) 六月十五日 松平乗完書狀  
一九九 (寛政五年) 六月十五日 松平信明書狀  
二〇〇 島津久金養女一件  
一の 四月 晦日 菱刈実祐書狀  
の二 四月廿四日 橋口与三次首尾書  
の三 月 日 中根正房届書案文  
の四 月 日 中根正房届書例書  
の五 四月十一日 中根正房書狀  
の六 四月十六日 中根正房首尾書  
の七 四月廿二日 中根正房首尾書  
の八 四月 晦日 使番某首尾書  
二〇一 (寛政五年) 六月十九日 松平乗完書狀  
二〇二 (寛政五年) 七月 二日 戸田氏教書狀  
二〇三 (寛政五年) 七月 六日 松平定信外四名幕府連署狀  
二〇四 (記事) 重豪、中古ノ諸夫人ニ追諡ス  
二〇五 (寛政五年) 七月十二日 太田資愛書狀  
二〇六 (記事) 重豪、竹千代ノ薨去ヲ弔フ  
二〇七 (寛政五年) 七月十七日 太田資愛書狀  
二〇八 (寛政五年) 七月十八日 戸田氏教書狀  
二〇九 (記事) 重豪大追物ヲ演武館ニ観ル  
二一〇 (記事) 重豪参府ス  
二一一 (寛政五年) 八月 五日 松平信明書狀  
二一二 (寛政五年) 八月 七日 松平信明書狀  
二一三 (寛政五年) 八月十一日 松平信明書狀  
二一四 (寛政五年) 八月十八日 松平信明書狀  
二一五 (寛政五年) 八月廿三日 松平信明書狀  
二一六 (記事) 重豪参府ス  
二一七 (寛政五年) 九月 七日 徳川家齊御内書  
二一八 (寛政五年) 九月十五日 太田資愛書狀  
二一九 (記事) 重豪、敏次郎家ノ立儲后ヲ賀ス  
二二〇 (寛政五年) 十月 三日 戸田氏教書狀  
二二一 (寛政五年) 十月 三日 島津重豪書狀  
二二二 (記事) 齊宣、祖先年忌祭ノ法ヲ定ム  
二二三 十月 川上久致申渡書  
二二四 (寛政五年) 十月 五日 戸田氏教書狀  
二二五 (寛政五年) 十月 九日 戸田氏教書狀  
二二六 (寛政五年) 十月 九日 戸田氏教書狀  
二二七 (寛政五年) 島津重豪書狀  
二二八 (記事) 重豪参府シ賀品ヲ献ズ  
二二九 (寛政五年) 幕府指図書  
二三〇 (寛政五年) 十月廿九日 松平信明外三名幕府連署狀  
三三一 (寛政五年) とみ岡外三名連署口上書

二三二 (寛政五年) 十一月十五日 川上久致外四名<sup>老家</sup>連署書狀  
 二三三 (寛政五年) 十一月十五日 川上久致外四名<sup>老家</sup>連署書狀  
 二三四 (寛政五年) 十一月十五日 川上久致外四名<sup>老家</sup>連署書狀  
 二三五 (寛政五年) 十一月十五日 川上久致外四名<sup>老家</sup>連署書狀  
 二三六 (寛政五年) 十一月十五日 重豪、寛陽公<sup>鳥津ノ</sup>久<sup>光</sup>百年忌法事  
 (記事) ヲ修ス  
 二三七 (記事) 齊興番髪ス  
 二三八 (寛政五年) 十二月十九日 安藤信成書狀  
 二三九 (寛政五年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書  
 二四〇 (寛政五年) 十二月廿八日 戸田氏教書狀  
 二四一 (寛政六年) 一月 七日 戸田氏教書狀  
 二四二 (寛政六年) 一月 七日 戸田氏教書狀  
 二四三 (記事) 齊宣參府ス  
 二四四 (寛政六年) 一月廿八日 戸田氏教書狀  
 二四五 (寛政六年) 一月廿八日 戸田氏教書狀  
 二四六 寛政六年 一月 晦日 名越恒中外四名<sup>老家</sup>連署申渡書  
 并拝領物目錄  
 二四七 寛政六年 一月 晦日 名越恒中外四名<sup>老家</sup>連署申渡書  
 并拝領物拵書  
 二四八の二 (記事) 田布施亀城荒神祠碑銘書  
 二四八の二 一月 市田盛常申渡書  
 二四九 (記事) 齊宣參府シ將軍ニ謁ス  
 二五〇 (寛政六年) 二月 廿日 安藤信成書狀  
 二五一 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス  
 二五二 (寛政六年) 四月廿八日 松平信明書狀

二五三 (寛政六年) 五月 二日 徳川家齊御内書  
 二五四 (寛政六年) 五月 二日 戸田氏教書狀  
 二五五 (寛政六年) 六月廿四日 戸田氏教書狀  
 二五六 (寛政六年) 六月廿七日 戸田氏教書狀  
 二五七 (寛政六年) 六月廿七日 戸田氏教書狀  
 二五八 (寛政六年) 七月 六日 安藤信成書狀  
 二五九 (寛政六年) 七月 六日 安藤信成書狀  
 二六〇 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス  
 二六一 (記事) 齊宣、若君(家慶)ノ宮參ヲ賀ス  
 齊宣拝借金ヲ關ヒ藩府コレヲ許ス  
 二六二 (寛政六年) 九月 七日 徳川家齊御内書  
 二六三 (寛政六年) 九月 七日 太田資愛書狀  
 二六四 九月 伊勢貞矩申渡書  
 二六五 (寛政六年) 十月 朔日 太田資愛書狀  
 二六六 (寛政六年) 十月 朔日 戸田氏教書狀  
 二六七 (寛政六年) 十月 朔日 せかわ外四名連署消息  
 二六八 (寛政六年) 十月 廿日 せかわ外四名連署消息  
 二六九 (寛政六年) 十月 廿日 太田資愛書狀  
 二七〇 (寛政六年) せかわ外四名連署消息  
 二七一 (寛政六年) せかわ外四名連署消息  
 二七二 閏十一月 島津久昶申渡書  
 二七三 寛政六年閏十一月 島津齊宣拝借金請取狀并老中裏書  
 二七四 寛政六年閏十一月 島津齊宣拝借金請取狀并老中裏書  
 二七五 寛政六年 十二月 島津齊宣拝借金請取狀并老中裏書  
 二七六 (寛政六年) 十二月 三日 太田資愛書狀  
 二七七 (寛政六年) 十二月 三日 太田資愛書狀

- 二七八 (寛政六年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書  
 二七九 (寛政六年) 十二月廿七日 松平信明書状  
 二八〇 (寛政六年) 十二月廿八日 太田資愛書状  
 二八一 寛政七年 一月十一日 島津齊宣吉書  
 二八二 (寛政七年) 一月十一日 安藤信成書状  
 二八三 (寛政七年) 一月十一日 せかわ外四名連署消息  
 二八四 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス  
 二八五 (寛政七年) とみ田外三名連署消息  
 二八六 (寛政七年) 二月廿六日 松平信明書状  
 二八七 (寛政七年) 富田外三名連署消息  
 二八八 操姫齊宣系譜抄  
 二八九 操姫齊宣系譜抄  
 二九〇 (寛政七年) 島津重豪書状  
 二九一 (寛政七年) とみ田外三名連署消息  
 二九二 寛政七年 三月 島津齊宣拝借米請取状并老中裏書  
 二九三 (記事) 虎寿丸(齊宣男)佐竹氏養子トナル  
 二九四 (記事) 齊宣福箇齊宣福箇ス  
 二九五 虎寿丸齊宣名書  
 二九六 (寛政七年) 四月廿八日 太田資愛書状  
 二九七 (寛政七年) 五月二日 徳川家齊御内書  
 二九八 (寛政七年) 五月二日 安藤信成書状  
 二九九 寛政七年 五月 四日 浦添朝央起請文前書  
 三〇〇 (寛政七年) 六月 六日 安藤信成書状  
 三〇一 (寛政七年) 六月 六日 安藤信成書状  
 三〇二 (寛政七年) 六月廿四日 安藤信成書状  
 三〇三 乗之助重豪系譜抄  
 三〇四 乘之助重豪系譜抄  
 三〇五 (寛政七年) 七月 六日 松平信明書状  
 三〇六 (寛政七年) 七月 六日 松平信明書状  
 三〇七 (記事) 幕府、徳川重好ノ喪ニヨリ御鷹ノ雲雀ヲ下賜セズ  
 三〇八 (寛政七年) 九月 七日 徳川家齊御内書  
 三〇九 (寛政七年) 九月 七日 戸田氏教書状  
 三一〇 (寛政七年) 九月 七日 瀬かわ外四名連署消息  
 三一一 (寛政七年) 十月 廿日 戸田氏教書状  
 三一二 (寛政七年) 十月 廿日 川上久致外六名家連署書状  
 三一三 (寛政七年) 十月廿七日 重豪、敏次郎徳川家慶ノ髮置ヲ祝ス  
 三一四 (記事) 松平信明書状  
 三一五 (寛政七年) 十一月二日 松平信明書状  
 三一六 (寛政七年) 十一月二日 松平信明書状  
 三一七 (寛政七年) 瀬川外四名連署消息  
 三一八 (寛政七年) 瀬川外四名連署消息  
 三一九 (寛政七年) せかわ外四名連署消息  
 三二〇 (記事) 虎寿丸(齊宣)福箇迫諏訪社ニ詣テ齊宣勸射ノ法ヲ家臣ニ授ク  
 三二一 (記事) 虎寿丸齊宣福箇迫諏訪社ニ詣テ齊宣勸射ノ法ヲ家臣ニ授ク  
 三二二 (寛政七年) 十二月十三日 松平信明書状  
 三二三 (寛政七年) 十二月十三日 島津重豪書状  
 三二四 (記事) 重豪、御台所ノ着帯ヲ祝賀ス  
 三二五 (寛政七年) 富田外三名連署消息

- 三二六 (寛政七年) 富田外三名連署消息
- 三二七 (寛政七年) 安藤信成書状
- 三二八 (寛政七年) 安藤信成書状
- 三二九 (寛政七年) せ川外四名連署消息
- 三三〇 (寛政七年) せかわ外四名連署消息
- 三三一 (寛政七年) 菱刈実祐首尾書
- 三三二 川上久致外六名家連署返書
- 三三三 (寛政七年) 戸田氏教書状
- 三三四 (寛政七年) 戸田氏教書状
- 三三五 (寛政七年) 徳川家齊御内書
- 三三六 (寛政七年) 松平信明書状
- 三三七 (寛政七年) 戸田氏教書状
- 三三八 (寛政八年) 太田資愛書状
- 三三九 (寛政八年) 太田資愛書状
- 三四〇 (寛政八年) 島津齊宣古書
- 三四一 (寛政八年) 太田資愛書状
- 三四二 (寛政八年) 太田資愛書状
- 三四三 (寛政八年) 近衛経熙書状
- 三四四 (寛政八年) 齊宣側室八百、鈴木氏ニ改姓
- 三四五 八百齊宣側室身上由緒取札一件届書
- の一 十二月 島津齊宣内意書
- の二 寛政八年 一月 川上久致外六名家連署申渡書
- の三 八百統書
- の四 寛政八年 二月 市田盛常添書
- の五 十一月廿六日 桑山甚助届書
- の六 寛政四年 十月 廿日 家主吉兵衛願書
- の七 十一月廿六日 橋口与三次届書
- の八 寛政三年 十一月 佐野善次郎約状
- の九 十一月廿三日 桑山甚助届書
- の二 寛政五年 一月廿三日 橋口与三次届書
- の三 一月 鈴木清七願書
- の四 一月廿一日 鈴木清七家人人数書
- の五 一月 小野半次届書
- の六 一月廿一日 桑山甚助届書
- の七 一月廿九日 桑山甚助届書
- の八 一月廿七日 橋口与三次届書
- の九 五月 二階堂行智申渡書
- の二 五月 二階堂行智申渡書
- の三 七月廿三日 桑山甚助届書
- の四 一月廿七日 市田盛常書状
- の五 二月 九日 菱刈実祐・島津久泰老連署返書
- の六 齊宣除厄ノ鏡流馬ヲ張行ス
- の七 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- の八 三月 三日 瀬川外四名連署消息
- の九 瀬川外四名連署消息
- の二 齊宣、鶴寿丸義弘初子ノ靈牌ヲ安置ス
- の三 山田明遠申渡書
- の四 二月 九日 菱刈実祐書状
- の五 二月 廿日 松平信明書状
- の六 三月 三日 島津齊宣届書

三五七 (寛政八年)	三月 三日	島津齊宣届書	〇一	池田治道統書
三五八	(記事)	齊宣御鷹ノ鶴ヲ拜領ス	〇二	銀之進 <small>池田治道嫡子</small> 統書
三五九	(記事)	重豪隠居シ高輪邸ニ移ル	〇三	相摸守精進日書
三六〇 (寛政八年)	三月十三日	西郷八郎次届書	三八二 (寛政八年)	瀬川外四名連署消息
三六一 (寛政八年)	三月十三日	西郷八郎次届書	三八三 (寛政八年)	せ川外四名連署消息
三六二	(記事)	重豪、將軍家男子降誕ヲ祝ス	三八四 (寛政八年)	瀬川外四名連署消息
三六三 (寛政八年)	三月廿五日	松平信明書状	三八五 (寛政八年)	せ川外四名連署消息
三六四 (寛政八年)	三月廿五日	松平信明書状	三八六	齊宣夫人 <small>佐竹</small> 卒ス
三六五 (寛政八年)	三月廿八日	市田盛常書状	三八七 (寛政八年)	安藤信成書状
三六六	五月十三日	川上久致外四名 <small>老</small> 連署返書	三八八 (寛政八年)	安藤信成書状
三六七 (寛政八年)	四月 朔日	富田外三名連署消息	三八九 (寛政八年)	太田資愛書状
三六八 (寛政八年)	四月 朔日	太田資愛書状	三九〇 (寛政八年)	富田外三名連署消息
三六九 (寛政八年)	四月 朔日	太田資愛書状	三九一 (寛政八年)	富田外三名連署消息
三七〇	(記事)	重豪生母ノ齋料ヲ長年寺ニ献ズ	三九二 (寛政八年)	松平信明書状
三七一 (寛政八年)	四月	川上久致申渡書	三九三 (寛政八年)	松平信明書状
三七二 (寛政八年)	四月	川上久致申渡書	三九四	(記事)
三七三 寛政八年	四月 九日	寺社奉行所達書	三九五	(記事)
三七四	(記事)	重豪、御台所ノ三七夜ヲ慶賀ス	三九六 (寛政八年)	九月 七日
三七五 (寛政八年)		とみ田外三名連署消息	三九七 (寛政八年)	九月 七日
三七六 (寛政八年)		富田外三名連署消息	三九八 (寛政八年)	九月 廿八日
三七七 (寛政八年)		瀬かわ外四名連署消息	三九九 (寛政八年)	九月 廿八日
三七八 (寛政八年)	四月廿八日	戸田氏教書状	四〇〇 (寛政八年)	九月 廿八日
三七九 (寛政八年)	五月 二日	徳川家齊御内書	四〇一 (寛政八年)	九月 廿八日
三八〇 (寛政八年)	五月 二日	太田資愛書状	四〇二	(記事)
三八一		記録所覚書	四〇三 (寛政八年)	十月 廿二日



- 四〇四 (記事) 重豪、淑姫君家齊結納ヲ賀ス
- 四〇五 (寛政八年) 十一月十六日 松平信明書状
- 四〇六 (寛政八年) 十一月十六日 松平信明書状
- 四〇七 (寛政八年) せ川外四名連署消息
- 四〇八 (寛政八年) 瀬川外四名連署消息
- 四〇九 (記事) 齊宣琉球謝恩使ヲ率ヒ參勤ス
- 四一〇 (記事) 重豪、敏次郎ノ改名ヲ朝賀ス
- 四一一 (記事) 齊宣、淨岸院二十五年忌ヲ修ス
- 四一二 (寛政八年) 十二月十五日 戸田氏教書状
- 四一三 (寛政八年) 十二月十五日 戸田氏教書状
- 四一四 (寛政八年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書
- 四一五 (寛政八年) 十二月廿七日 水野忠友書状
- 四一六 (寛政八年) 十二月廿七日 水野忠友書状
- 四一七 (寛政九年) 一月 七日 太田資愛書状
- 四一八 (寛政九年) 一月 七日 水野忠友書状
- 四一九 寛政九年 一月十一日 島津齊宣吉書
- 四二〇 (寛政九年) 一月十一日 太田資愛書状
- 四二一 (寛政九年) 一月十一日 水野忠友書状
- 四二二 (記事) 虎寿丸齊興犬追物ヲ觀覽ス
- 四二三 (記事) 重豪、家慶ノ着袴初メヲ賀ス
- 四二四 (寛政九年) 一月廿一日 太田資愛書状
- 四二五 (寛政九年) 一月廿一日 水野忠友書状
- 四二六 (記事) 虎寿丸齊興參府ス
- 四二七 (記事) 虎寿丸齊興江府ニ着ス
- 四二八 (記事) 齊興江戶芝邸ニ着ス
- 四二九 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 四三〇 (寛政九年) 二月 廿日 戸田氏教書状
- 四三一 (記事) 重豪、家慶ノ元服任官ヲ賀ス
- 四三二 (寛政九年) とみ田外三名連署消息
- 四三三 (寛政九年) 富田外三名連署消息
- 四三四 (寛政九年) 太田資愛書状
- 四三五 (寛政九年) 三月十一日 水野忠友書状
- 四三六 (寛政九年) 三月十一日 瀬川外四名連署消息
- 四三七 (寛政九年) 瀬川外四名連署消息
- 四三八 (寛政九年) 瀬川外四名連署消息
- 四三九 (寛政九年) 富田外三名連署消息
- 四四〇 於隣齊興系譜抄
- 四四一 於隣齊興系譜抄
- 四四二 (記事) 齊宣、御台所島津氏ノ叙位ヲ賀ス
- 四四三 (記事) 重豪、御台所島津氏ノ叙位ヲ賀ス
- 四四四 (寛政九年) 三月廿九日 太田資愛書状
- 四四五 (寛政九年) 三月廿九日 水野忠友書状
- 四四六 (寛政九年) とみた外三名連署消息
- 四四七 (寛政九年) とみた外三名連署消息
- 四四八 (寛政九年) 四月十六日 市田盛常書状
- 四四九 (寛政九年) 四月廿二日 水野忠友書状
- 四五〇 (記事) 重豪、齊宣ノ成婚ヲ謝ス
- 四五一 (記事) 齊宣、丹羽長祥妹ト婚姻ス
- 四五二 島津重豪・同齊宣明細書
- 四五三 四月十六日 市田盛常申渡書

四五四 (記事)

齊宣婦因ス

四七九 (寛政十年)

一月 七日

水野忠友書状

四五五 (寛政九年)

四月 廿八日

水野忠友書状

四八〇 (寛政十年)

一月 十一日

島津齊宣吉書

四五六 (寛政九年)

五月 二日

徳川家齊御内書

四八一 (寛政十年)

一月 十一日

安藤信成書状

四五七 (寛政九年)

五月 二日

水野忠友書状

四八二 (寛政十年)

一月 十一日

水野忠友書状

四五八 寛政九年

五月 十二日

幸地良篤起請文前書

四八三

(記事)

齊宣焼失ノ日新寺ヲ再建セシム

四五九

五月

菱刈実祐中渡書

四八四

(記事)

齊宣焼失ノ日新寺ヲ再建セシム

四六〇 (寛政九年)

六月 廿四日

太田資愛書状

四八五

(記事)

齊宣參勤ス

四六一 (寛政九年)

六月 廿七日

安藤信成書状

四八六 (寛政十年)

二月 廿日

安藤信成書状

四六二 (寛政九年)

六月 廿七日

水野忠友書状

四八七

剛之進齊宣系譜抄

四六三 (寛政九年)

七月

前田左兵衛書状

四八八 (寛政十年)

四月 廿八日

水野忠友書状

四六四 (寛政九年)

七月 六日

松平信明書状

四八九 (寛政十年)

五月 二日

徳川家齊御内書

四六五 (寛政九年)

七月 六日

水野忠友書状

四九〇 (寛政十年)

五月 二日

水野忠友書状

四六六

(記事)

重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス

四九一

(記事)

重豪、慈徳公島津ノ五十年忌法事ヲ修ス

四六七 (寛政九年)

九月 七日

徳川家齊御内書

四九二 (寛政十年)

六月 十五日

松平信明書状

四六八 (寛政九年)

九月 七日

水野忠友書状

四九三 (寛政十年)

六月 十五日

水野忠友書状

四七〇 (寛政九年)

十月 廿日

松平信明書状

四九四

蓬之進重豪系譜抄

四七一 (寛政九年)

十二月 六日

水野忠友書状

四九五

蓬之進重豪系譜抄

四七二

(記事)

齊宣晴厄ノ犬追物ヲ張行ス

四九六 (寛政十年)

六月 廿四日

戸田氏教書状

四七三

(記事)

重豪、齊宣、頼朝六百年忌ヲ修ス

四九七 (寛政十年)

七月 六日

戸田氏教書状

四七四

(記事)

重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス

四九八 (寛政十年)

七月 六日

水野忠友書状

四七五 (寛政九年)

十二月 廿七日

徳川家齊御内書

四九九

(記事)

重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス

四七六 (寛政九年)

十二月 廿七日

水野忠友書状

五〇〇 (寛政十年)

九月 三日

徳川家齊御内書

四七七 (寛政九年)

十二月 廿八日

水野忠友書状

五〇一 (寛政十年)

九月 三日

水野忠友書状

四七八 (寛政十年)

一月 七日

安藤信成書状

五〇二 (寛政十年)

十月 廿日

松平信明書状

- 五〇三(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外四名<sup>老家</sup>老運署書狀 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拜領ス
- 五〇四(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外三名<sup>老家</sup>老運署書狀 二月廿六日 太田資愛書狀
- 五〇五(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外四名<sup>老家</sup>老運署書狀 (記事) 齊宣婦困ス
- 五〇六(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外四名<sup>老家</sup>老運署書狀 (記事) 齊宣參勤ノ期ヲ請問ス
- 五〇七(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外四名<sup>老家</sup>老運署書狀 忠公<sup>齊宣</sup>・英姫<sup>同系</sup>譜抄
- 五〇八(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外四名<sup>老家</sup>老運署書狀 忠公系譜抄
- 五〇九(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外四名<sup>老家</sup>老運署書狀 文書所在書上
- 五一〇(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外四名<sup>老家</sup>老運署書狀 水野忠友書狀
- 五一一(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外四名<sup>老家</sup>老運署書狀 島津齊宣子女母書付
- 五一二(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外四名<sup>老家</sup>老運署書狀 島津重豪男子出生届振一件
- 五一三(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外四名<sup>老家</sup>老運署書狀 男子出生届振問合書并答書
- 五一一四(寛政十年) 十一月廿八日 川上久致外四名<sup>老家</sup>老運署書狀 島津重豪男子届順書
- 五一一五(寛政十年) 十一月十六日 太田資愛書狀 市田盛常申渡書
- 五一一六(寛政十年) 十一月十六日 水野忠友書狀 市田盛常申渡書
- 五一一七(寛政十年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書 市田盛常申渡書
- 五一一八(寛政十年) 十二月廿七日 水野忠友書狀 市田盛常申渡書
- 五一一九(寛政十年) 十二月廿八日 水野忠友書狀 島津重豪男子届書
- 五二〇(寛政十年) 一月 七日 安藤信成書狀 徳川家齊御内書
- 五二一(寛政十年) 一月 七日 水野忠友書狀 水野忠友書狀
- 五二二 圓徳院・浄信院忌日改一件
- の一 一月 伊勢貞矩申渡書
- の二 十二月 九日 市田盛常首尾書
- 五二三(寛政十年) 一月十一日 安藤信成書狀
- 五二四(寛政十年) 一月十一日 水野忠友書狀
- 五二五 寛政十年 一月十一日 島津齊宣吉書
- 五二六 五月二六 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拜領ス
- 五二七(寛政十年) 二月廿六日 太田資愛書狀
- 五二八 (記事) 齊宣婦困ス
- 五二九 (記事) 齊宣參勤ノ期ヲ請問ス
- 五三〇 忠公<sup>齊宣</sup>・英姫<sup>同系</sup>譜抄
- 五三一 忠公系譜抄
- 五三二 文書所在書上
- 五三三(寛政十年) 四月廿八日 水野忠友書狀
- 五三四 島津齊宣子女母書付
- 五三五(寛政十年) 五月 島津重豪男子出生届振一件
- の一 男子出生届振問合書并答書
- の二 島津重豪男子届順書
- の三 市田盛常申渡書
- の四 市田盛常申渡書
- の五 市田盛常申渡書
- の六 市田盛常申渡書
- の七 島津重豪男子届書
- 五三六(寛政十年) 五月 二日 徳川家齊御内書
- 五三七(寛政十年) 五月 二日 水野忠友書狀
- 五三八 寛政十年 五月 八日 義村朝宜起請文前書
- 五三九(寛政十年) 六月十九日 松平信明書狀
- 五四〇(寛政十年) 六月十九日 水野忠友書狀
- 五四一(寛政十年) 七月 二日 安藤信成書狀
- 五四二(寛政十年) 七月 六日 太田資愛書狀
- 五四三(寛政十年) 七月 六日 水野忠友書狀

五四四	(記事)	重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス	五六九(寛政十年)	五月 二日	徳川家斉御内書
五四五	九月	伊勢貞矩申渡書	五七〇(寛政十年)	五月 二日	水野忠友書状
五四六	九月	伊勢貞矩申渡書	五七一(寛政十年)	五月 八日	嵩原安執起請文前書
五四七(寛政十年)	九月 七日	徳川家斉御内書	五七二(寛政十年)	五月 八日	与那原良頭起請文前書略文
五四八(寛政十年)	九月 七日	水野忠友書状	五七三(享和二年)	五月 廿八日	喜屋武朝昶起請文前書
五四九(寛政十年)	十月 廿日	戸田氏教書状	五七四(寛政十年)	六月 四日	戸田氏教書状
五五〇(寛政十年)	十一月 十六日	松平信明書状	五七五(寛政十年)	六月 四日	松平信明書状
五五一(寛政十年)	十一月 廿八日	川上久致外四名 <sup>老家</sup> 連署書状	五七六	(記事)	重豪、吉宗ノ五十年忌ニ献銀ス
五五二(寛政十年)	十一月 廿八日	川上久致外四名 <sup>老家</sup> 連署書状	五七七(寛政十年)	六月 廿四日	太田倉愛書状
五五三(寛政十年)	十一月 廿八日	川上久致外四名 <sup>老家</sup> 連署書状	五七八(寛政十年)	七月 六日	安藤信成書状
五五四(寛政十年)	十一月 廿八日	川上久致外四名 <sup>老家</sup> 連署書状	五七九(寛政十年)	七月 六日	水野忠友書状
五五五(寛政十年)	十二月 十八日	松平信明書状	五八〇		職之助 <sup>齊宣系譜抄</sup>
五五六(寛政十年)	十二月 十八日	松平信明書状	五八一		職之助 <sup>齊宣系譜抄</sup>
五五七(寛政十年)	十二月 廿七日	徳川家斉御内書	五八二	(記事)	重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
五五八(寛政十年)	十二月 廿七日	水野忠友書状	五八三(寛政十年)	九月 七日	徳川家斉御内書
五五九(寛政十年)	十二月 廿八日	水野忠友書状	五八四(寛政十年)	九月 七日	水野忠友書状
五六〇(寛政十年)	一月 七日	戸田氏教書状	五八五	十月	伊勢貞矩申渡書
五六一(寛政十年)	一月 七日	水野忠友書状	五八六(寛政十年)	十月 四日	川上久致外三名 <sup>老家</sup> 連署書状
五六二(寛政十年)	一月 十一日	戸田氏教書状	五八七(寛政十年)	十月 四日	川上久致外三名 <sup>老家</sup> 連署書状
五六三(寛政十年)	一月 十一日	水野忠友書状	五八八(寛政十年)	十月 四日	川上久致外三名 <sup>老家</sup> 連署書状
五六四	(記事)	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	五八九(寛政十年)	十月 四日	川上久致外三名 <sup>老家</sup> 連署書状
五六五(寛政十年)	二月 廿二日	松平信明書状	五九〇(寛政十年)	十月 四日	川上久致外三名 <sup>老家</sup> 連署書状
五六六	(記事)	重豪、家光ノ遠忌ニ献銀ス	五九一(寛政十年)	十月 四日	川上久致外三名 <sup>老家</sup> 連署書状
五六七	(記事)	清冊封使趙文楷・李鼎元來疏ス	五九二(寛政十年)	十月 四日	川上久致外三名 <sup>老家</sup> 連署書状
五六八 寛政十年	四月 十五日	琉球王尚温起請文前書	五九三(寛政十年)	十月 四日	川上久致外三名 <sup>老家</sup> 連署書状

- 五九四(寛政五年) 十月 四日 川上久致外三名家老連署書状  
 五九五(寛政五年) 十月 四日 川上久致外三名家老連署書状  
 五九六(寛政五年) 十月 廿日 安藤信成書状  
 五九七 (記事) 重豪給髮シ榮翁ト号ス  
 五九八(寛政五年) 十一月十四日 島津齊宣願書  
 五九九(寛政五年) 十二月 九日 戸田氏教書状  
 六〇〇(寛政五年) 十二月 九日 水野忠友書状  
 六〇一 島津重豪明細書  
 六〇二 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ扨領ス  
 六〇三(寛政五年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書  
 六〇四(寛政五年) 十二月廿七日 水野忠友書状  
 六〇五 弥姫鳥取藩毛池親族統書  
 〇一 市田盛常書状  
 〇二 於弥池田治統書  
 六〇六(寛政五年) 一月 七日 松平信明書状  
 六〇七(寛政五年) 一月 七日 水野忠友書状  
 六〇八 寛政五年 一月十一日 島津齊宣吉書  
 六〇九(寛政五年) 一月十一日 松平信明書状  
 六一〇(寛政五年) 一月十一日 水野忠友書状  
 六一一 (記事) 齊興、弥姫ト許婚ス  
 六一二 (記事) 齊興、弥姫ト許婚ス  
 六一三 (記事) 享和改元  
 六一四(享和元年) 二月 廿日 戸田氏教書状  
 六一五 (記事) 齊宣帰国ス  
 六一六 立姫重豪系譜抄
- 六一七 立姫重豪系譜抄  
 六一八 (記事) 齊宣犬追物ノ故事ヲ幕府ニ呈ス  
 六一九 齊宣參勤ノ期ヲ伺フ  
 六二〇 文書所在書上  
 六二一 島津氏家伝犬追物旧記呈上一件  
 〇一 犬追物上覽旧記大概  
 〇二 平田次郎八添書  
 〇三 萩原竜右衛門留守首尾書  
 〇四 菱刈実祐申渡書  
 〇五 七月 七月 七月廿九日 記録奉行寛書  
 六二二(享和元年) 五月 二日 徳川家齊御内書  
 六二三(享和元年) 五月 二日 水野忠友書状  
 六二四(享和元年) 六月十五日 松平信明書状  
 六二五(享和元年) 六月十五日 水野忠友書状  
 六二六(享和元年) 六月廿四日 松平信明書状  
 六二七(享和元年) 七月 六日 松平信明書状  
 六二八(享和元年) 七月 六日 水野忠友書状  
 六二九 随姫齊宣系譜抄  
 六三〇 随姫齊宣系譜抄  
 六三一 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ扨領ス  
 六三二(享和元年) 九月 七日 徳川家齊御内書  
 六三三(享和元年) 九月 七日 水野忠友書状  
 六三四(享和元年) 十月 廿日 安藤信成書状  
 六三五 (記事) 登勢電家江府ニ卒ス  
 六三六(享和元年) 十月 晦日 萩原竜右衛門届書

六三七 (享和元年) 十月 晦日 幕府指圖書  
 六三八 十一月 山田有儀申渡書  
 六三九 (享和元年) 十二月 九日 菱刈実祐外三名<sup>老家</sup>連署書狀  
 六四〇 (享和元年) 十二月 九日 菱刈実祐外三名<sup>老家</sup>連署書狀  
 六四一 (享和元年) 十二月 九日 菱刈実祐外三名<sup>老家</sup>連署書狀  
 六四二 (享和元年) 十二月十六日 戸田氏教書狀  
 六四三 (享和元年) 十二月十六日 水野忠友書狀  
 六四四 (享和元年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書  
 六四五 (享和元年) 十二月廿七日 水野忠友書狀  
 六四六 (享和二年) 一月 七日 松平信明書狀  
 六四七 (享和二年) 一月 七日 水野忠友書狀  
 六四八 (享和元年) 一月十一日 松平信明書狀  
 六四九 (享和二年) 一月十一日 水野忠友書狀  
 六五〇 (記事) 齊宣財政窮乏ニ付諸事節儉ス  
 六五一 一月 島津斉宣口達覚  
 六五二 (記事) 齊宣参勤ス  
 六五三 (享和二年) 一月廿五日 菱刈実祐外四名<sup>老家</sup>連署書狀  
 六五四 (享和二年) 一月廿五日 菱刈実祐外四名<sup>老家</sup>連署書狀  
 六五五 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拜領ス  
 六五六 (享和二年) 二月 廿日 戸田氏教書狀  
 六五七 (享和二年) 二月廿八日 菱刈隆邑外四名<sup>老家</sup>連署証狀  
 六五八 五月 赤松則決申渡書  
 六五九 (享和二年) 五月 二日 徳川家齊御内書  
 六六〇 (享和二年) 五月 二日 水野忠友書狀  
 六六一 齊宣子女系譜抄

六六二 六六二 聴徳院<sup>齊宣系譜抄</sup>  
 六六三 (享和二年) 六月 四日 島津斉宣伺書  
 六六四 六月 齊宣、芳蓮院<sup>前夫七回忌ヲ修ス</sup>  
 六六五 (享和二年) 六月廿三日 安藤信成書狀  
 六六六 (享和二年) 六月廿三日 水野忠友書狀  
 六六七 (享和二年) 六月廿四日 牧野忠精書狀  
 六六八 (享和二年) 七月 六日 戸田氏教書狀  
 六六九 (享和二年) 七月 六日 水野忠友書狀  
 六七〇 (記事) 幕府鷹場損シ放鷹無キ旨ヲ伝フ  
 六七一 (享和二年) 九月 吉日 島津忠温<sup>齊宣名勘考</sup>  
 六七二 (享和二年) 九月 三日 徳川家齊御内書  
 六七三 (享和二年) 九月 三日 戸田氏教書狀  
 六七四 (記事) 重豪、家治十七年忌ニ献銀ス  
 六七五 (享和二年) 十月 廿日 松平信明書狀  
 六七六 (享和二年) 十月廿一日 菱刈隆邑申渡書  
 六七七 (記事) 齊興元服ス  
 六七八 島津斉興元服式次第一巻  
 の一 十二月 赤松則決申渡書  
 の二 島津斉興元服作法書  
 六七九 (享和二年) 十一月 十日 幕府老中触書  
 六八〇 豹次郎<sup>重豪系譜抄</sup>  
 六八一 (記事) 齊興元服シ名ヲ忠温ト称ス  
 六八二 (享和二年) 十二月十六日 安藤信成書狀  
 六八三 (享和二年) 十二月十六日 戸田氏教書狀  
 六八四 (享和二年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書

六八五 (享和二年)	十二月廿七日	安藤信成書状	の四	八月十五日	本田孫九郎 <small>記録奉行</small> 送書	
六八六 (享和三年)	一月 七日	戸田氏教書状	の五	八月十六日	広敷用人返書	
六八七 (享和三年)	一月 七日	安藤信成書状	の六	九月 六日	広敷用人連署返書	
六八八 (享和三年)	一月十一日	島津齊宣古書	の七	九月 八日	岡元定好首尾書	
六八九 (享和三年)	一月十一日	戸田氏教書状	七〇七 (享和三年)	九月 七日	徳川家齊御内書	
六九〇 (享和三年)	一月十一日	安藤信成書状	七〇八 (享和三年)	九月 七日	安藤信成書状	
六九一	(記事)	重豪御殿ノ錦ヲ拜領ス 鷹見島下町大火	七〇九	(記事)	重豪、吉貴百年忌ニ献銀ス	
六九二 (享和三年)	二月廿六日	戸田氏教書状	七一〇	(記事)	齊宣薩摩守ニ転任ス	
六九三 (享和三年)	四月 十日	島津齊宣伺書	七一一 (享和三年)	十月 廿日	牧野忠精書状	
六九四	(記事)	重豪、頼朝廟及ヒ弁天ニ參詣ス	七一二	(記事)	重豪祖先鬼簿・先考神主ヲ瑞聖寺ニ納ム	
六九五 (享和三年)	五月 二日	徳川家齊御内書	七一三	享和三年	十一月 七日	島津重豪祖先鬼簿・先考神主安置状
六九六 (享和三年)	五月 二日	安藤信成書状	七一四	享和三年	十一月 七日	伊集院兼当・愛甲藏記連署証状
六九七 (享和三年)	六月 六日	松平信明書状	七一五	十一月	頼娃久喬申渡書	
六九八 (享和三年)	六月 六日	安藤信成書状	七一六	十二月	幕府老中達書并添書	
六九九 (享和三年)	六月廿四日	土井利厚書状	七二七 (享和三年)	十二月 九日	戸田氏教書状	
七〇〇 (享和三年)	七月 六日	土井利厚書状	七二八 (享和三年)	十二月 九日	安藤信成書状	
七〇一 (享和三年)	七月 六日	安藤信成書状	七二九 (享和三年)	十二月十五日	菱刈実祐外三名 <small>家老</small> 連署書状	
七〇二	(記事)	重豪御殿ノ雲雀ヲ月領ス	七三〇 (享和三年)	十二月十五日	頼娃久喬外四名 <small>家老</small> 連署書状	
七〇三	(記事)	齊宣、赤崎貞幹ニ禄ヲ給ス	七三一 (享和三年)	十二月十五日	頼娃久喬外四名 <small>家老</small> 連署書状	
七〇四 (享和三年)	七月十九日	頼娃久喬外四名 <small>家老</small> 連署知行目録	七三二 (享和三年)	十二月十五日	頼娃久喬外四名 <small>家老</small> 連署書状	
七〇五	七月	赤松則決申渡書	七三三 (享和三年)	十二月十五日	頼娃久喬外四名 <small>家老</small> 連署書状	
七〇六	五月 九日	島津重豪・齊宣子女母書一件 側用人届書	七三四 (享和三年)	十二月十五日	頼娃久喬外四名 <small>家老</small> 連署書状	
の二	八月 晦日	島津齊宣子女実母書付	七二五 (享和三年)	十二月十五日	頼娃久喬外四名 <small>家老</small> 連署書状	
の三		本田孫九郎 <small>記録奉行</small> 奉行 本田孫九郎 <small>記録奉行</small> 外六名連署首尾書				

七二六	(享和三年)	十二月十五日	穎娃久喬外四名家連署書狀	七五〇	(記事)	齊興、重年五十年忌法事ヲ修ス
七二七	(享和三年)	十二月十五日	穎娃久喬外四名家連署書狀	七五一	(記事)	齊興、將軍家齊ニ初日見ス
七二八	(享和三年)	十二月十五日	徳川家齊御内書	七五二	(文化元年)	青山忠裕書狀
七二九	(享和三年)	十二月廿七日	安藤信成書狀	七五三	(文化元年)	安藤信成書狀
七三〇	(享和四年)	一月 七日	牧野忠精書狀	七五四	(文化元年)	土井利厚書狀
七三一	(享和四年)	一月 七日	安藤信成書狀	七五五	(文化元年)	戸田氏教書狀
七三二	(享和四年)	一月十一日	牧野忠精書狀	七五六	(文化元年)	安藤信成書狀
七三三	(享和四年)	一月十一日	安藤信成書狀	七五七		島津齊宣論達
七三四			重豪祖先鬼簿・父母神主ヲ万福寺ニ納ム	七五八	(文化元年)	島津重豪証狀
七三五	(享和四年)	二月十一日	島津重豪過去帳・位牌安置狀	七五九	(文化元年)	七月
七三六	(享和四年)	二月十一日	伊集院兼当・愛甲藏記連署証狀	七六〇	(文化元年)	七月廿九日
七三七			文化改元	七六一		(記事)
七三八	(文化元年)	二月 廿日	戸田氏教書狀	七六二	(文化元年)	九月 七日
七三九			(記事)	七六三	(文化元年)	九月 九日
七四〇	(文化元年)	五月 二日	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	七六四	(文化元年)	九月廿五日
七四一	(文化元年)	五月 二日	徳川家齊御内書	の 一		島津齊宣御内書
七四二			安藤信成書狀	七六五		献上物例書
七四三	(文化元年)	五月 二日	重豪剃髪ス	七六六	(文化元年)	(記事)
七四四	(文化元年)	五月十四日	島津齊宣願書	七六七		九月 吉日
七四五	(文化元年)	五月十四日	佐渡山安春起請文前書	七六八	(文化元年)	重豪、齊興加冠ヲ礼謝ス
七四六	(文化元年)	五月十八日	読谷山朝英起請文前書	七六九		(記事)
七四七	(文化元年)	五月	島津齊宣伺書	七七〇		飛鳥井雅威蹴鞠紫組冠懸免許狀
七四八	(文化元年)	五月廿七日	献上物例書	七七一		(記事)
七四九			島津齊宣伺書	七七二	(文化元年)	齊興元服シ將軍ノ加冠ヲ謝ス
			(記事)	七七三		齊興元服シ將軍ノ加冠ヲ謝ス
			重豪、齊興ノ初目見ノ恩ヲ謝ス			島津齊宣論達
						島津齊宣願書



- 七三の二 九月廿五日 島津斉宣伺書并例書 七九四 二月 三日 市田盛常書状
- 七三の三 九月廿五日 島津斉宣伺書并例書 七九五 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拜領ス
- 七三の四 九月廿五日 島津斉宣伺書并例書 七九六 (文化二年) 二月十六日 牧野忠精書状
- 七三の五 九月廿五日 島津斉宣伺書并例書 七九七 (文化二年) 二月十六日 安藤信成書状
- 七四の一 幕府指圖書 七九八 (文化二年) 二月 廿日 牧野忠精書状
- 七四の二 献上物并贈物書上 七九九 (記事) 齊宣帰困ス
- 七七五 十月 三日 戸田氏教外三名<sup>幕府</sup>連署状 八〇〇 (文化二年) 五月 二日 徳川家斉御内書
- 七七六 十月 三日 島津斉宣請書 八〇一 (文化二年) 五月 二日 安藤信成書状
- 七七七 島津斉興御目見作法書 八〇二 文化二年 五月 九日 琉球王尚嶺起請文前書
- 七七八 文化九年 十月 四日 徳川家斉一字状 八〇三 (文化二年) 六月廿四日 青山忠裕書状
- 七七九 (文化元年) 十月廿八日 青山忠裕書状 八〇四 (文化二年) 六月廿七日 青山忠裕書状
- 七八〇 (文化元年) 十一月 重豪隱居料ヲ節シテ表方ニ与フ 八〇五 (文化二年) 六月廿七日 安藤信成書状
- 七八一 (記事) 重豪、竹姫<sup>縁登</sup>後室ノ法事ニ献銀ス 八〇六 (文化二年) 七月 六日 牧野忠精書状
- 七八二 (記事) 重豪、竹姫<sup>縁登</sup>後室ノ法事ニ献銀ス 八〇七 (文化二年) 七月 六日 安藤信成書状
- 七八三 (文化元年) 十二月十六日 牧野忠精書状 八〇八 (文化二年) 七月 西郷八郎次伺書
- 七八四 (文化元年) 十二月十六日 安藤信成書状 八〇九 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ打領ス
- 七八五 十二月廿七日 徳川家斉御内書 八一〇 (文化二年) 閏八月 島津重豪内意書
- 七八六 (文化元年) 十二月廿七日 安藤信成書状 八一一 閏八月 島津斉宣諭達
- 七八七 (文化二年) 一月 七日 土井利厚書状 八一二 文化二年 九月 穎娃久喬外三名<sup>幕府</sup>連署申渡書
- 七八八 (文化二年) 一月 七日 安藤信成書状 八一三 (文化二年) 九月 七日 徳川家斉御内書
- 七八九 文化二年 一月十一日 島津斉宣吉書 八一四 (文化二年) 九月 七日 安藤信成書状
- 七九〇 (文化二年) 一月十一日 土井利厚書状 八一五 (記事) 重豪千眼寺ヲ再興セシム
- 七九一 (文化二年) 一月十一日 安藤信成書状 八一六 (文化二年) 十月 五日 赤松則決首尾書
- 七九二 七月廿五日 市田盛常書状 八一七 十月廿九日 市田盛常返書
- 七九三 十二月廿九日 穎娃久喬外四名<sup>幕府</sup>連署返書 八一八 (文化二年) 十月 島津久備伺書

八一九	(文化二年)	十月 九日	島津斉宣達書	八四四			島津斉宣子女系譜抄
八二〇	(文化二年)	十月 廿日	土井利厚書状	八四五	(記事)		齊宮御まゝノ鶴ヲ打領ス 江府下ノ三邸焼失ス
八二一	(文化二年)	十月廿五日	顯娃久喬外三名 <sup>老家</sup> 連署書状	八四六			文書所在書上
八二二	(文化二年)	十月廿五日	顯娃久喬外三名 <sup>老家</sup> 連署書状	八四七	(文化三年)	三月	赤松則決申渡書
八二三	(文化二年)	十月廿五日	顯娃久喬外三名 <sup>老家</sup> 連署書状	八四八		(記事)	高輪車町失火、芝三邸ニ延焼ス
八二四	(文化二年)	十月廿五日	顯娃久喬外三名 <sup>老家</sup> 連署書状	八四九			江戸芝屋敷類焼一件
八二五	(文化二年)	十月廿五日	顯娃久喬外三名 <sup>老家</sup> 連署書状	の二		三月廿五日	登城令書
八二六	(文化二年)	十月廿五日	顯娃久喬外三名 <sup>老家</sup> 連署書状	の二			幕府指圖書
八二七	(文化二年)	十一月 四日	伊集院兼当・黒田清厚連署書状	の三		三月廿七日	島津斉宣伺書
八二八	(文化二年)	十一月 吉日	黄檗山万福寺僧証票	八五〇	(文化三年)	四月 四日	安藤信成書状
八二九	(文化二年)	十二月	赤松則決申渡書	八五一	(文化三年)	四月	赤松則決申渡書
八三〇	(文化二年)	十二月十五日	牧野忠精書状	八五二	(文化三年)	四月	赤松則決申渡書
八三一	(文化二年)	十二月十五日	安藤信成書状	八五三	(文化三年)	五月 二日	徳川家齊御内書
八三二	(文化三年)	一月 七日	青山忠裕書状	八五四	(文化三年)	五月 二日	安藤信成書状
八三三	(文化三年)	一月 七日	安藤信成書状	八五五	(文化三年)	五月 三日	与那原良応起請文前書
八三四	(文化三年)	一月十一日	島津斉宣古書	八五六	(文化三年)	六月十一日	青山忠裕書状
八三五	(文化三年)	一月十一日	青山忠裕書状	八五七	(文化三年)	六月十一日	安藤信成書状
八三六	(文化三年)	一月十一日	安藤信成書状	八五八	(文化三年)	六月十四日	牧野忠精書状
八三七		一月	島津斉宣諭達	八五九	(文化三年)	七月 六日	松平信明書状
八三八			重豪御鷹ノ鶴ヲ打領ス	八六〇	(文化三年)	七月 六日	安藤信成書状
八三九	(文化三年)	二月	赤松則決申渡書	八六一		七月十二日	西覚兵衛覚書
八四〇	(文化三年)	二月	赤松則決申渡書	八六二		(記事)	重豪御鷹ノ雲雀ヲ打領ス
八四一		二月 九日	赤松則決申渡書	八六三		(記事)	齊興袖留ヲナス
八四二		三月 三日	顯娃久喬申渡書	八六四		八月	島津久泰申渡書
八四三			島津斉宣子女系譜抄	八六五	(文化三年)	九月 二日	徳川家齊御内書

八六六	(文化三年)	九月 二日	安藤信成書狀	八九一	(記事)	齊宣病ニヨリ帰国延期ヲ許サル	
八六七	文化三年	九月 四日	西覚兵衛覚書	八九二		島津久泰申渡書	
八六八	(文化三年)	十月 廿日	松平信明書狀	八九三		島津久泰申渡書	
八六九	(文化三年)	十一月 四日	顯姪久喬書狀	八九四	(文化四年)	四月 二日	島津齊宣忌服届書
八七〇	(文化三年)	十一月 四日	顯姪久喬書狀	八九五		島津重豪忌服半減之届書	
八七一	(文化三年)	十一月 四日	顯姪久喬書狀	八九六	(文化四年)	五月 二日	徳川家齊御内書
八七二	(文化三年)	十一月 四日	顯姪久喬書狀	八九七	(文化四年)	五月 二日	安藤信成書狀
八七三	(文化三年)	十一月 四日	顯姪久喬書狀	八九八	(文化四年)	五月廿四日	市田盛常書狀
八七四	(文化三年)	十一月 四日	顯姪久喬書狀	八九九		六月廿九日	島津久泰外二名家老連署返書
八七五	(文化三年)	十一月 四日	顯姪久喬書狀	九〇〇		(記事)	齊興文化四年六月月間記事
八七六	(文化三年)	十一月 八日	島津齊宣届書	九〇一	(文化四年)	六月十九日	土井利厚書狀
八七七		(記事)	重豪御鷹ノ鶴ヲ打領ス	九〇二	(文化四年)	六月十九日	安藤信成書狀
八七八	(文化三年)	十二月十六日	牧野忠精書狀	九〇三	(文化四年)	六月廿四日	青山忠裕書狀
八七九	(文化三年)	十二月十六日	安藤信成書狀	九〇四	(文化四年)	七月 六日	松平信明書狀
八八〇	(文化三年)	十二月廿七日	徳川家齊御内書	九〇五	(文化四年)	七月 六日	安藤信成書狀
八八一	(文化三年)	十二月廿七日	安藤信成書狀	九〇六		七月廿五日	子女出産ノ実母御暇一件
八八二	(文化四年)	一月 七日	青山忠裕書狀	の 一		七月廿五日	市田盛常書狀
八八三	(文化四年)	一月 七日	安藤信成書狀	の 二			顯姪久喬外四名 <small>在國連署返書</small>
八八四	文化四年	一月十一日	島津齊宣吉書	の 三		二月 三日	市田盛常返書
八八五	(文化四年)	一月十一日	青山忠裕書狀	の 四	(文化元年)	十月十六日	記録奉行調書
八八六	(文化四年)	一月十一日	安藤信成書狀	の 五	(文化四年)	四月 朔日	記録奉行届書
八八七		(記事)	重豪、忠昌ノ三百年忌ニ献銀ス	の 六		七月十七日	市田教國申渡書
八八八	(文化四年)	二月 廿日	土井利厚書狀	九〇七		七月十七日	蘭 <small>中根正</small> 女 <small>御暇一件</small>
八八九			於郁女 <small>所實</small> 系譜抄	の 一	(文化四年)	七月十七日	市田教國書狀
八九〇	(文化四年)	三月 七日	市田盛常書狀	の 二		五月	中根正房・同伝七郎連署願書

の三	六月	中根正房・同伝七郎連署請書	九二八(文化五年)	一月七日	安藤信成書状
の四	五月	中根正房・同伝七郎連署願書	九二九(文化五年)	一月十一日	青山忠裕書状
の五	六月	蘭外二名連署契約状	九三〇(文化五年)	一月十一日	安藤信成書状
九〇八	(記事)	重豪御鷹ノ雲雀ヲ扨領ス	九三一	(記事)	齊宣參勤ノ期ヲ何フ
九〇九	(記事)	齊宣母 <small>堀</small> 氏江戸ニ赴ク	九三二(文化五年)	二月	穎娃久喬申渡書
九一〇	(記事)	堤氏出府ノ途大坂ニ齊宣ト公ス	九三三(文化五年)	二月 廿日	松平信明書状
九一一	(記事)	齊宣出府、疏使ヲ率ヒ登幣ス 中山王謝恩使ヲ江府ニ上ス	九三四	(記事)	重豪再建ノ常潤院ニ代扨セシム
九一二(文化四年)	九月 七日	徳川家齊御内書	九三五	(記事)	齊宣日新寺ヲ修復ス
九一三(文化四年)	九月 七日	安藤信成書状	九三六	(記事)	齊宣、菊姫ノ中陰法事ヲ修ス
九一四(文化四年)	十月 廿日	牧野忠精書状	九三七	(記事)	重豪、菊姫墓所ニ代扨セシム
九一五	十一月	穎娃久喬申渡書	九三八	(記事)	重豪、菊姫ノ中陰法事ニ献銀ス
九一六(文化四年)	(記事)	島津重豪明細書	九三九		島津久備公義御目見願一件
九一七		重豪千眼寺再建、黄檗派ニ改ム	の二	三月廿六日	島津久備首尾書
九一八(文化四年)	十二月 六日	島津久泰・穎娃久喬 <small>家老</small> 連署書状	の三	二月 九日	島津齊宣願書
九一九(文化四年)	十二月 六日	島津久泰・穎娃久喬 <small>家老</small> 連署書状	の四	二月	公義御目見例書
九二〇(文化四年)	十二月 六日	島津久泰・穎娃久喬 <small>家老</small> 連署書状	の五	二月	家老公義御目見ノ節献上物
九二一(文化四年)	十二月 六日	島津久泰・穎娃久喬 <small>家老</small> 連署書状	の六	三月十九日	桑山仲太夫首尾書
九三二の二	十二月十四日	牧野忠精書状	の七	三月廿一日	桑山仲太夫首尾書
九三三の三	十二月 廿日	牧野忠精書状	の八	三月廿一日	桑山仲太夫首尾書
九三三の五	十二月廿一日	安藤信成書状	の九	三月廿六日	島津久備願書
九二三(文化四年)	十二月十八日	牧野忠精書状	の二〇	三月廿三日	桑山仲太夫首尾書
九二四(文化四年)	十二月十八日	松平信明書状	の二一	五月 二日	徳川家齊御内書
九二五(文化四年)	十二月廿七日	徳川家齊御内書	九四〇(文化五年)	五月 二日	安藤信成書状
九二六(文化四年)	十二月廿七日	安藤信成書状	九四一(文化五年)	六月 四日	島津久備・穎娃久喬 <small>家老</small> 連署書状
九二七(文化五年)	一月 七日	青山忠裕書状	九四二(文化五年)		

- 九四三 六月廿六日 島津久泰・鎌田政興<sup>家</sup>連署返書  
 九四四 (記事) 重豪退老以後モ因政ヲ聴ク  
 九四五 (文化五年) 六月 島津重豪論達  
 九四六 (文化五年) 六月 島津重豪達書  
 九四七 (文化五年) 閏六月 島津久泰外二名家<sup>老</sup>連署達書  
 九四八 (文化五年) 六月廿四日 土井利厚書狀  
 九四九 (文化五年) 六月廿七日 土井利厚書狀  
 九五〇 (文化五年) 六月廿七日 安藤信成書狀  
 九五一 (文化五年) 閏六月 島津久泰外二名家<sup>老</sup>連署申渡書  
 九五二 (文化五年) 閏六月 島津久泰外二名家<sup>老</sup>連署申渡書  
 九五三 (文化五年) 七月 六日 松平信明書狀  
 九五四 (文化五年) 七月 六日 安藤信成書狀  
 九五五 (記事) 重豪私用ヲ節シ表方ヲ援助ス  
 九五六 (文化五年) 七月 島津久兼申渡書  
 九五七 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ扨領ス  
 九五八 (記事) 齊宣病ニヨリ期ニ遅レ參勤ス  
 九五九 (記事) 清国冊封使來疏ス  
 九六〇 於宝<sup>齊宣</sup>系譜抄  
 九六一 (文化五年) 九月 七日 徳川家齊御内書  
 九六二 (文化五年) 九月 七日 安藤信成書狀  
 九六三 (文化五年) 九月 島津重豪論達  
 九六四 (文化五年) 九月 島津久泰・鎌田政興連署申渡書  
 九六五 富姫<sup>重豪</sup>系譜抄  
 九六六 (文化五年) 十月 廿日 青山忠裕書狀  
 九六七 (文化五年) 十一月 十日 安藤信成書狀  
 九六八 (文化五年) 十一月十五日 島津久泰外二名家<sup>老</sup>連署書狀  
 九六九 (文化五年) 十一月十五日 島津久泰外二名家<sup>老</sup>連署書狀  
 九七〇 (文化五年) 十一月 島津久泰外三名家<sup>老</sup>連署申渡書  
 九七一 (文化五年) 十一月廿八日 鎌田政興申渡書  
 九七二 (文化五年) 十二月 六日 青山忠裕書狀  
 九七三 (文化五年) 十二月 六日 安藤信成書狀  
 九七四 (文化五年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書  
 九七五 (文化五年) 十二月廿七日 安藤信成書狀  
 九七六 (文化六年) 一月 七日 土井利厚書狀  
 九七七 (文化六年) 一月 七日 安藤信成書狀  
 九七八 文化六年 一月十一日 島津齊宣吉書  
 九七九 (文化六年) 一月十一日 土井利厚書狀  
 九八〇 (文化六年) 一月十一日 安藤信成書狀  
 九八一 (文化六年) 一月 島津重豪論達  
 九八二 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ扨領ス  
 九八三 於幹<sup>齊宣</sup>・範<sup>之進</sup>齊宣系譜抄  
 九八四 (文化六年) 二月 廿日 牧野忠精書狀  
 九八五 三月廿八日 鎌田政興申渡書  
 九八六 (記事) 齊宣・齊興ノ成婚ヲ幕府ニ謝ス  
 九八七 (記事) 齊興ノ婚儀成ル  
 九八八 (文化六年) 四月廿九日 島津齊宣同書并幕府指図書  
 九八九 四月廿九日 島津齊宣同書并幕府指図書  
 九九〇 四月廿九日 島津齊宣同書并幕府指図書  
 九九一 四月廿九日 島津齊宣同書并幕府指図書  
 九九二 (文化六年) 五月 三日 徳川家齊御内書

- 九九三 (文化六年) 五月 三日 安藤信成書狀
- 九九四 (記事) 齊興成婚ヲ謝ス
- 九九五 (記事) 重豪、齊興ノ婚儀ヲ謝シ、獻物ス  
重豪、家慶ノ婚儀ヲ賀ス
- 九九六 (文化六年) 五月廿一日 土井利厚書狀
- 九九七 (文化六年) 五月廿一日 安藤信成書狀
- 九九八 (文化六年) 六月十一日 松平信明書狀
- 九九九 (文化六年) 六月十一日 安藤信成書狀
- 一〇〇〇 (記事) 重豪、齊宣隱居、齊興襲封ヲ謝ス
- 一〇〇一 (文化六年) 島津重豪書狀
- 一〇〇二 (文化六年) 島津重豪書狀
- 一〇〇三 (文化六年) 島津重豪書狀
- 一〇〇四 (記事) 齊興襲封後モ重豪因政ヲ介助ス
- 一〇〇五 (記事) 齊宣隱居、齊興家督ヲ継グ
- 一〇〇六 島津齊興・齊宣明細書
- 一〇〇七 (記事) 齊宣致仕ヲ謝シ、獻物ス
- 一〇〇八 文化六年 六月十七日 島津齊興袖判達書
- 一〇〇九 島津齊宣達書
- 一〇一〇 文化六年 六月十七日 島津家重物目錄
- 一〇一一 文化六年 六月十七日 島津齊宣讓狀
- 一〇一二 文化六年 六月十七日 每朔条書
- 一〇一三 (記事) 齊興襲封ヲ將軍父子ニ礼謝ス  
齊宣隱居、齊興襲封ヲ請ヒ、許サル
- 一〇一四 (記事) 重豪、齊興ノ因政ヲ介助ス
- 一〇一五 文化六年 六月十七日 島津齊興袖判達書
- 一〇一六 文化六年 六月 島津齊宣達書
- 一〇一七 文化六年 七月 島津久泰外二名家老連署申渡書
- 一〇一八 文化六年 七月 島津久泰外二名家老連署申渡書
- 一〇一九 (文化六年) 六月廿七日 島津久備外二名家老連署書狀
- 一〇二〇 七月廿九日 島津久泰外二名家老連署返書
- 一〇二一 (文化六年) 六月 島津久備・鎌田政興連署申渡書
- 一〇二二 六月 島津齊宣達書
- 一〇二三 (文化六年) 六月廿九日 島津久兼書狀
- 一〇二四 八月十四日 島津久備外二名家老連署返書
- 一〇二五 (文化六年) 十一月 二日 島津久備書狀
- 一〇二六 十二月 三日 鎌田政興返書
- 一〇二七 (文化六年) 七月 四日 松平信明書狀
- 一〇二八 (文化六年) 七月 六日 牧野忠精書狀
- 一〇二九 (文化六年) 七月 六日 安藤信成書狀
- 一〇三〇 (記事) 齊興家督・齊宣隱居ヲ將軍父子ニ謝ス  
重豪、齊興襲封・齊宣告老ヲ拜謝ス
- 一〇三一 (記事) 齊宣告老ヲ謝シ、賀品ヲ獻ズ
- 一〇三二 (記事) 齊興父子、襲封・告老ヲ謝ス
- 一〇三三 島津齊興御暇順年一件
- 一 七月十八日 西郷八郎次伺書
- 二 七月十八日 西郷八郎次首尾書
- 三 七月 廿日 桑山仲太夫首尾書
- 一〇三四 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
- 一〇三五 (文化六年) 九月 七日 徳川家齊御内書
- 一〇三六 (文化六年) 九月 七日 安藤信成書狀
- 一〇三七 (記事) 重豪、繼豊ノ遠忌ニ香燵ヲ獻ズ
- 一〇三八 (文化六年) 九月廿七日 島津齊興忌服届書
- 一〇三九 島津重豪統書并公辺届振一卷帳

- 一〇四〇 (記事) 齊興男誕生、重豪賀品ヲ贈ル  
重豪、家慶ノ成婚ヲ慶賀ス
- 一〇四一 (文化六年) 十月 七日 松平信明書狀
- 一〇四二 (記事) 齊興男子ヲ出陣ス  
齊興備前ノ參府ノ期ヲ請フ
- 一〇四三 十月 六日 島津邦丸齊興名字目錄
- 一〇四四 十月 島津久泰申渡書
- 一〇四五 齊彬系譜抄
- 一〇四六 (文化六年) 十月 廿日 土井利厚書狀
- 一〇四七 (文化六年) 十一月 三日 安藤信成書狀
- 一〇四八 寿姫重豪系譜抄
- 一〇四九 寿姫重豪系譜抄
- 一〇五〇 (文化六年) 十二月 二日 松平信明書狀
- 一〇五一 (文化六年) 十二月 二日 安藤信成書狀
- 一〇五二 (記事) 家慶ノ成婚ニ付重豪賀品ヲ拝賜ス
- 一〇五三 (文化六年) 十二月十五日 青山忠裕書狀
- 一〇五四 (文化六年) 十二月十五日 安藤信成書狀
- 一〇五五 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老家連署書狀
- 一〇五六 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老家連署書狀
- 一〇五七 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老家連署書狀
- 一〇五八 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老家連署書狀
- 一〇五九 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老家連署書狀
- 一〇六〇 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老家連署書狀
- 一〇六一 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老家連署書狀
- 一〇六二 (記事) 重豪、齊興少將昇進ヲ礼謝ス
- 一〇六三 文化六年 十二月十六日 島津齊興任左近衛権少將口宣案
- 一〇六四 文化六年 十二月十六日 島津齊興任左近衛権少將宣旨
- 一〇六五 上卿職事等書立
- 一〇六六 (文化六年) 十二月廿七日 青山忠裕書狀
- 一〇六七 (文化六年) 十二月廿七日 安藤信成書狀
- 一〇六八 (文化六年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書
- 一〇六九 (文化六年) 十二月廿七日 安藤信成書狀
- 一〇七〇 島津重豪進上目錄
- 一〇七一 (文化六年) 島津重豪進上物書上
- 一〇七二 島津重豪統書并公辺届振一卷帳
- 一〇七三 (文化七年) 一月 七日 土井利厚書狀
- 一〇七四 (文化七年) 一月 七日 安藤信成書狀
- 一〇七五 一月 九日 島津齊興伺書
- 一〇七六 (記事) 齊興初ノ吉書式ヲ芝邸ニ行フ
- 一〇七七 文化七年 一月十一日 島津齊興吉書
- 一〇七八 (文化七年) 一月十一日 土井利厚書狀
- 一〇七九 (文化七年) 一月十三日 安藤信成書狀
- 一〇八〇 (記事) 齊興、岡城ノ橋架替ヲ請ヒ許サル  
齊興、義久ノ二百年忌法事ヲ修ス
- 一〇八一 (記事) 齊興千眼寺再建ニ出資ス  
重豪、義久ノ法事ニ香奠ヲ献ゼム
- 一〇八二 (記事) 千眼寺再建ノ費ヲ助成センム
- 一〇八三 (文化七年) 一月 額姪久喬申渡書
- 一〇八四 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 一〇八五 (記事) 齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 一〇八六 (文化七年) 二月 廿日 青山忠裕書狀
- 一〇八七 文化七年 三月十五日 光格天皇女房奉書
- 一〇八八 齊彬系譜抄

- 一〇八九 四月 島津久備申渡書
- 一〇九〇 文化七年 四月廿九日 中山王尚瀨起請文前書
- 一〇九一 (文化七年) 五月二日 徳川家齊御内書
- 一〇九二 (文化七年) 五月二日 牧野忠精書狀
- 一〇九三 文化七年 五月三日 読谷山朝救起請文前書
- 一〇九四 文化七年 五月三日 与那原良応起請文前書
- 一〇九五 文化七年 五月三日 嵩原安執起請文前書
- 一〇九六 (記事) 伊能忠敬等薩領ヲ測量ス
- 一〇九七 文化七年 六月八日 佐渡山安春起請文前書
- 一〇九八 (文化七年) 六月廿四日 牧野忠精書狀
- 一〇九九 (文化七年) 六月廿七日 松平信明書狀
- 一一〇〇 (文化七年) 六月廿七日 松平乗保書狀
- 一一〇一 (文化七年) 七月六日 牧野忠精書狀
- 一一〇二 (文化七年) 七月六日 松平乗保書狀
- 一一〇三 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拵ス  
重豪 元久ノ四百年忌ニ香袋ヲ献ス
- 一一〇四 (記事) 齊興御鷹ノ雲雀ヲ拵ス
- 一一〇五 (記事) 齊興若年ノ故重豪因政ヲ介助ス
- 一一〇六 (文化七年) 九月二日 徳川家齊御内書
- 一一〇七 (文化七年) 九月二日 松平乗保書狀
- 一一〇八 (文化七年) 十月廿四日 松平信明書狀
- 一一〇九 文化七年 十一月七日 島津久泰申渡書
- 一一一〇 (文化七年) 十一月九日 島津久泰外三名老連署書狀
- 一一一一 (文化七年) 十一月九日 島津久泰外三名老連署書狀
- 一一一二 (文化七年) 十一月九日 島津久泰外三名老連署書狀
- 一一一三 (文化七年) 十一月九日 島津久泰外三名老連署書狀
- 一一一四 (文化七年) 十一月九日 島津久泰外三名老連署書狀
- 一一一五 (文化七年) 十一月九日 島津久泰外三名老連署書狀
- 一一一六 (文化七年) 十一月九日 島津久泰外三名老連署書狀
- 一一一七 (文化七年) 十二月十六日 青山忠裕書狀
- 一一一八 (文化七年) 十二月十六日 松平乗保書狀
- 一一一九 (文化七年) 十二月十七日 徳川家齊御内書
- 一二二〇 (文化七年) 十二月廿七日 松平乗保書狀
- 一二二一 (文化八年) 一月七日 土井利厚書狀
- 一二二二 (文化八年) 一月七日 松平乗保書狀
- 一二二三 一月 川上久芳申渡書
- 一二二四 文化八年 一月十一日 島津齊興吉書
- 一二二五 (文化八年) 一月十一日 土井利厚書狀
- 一二二六 (文化八年) 一月十一日 松平乗保書狀
- 一二二七 (記事) 齊興御鷹ノ鶴ヲ拵ス
- 一二二八 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拵ス
- 一二二九 (文化八年) 二月廿六日 土井利厚書狀
- 一二三〇 黒田長鴻重豪系譜抄
- 一二三一 黒田齊博重豪系譜抄
- 一二三二 (文化八年) 三月 島津重豪論達
- 一二三三 (文化八年) 四月 家老添書
- 一二三四 (文化八年) 五月 島津久泰外二名家老連署申渡書
- 一二三五 (記事) 齊興家督後始メテ帰因ス
- 一二三六 四月 廿日 鎌田政興首尾書并添書
- 一二三七 四月 御目見例書
- 一二三八 四月十八日 島津齊興願書



- 一一三七 (文化八年) 四月 島津重豪内意書
- 一一三八 (文化八年) 四月廿三日 島津齊興願書
- 一一三九 四月 五日 土井利厚書狀
- 一一四〇 齊敏齊興系譜抄
- 一一四一 (文化八年) 六月 島津久泰外二名家連署請書
- 一一四二 四月 日 島津重豪規定判物
- 一一四三 十二月 九日 島津久泰申渡書
- 一一四四 文化八年 五月 朔日 島津齊興証狀
- 一一四五 文化八年 五月 朔日 川上久芳・鎌田政興家連署証狀
- 一一四六 九月 鎌田政興申渡書
- 一一四七 (文化八年) 五月 二日 徳川家齊御内書
- 一一四八 (文化八年) 五月 二日 松平乗保書狀
- 一一四九 (文化八年) 六月 四日 青山忠裕書狀
- 一一五〇 (文化八年) 六月 四日 松平乗保書狀
- 一一五一 (記事) 千万齊宣死去ス
- 一一五二 (文化八年) 花崎外二名連署消息
- 一一五三 (文化八年) 花崎外二名連署消息
- 一一五四 (記事) 千万齊宣死去ス
- 一一五五 (文化八年) 六月廿四日 青山忠裕書狀
- 一一五六 (文化八年) 六月 島津久泰申渡書
- 一一五七 (文化八年) 七月 六日 土井利厚書狀
- 一一五八 (文化八年) 七月 六日 松平乗保書狀
- 一一五九 (記事) 齊興初入部ノ賀ヲ受ク
- 一一六〇 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拵領ス
- 一一六一 (文化八年) 七月廿五日 島津齊興願書
- 一一六二 (文化八年) 七月廿五日 島津齊興伺書
- 一一六三 (記事) 齊興家督後始メテ五社ニ詣ズ
- 一一六四 (記事) 重豪湯治ノタメ摂州有馬ニ往ク
- 一一六五 (文化八年) 花さき外三名連署消息
- 一一六六 (文化八年) 島津重豪書狀
- 一一六七 (文化八年) 島津重豪書狀
- 一一六八 (文化八年) 八月廿九日 島津齊興願書
- 一一六九 (文化八年) 八月廿九日 島津齊興伺書
- 一一七〇 (文化八年) 八月 旅中諸届例書
- 一一七一 (文化八年) 九月 七日 徳川家齊御内書
- 一一七二 (文化八年) 九月 七日 松平乗保書狀
- 一一七三 (文化八年) 島津重豪書狀
- 一一七四 (文化八年) 島津重豪書狀
- 一一七五 (文化八年) 島津重豪書狀
- 一一七六 (文化八年) 島津重豪書狀
- 一一七七 (文化八年) 十月十一日 島津重豪書狀
- 一一七八 (文化八年) 島津重豪書狀
- 一一七九 (文化八年) 十月十三日 島津重豪書狀
- 一一八〇 (文化八年) 島津重豪書狀
- 一一八一 (記事) 齊興初入部ニ付肴ヲ賜ハル
- 一一八二 (文化八年) 十月廿二日 青山忠裕書狀
- 一一八三 (文化八年) 十月廿二日 松平乗保書狀
- 一一八四 (文化八年) 十月廿二日 島津重豪書狀
- 一一八五 (文化八年) 十月廿七日 青山忠裕書狀
- 一一八六 (文化八年) 十月廿七日 松平乗保書狀

- 一一八七(文化八年) 十一月 二日 土井利厚書状
- 一一八八(文化八年) 十一月 二日 松平乗保書状
- 一一八九(文化八年) 十一月 四日 種子島次右衛門届書
- 一一九〇(文化八年) 島津重豪書状
- 一一九一(文化八年) 十二月 六日 島津久泰外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一一九二(文化八年) 十二月 六日 島津久泰外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一一九三(文化八年) 十二月 六日 島津久泰外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一一九四(文化八年) 十二月 六日 島津久泰外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一一九五(文化八年) 十二月 六日 島津久泰外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一一九六(文化八年) 十二月 九日 松平信明書状
- 一一九七(文化八年) 十二月 九日 松平乗保書状
- 一一九八(文化八年) 島津重豪書状
- 一一九九(文化八年) 島津重豪書状
- 一二〇〇(文化八年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書
- 一二〇一(文化八年) 十二月廿七日 松平乗保書状
- 一二〇二 閑姫<sup>齊宣系</sup>請抄
- 一二〇三 閑姫<sup>齊宣系</sup>請抄
- 一二〇四(文化九年) 一月 七日 牧野忠精書状
- 一二〇五(文化九年) 一月 七日 松平乗保書状
- 一二〇六(文化九年) 一月十一日 牧野忠精書状
- 一二〇七(文化九年) 一月十一日 松平乗保書状
- 一二〇八 島津久泰書状
- 一二〇九 川上久芳返書
- 一二一〇 伊集院兼当届書
- 一二一一(記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ打領ス
- 一二二二(文化九年) 二月 日 松平信明書状
- 一二二三 文化九年 二月 新納久武外二名連署証状
- 一二二四(文化九年) 二月 寺社奉行所申渡書
- 一二二五(文化九年) 二月 赤松則決申渡書
- 一二二六 伊能忠敬・坂部惟道種子・屋久島ヲ測量ス
- 一二二七 (記事) 齊興帰国シ弟ヲ飯養子トス
- 一二二八(文化九年) 五月 二日 徳川家齊御内書
- 一二二九(文化九年) 五月 二日 松平乗保書状
- 一二三〇 文化九年 五月 六日 小祿良和起請文前書
- 一二三一 (記事) 伊能忠敬等種子・屋久ヲ測量ス
- 一二三二(文化九年) 六月十八日 土井利厚書状
- 一二三三(文化九年) 六月十八日 松平乗保書状
- 一二三四(文化九年) 六月廿四日 土井利厚書状
- 一二三五 (記事) 重豪、貞久四百五十年忌ヲ修ス
- 一二三六(文化九年) 七月 六日 青山忠裕書状
- 一二三七(文化九年) 七月 六日 松平乗保書状
- 一二二八 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拜領ス
- 一二二九 (記事) 重豪、齊彬ノ成婚ヲ謝ス
- 一二三〇(文化九年) 九月 七日 徳川家齊御内書
- 一二三一(文化九年) 九月 七日 齊興、世子齊彬ノ誕辰ヲ改ム
- 一二三二(文化九年) 十月 朔日 島津重豪達書
- 一二三三(文化九年) 十月 朔日 島津重豪達書
- 一二三四(文化九年) 十月 家老座申渡書
- 一二三五(文化九年) 十二月 島津久泰外二名<sup>老家</sup>連署申渡書

- 二三五 (文化九年) 十月廿四日 青山忠裕書狀  
 二三六 (文化九年) 十二月十一日 松平信明書狀  
 二三七 (文化九年) 十二月十一日 松平乗保書狀  
 二三八 (文化九年) 十二月十五日 島津久泰外三名<sup>老家</sup>老連署書狀  
 二三九 (文化九年) 十二月十五日 島津久泰外三名<sup>老家</sup>老連署書狀  
 二四〇 (文化九年) 十二月十五日 島津久泰外三名<sup>老家</sup>老連署書狀  
 二四一 (文化九年) 十二月十五日 島津久泰外三名<sup>老家</sup>老連署書狀  
 二四二 (文化九年) 十二月十五日 島津久泰外三名<sup>老家</sup>老連署書狀  
 二四三 (文化九年) 十二月廿四日 幕府達書  
 二四四 (文化九年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書  
 二四五 (文化九年) 十二月廿七日 松平乗保書狀  
 二四六  
 二四七 (文化十年) 一月 七日 牧野忠精書狀  
 二四八 (文化十年) 一月 七日 松平乗保書狀  
 二四九 (文化十年) 一月十一日 島津齊興古書  
 二五〇 (文化十年) 一月十一日 牧野忠精書狀  
 二五一 (文化十年) 一月十一日 松平乗保書狀  
 二五二 (文化十年) 島津重豪書狀  
 二五三 (文化十年) 島津重豪書狀  
 二五四 (文化十年) 島津重豪書狀  
 二五五 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス  
 二五六 (記事) 齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス  
 二五七 (文化十年) 二月 廿日 牧野忠精書狀  
 二五八 (文化十年) 三月 島津重豪内意書  
 二五九 (文化十年) 三月廿五日 川上久芳添書
- 二五九 (記事) 齊興賜告ヲ將軍父子ニ拝謝ス  
 二六〇 (文化十年) 五月 二日 徳川家齊御内書  
 二六一 (文化十年) 五月 二日 松平乗保書狀  
 二六二 (文化十年) 六月 五日 伊集院兼当書狀  
 二六三 (文化十年) 六月廿三日 青山忠裕書狀  
 二六四 (文化十年) 六月廿三日 松平乗保書狀  
 二六五 (文化十年) 六月廿四日 松平信明書狀  
 二六六 (記事) 重豪帰藩ノ恩齋ヲ拝謝シ下囚ス  
 二六七 (文化十年) 七月 三日 島津齊興願書  
 二六八 (文化十年) 幕府指圖書  
 二六九 (記事) 重豪ノ帰国湯治ヲ許サル  
 二七〇 (文化十年) 七月 六日 松平信明書狀  
 二七一 (文化十年) 七月 六日 松平乗保書狀  
 二七二 (文化十年) 七月 八日 有馬一純請書  
 二七三 (文化十年) 島津重豪書狀  
 二七四 (文化十年) 島津重豪書狀  
 二七五 (文化十年) 七月十一日 島津齊興同書  
 二七六 (文化十年) 島津重豪書狀  
 二七七 (文化十年) 七月十七日 鎌田政興書狀  
 二七八 (八月廿九日) 川上久芳外三名<sup>老家</sup>老連署返書  
 二七九 (文化十年) 七月 島津重豪書狀  
 二八〇 (文化十年) 七月廿一日 島津齊宣子<sup>女</sup>小母書上  
 二八一 (記事) 重豪累世系譜ヲ添削シ官ニ獻ス  
 二八二 (記事) 齊興累世系譜ヲ添削シ官ニ獻ス  
 二八三 (記事) 重豪帰国ス

一一八四 (文化十年) 八月 三日 家老連署知行目錄

一一八五 (文化十年) 八月 十六日 島津重豪同書

一一八六 (文化十年) 八月 川上久芳外三名<sup>家老</sup>連署申渡書

一一八七 (文化十年) 九月 四日 島津重豪書狀

一一八八 (文化十年) 波江消息

一一八九 (文化十年) 九月 七日 徳川家齊御内書

一一九〇 (文化十年) 九月 七日 松平乘保書狀

一一九一 (文化十年) 九月 八日 鎌田政興書狀

一一九二 (文化十年) 九月 十三日 島津重豪書狀

一一九三 (文化十年) 九月 十三日 島津重豪書狀

一一九四 (文化十年) 九月 十六日 土井利厚書狀

一一九五 (文化十年) 九月 十六日 松平乘保書狀

一一九六 (文化十年) 九月 十六日 土井利厚書狀

一一九七 (文化十年) 九月 廿二日 松平乘保書狀

一一九八 (記事) 重豪婦國、齊興ノ國政ヲ介助ス

一一九九 (記事) 重豪婦國、齊興ノ國政ヲ介助ス

一二〇〇 (文化十年) 九月 島津重豪達書

一二〇一 (文化十年) 九月 島津重豪達書

一二〇二 (文化十年) 九月 島津重豪達書

一二〇三 (文化十年) 九月 島津重豪達書

一二〇四 (文化十年) 九月 島津重豪達書

一二〇五 (文化十年) 九月 島津重豪達書

一二〇六 (記事) 重豪・齊興、遠祖ノ墓地ヲ定メ

代拜セシム

川上久芳申渡書

一一三〇八 (文化十年) 十月 川上久芳申渡書

一一三〇九 (文化十年) 十月 伊集院兼当申渡書

一一三一〇 (記事) 順姫<sup>齊興</sup>系譜抄

一一三一〇 (記事) 重豪古稀以上ノ男女ヲ優待ス

一一三一一 (記事) 伊集院兼当届書

一一三一二 (文化十年) 十月 重豪參府ス

一一三一三 (文化十年) 十月 島津重豪書狀

一一三一四 (文化十年) 十月 島津重豪書狀

一一三一五 (文化十年) 十月 島津重豪書狀

一一三一六 (文化十年) 十月 島津重豪書狀

一一三一七 (文化十年) 十一月 島津重豪書狀

一一三一八 (記事) 重豪、竹千代七夜ノ祝儀ヲ賀ス

一一三一九 (文化十年) 十一月 島津重豪書狀

一一三二〇 (文化十年) 十一月 松平信明外三名<sup>幕府</sup>連署狀

一一三二一 (文化十年) 十一月 松平乘保書狀

一一三二二 (記事) 齊敬<sup>齊興</sup>・順姫<sup>齊興</sup>系譜抄

一一三二三 (文化十年) 十一月 島津重豪書狀

一一三二四 (文化十年) 十一月 松平信明書狀

一一三二五 (文化十年) 十一月 島津重豪書狀

一一三二六 (文化十年) 十一月 松平信明書狀

一一三二七 (文化十年) 十一月 松平乘保書狀

一一三二八 (文化十年) 十一月 島津重豪書狀

一一三二九 (文化十年) 十一月 島津氏留守居某届書

一一三三〇 (文化十年) 島津重豪書狀

一一三三一 (文化十年) 十二月 川上久芳書狀

一一三三二 (文化十年) 二月 鎌田政興返書

一一三〇七

- 一三三三 感応寺位牌書立
- 一三三四 (記事) 後桜町上皇崩シ重豪香奠ヲ献ズ
- 一三三五 閏十一月 四日 種子島次右衛門首尾書
- の(一(文化十年)閏十一月 四日 種子島次右衛門届書
- 一三三六(文化十年) 参府登城例書
- 一三三七(文化十年) 島津重豪書状
- 一三三八 (記事) 重豪参府ヲ礼謝シ献物ス
- 一三三九(文化十年)閏十一月十三日 松平仲雅書状
- 一三四〇(文化十年)閏十一月十四日 松平信明外三名幕府
- 一三四一(文化十年)閏十一月十四日 島津重豪届書
- 一三四二(文化十年)閏十一月十四日 島津重豪伺書
- 一三四三(文化十年)閏十一月廿七日 鎌田政與書状
- 一三四四(文化十年)閏十一月廿八日 川上久芳外二名家
- 一三四五(文化十年)閏十一月廿八日 川上久芳外二名家
- 一三四六(文化十年)閏十一月廿八日 川上久芳外二名家
- 一三四七(文化十年)閏十一月廿八日 川上久芳外二名家
- 一三四八 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 一三四九(文化十年)十二月 六日 土井利厚書状
- 一三五〇(文化十年)十二月 六日 松平乗保書状
- 一三五一(文化十年)十二月廿七日 徳川家斉御内書
- 一三五二(文化十年)一月 四日 松平乗保書状
- 一三五三(文化十年)一月 五日 松平乗保書状
- 一三五四(文化十年)一月 七日 青山忠裕書状
- 一三五五(文化十年)一月 七日 松平乗保書状
- 一三五六(文化十年)一月十一日 青山忠裕書状
- 一三五七(文化十年)一月十一日 松平乗保書状
- 一三五八(文化十年)一月廿三日 青山忠裕書状
- 一三五九(文化十年)一月廿三日 松平乗保書状
- 一三六〇 一月 島津久備申渡書
- 一三六一 (記事) 重豪、竹千代色直ノ儀ヲ祝賀ス
- 一三六二(文化十年)二月 二日 松平信明書状
- 一三六三(文化十年)二月十三日 松平乗保書状
- 一三六四(文化十年)二月 廿日 青山忠裕書状
- 一三六五(文化十年)四月 十日 松平乗保書状
- 一三六六(文化十年)四月廿八日 松平乗保書状
- 一三六七(文化十年)五月 二日 徳川家斉御内書
- 一三六八(文化十年)五月 二日 松平乗保書状
- 一三六九(文化十年)六月 七日 青山忠裕書状
- 一三七〇(文化十年)六月 七日 松平乗保書状
- 一三七一(文化十年)六月廿四日 牧野忠精書状
- 一三七二 六月廿四日 伊集院兼当問合書
- 一三七三 七月廿三日 志岐正左衛門返書
- 一三七四(文化十年)七月 六日 牧野忠精書状
- 一三七五(文化十年)七月 六日 松平乗保書状
- 一三七六 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
- 一三七七 種姫重豪系譜抄
- 一三七八 種姫重豪系譜抄
- 一三七九 (記事) 重豪、忠治ノ遺忌ニ香奠ヲ献ズ
- 一三八〇(文化十年)九月 勝利向難波ニ付問合一件
- の 八月 二日 鎌田政與書状

の二(文化十年)

七月十九日 島津齊興届書

一三九八(文化十年)

十二月十六日 土井利厚書狀

の三

七月十九日 早川兼備届書

一三九九(文化十年)

十二月十六日 松平乗保書狀

の四

七月 廿日 河野新太夫届書

一四〇〇(文化十年)

十二月廿七日 徳川家齊御内書

の五

七月十九日 早川兼備届書

一四〇一(文化十年)

十二月廿七日 松平乗保書狀

の六

七月 廿日 河野新太夫首尾書

一四〇二(文化十年)

一月 道中供人数・道具減少願書一件

の七

七月 廿日 早川兼備届書

の一

七月十九日 島津齊興届書

一三八一(文化十年)

九月十一日 徳川家齊御内書

の二

十月 六日 種子島次右衛門首尾書

一三八二(文化十年)

九月十一日 松平乗保書狀

の三(文化十年)

十一月廿九日 鎌田政興書狀

一三八三

於寿<sup>重豪</sup>系譜抄

一四〇三(文化十年)

一月 七日 松平信明書狀

一三八四

於寿<sup>重豪</sup>系譜抄

一四〇四(文化十年)

一月 七日 松平乗保書狀

一三八五

重豪再建ノ米ノ津天神ニ田禄ヲ附ス

一四〇五(文化十年)

一月十一日 島津齊興吉書

一三八六(文化十年)

十月 廿日 松平信明書狀

一四〇六(文化十年)

一月十一日 松平信明書狀

一三八七

十月 川上久芳申渡書

一四〇七(文化十年)

一月十一日 松平乗保書狀

一三八八

重豪感応寺ヲ再建、五神主ヲ納ム

一四〇八

重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス

一三八九

(記事) 齊興道中供人数ヲ減ゼント欲ス

一三九〇(文化十年)

十一月 六日 松平信明書狀

一四〇九(文化十年)

二月十八日 島津齊興同書

一三九一(文化十年)

十一月 六日 松平乗保書狀

一四一〇(文化十年)

二月 廿日 土井利厚書狀

一三九二(文化十年)

川上久芳外三名<sup>名家</sup>老連署書狀

一四一一(文化十年)

二月 廿三日 青山忠裕書狀

一三九三(文化十年)

川上久芳外三名<sup>名家</sup>老連署書狀

一四一二(文化十年)

二月 廿三日 松平乗保書狀

一三九四(文化十年)

川上久芳外三名<sup>名家</sup>老連署書狀

一四一三

(記事) 重豪、吉宗百回忌ニ香奠ヲ献ズ

一三九五(文化十年)

川上久芳外三名<sup>名家</sup>老連署書狀

一四一四(文化十年)

三月 重豪、將軍ニ薩藩勝景百図ヲ献ズ

一三九六(文化十年)

川上久芳外三名<sup>名家</sup>老連署書狀

一四一六(文化十年)

三月十二日 早川兼備届書

一三九七(文化十年)

川上久芳外三名<sup>名家</sup>老連署書狀

の二

三月十二日 早川兼備首尾書

の二

三月十六日 近藤隆左衛門首尾書

の二

三月十六日 近藤隆左衛門首尾書

の二

三月十六日 近藤隆左衛門首尾書

- 一四一七 四月十一日 中西十郎左衛門能組届書 (記事) 一四四一 (記事) 齊興後夫人丹羽卒ス
- 一四一八 (記事) 齊興賜告ノ恩賀ヲ謝ス 一四四二 (記事) 齊興後夫人卒ス  
苗姫、亡母ノ歌集ヲ作ル
- 一四一九 (記事) 重豪、家康二百回忌ニ拜セシム 一四四三 蓮亭院追善詩歌集目錄
- 一四二〇 (文化三年) 四月廿五日 土井利厚書狀 一四四四 (文化三年) 七月 六日 牧野忠精書狀
- 一四二一 (文化三年) 四月廿五日 松平乗保書狀 一四四五 (文化三年) 七月 六日 松平乗保書狀
- 一四二二 四月 島津久備申渡書 一四四六 郁姫齊興系譜抄  
菴女齊興系譜抄
- 一四二三 (文化三年) 五月 三日 徳川家齊御内書 一四四七 川上久芳問合書
- 一四二四 (文化三年) 五月 三日 松平乗保書狀 一四四八 (文化三年) 八月 新納久命証狀
- 一四二五 (記事) 重豪、近衛・甘露寺兩卿ヲ招邀ス 一四四九 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
- 一四二六 (文化三年) 近衛基前招請次第書 一四五〇 (文化三年) 九月 七日 徳川家齊御内書
- 一四二七 (文化三年) 五月 鎌田政興申渡書 一四五一 (文化三年) 九月 七日 松平乗保書狀
- 一四二八 (文化三年) 飾付次第書 一四五二 祝姫・定姫齊興系譜抄
- 一四二九 (文化三年) 甘露寺国長招請作法書 一四五三 島津久備申渡書
- 一四三〇 (文化三年) 甘露寺国長招請作法書 一四五四 祝姫・定姫齊興系譜抄
- 一四三一 (文化三年) 飾付書上 一四五五 郁姫齊興近衛辰君卜婚約ス
- 一四三二 近衛基前招請作法書 一四五六 (文化三年) 十月 廿日 牧野忠精書狀
- 一四三三 (文化三年) 献上物書上 一四五七 (文化三年) 十一月廿三日 牧野忠精書狀
- 一四三四 (文化三年) 島津重豪書狀 一四五八 淑姫重豪系譜抄
- 一四三五 (記事) 齊興婦国ス 一四五九 淑姫重豪系譜抄
- 一四三六 (記事) 重豪寿国寺ヲ着座門主ニ昇ス 一四六〇 齊興、邦丸齊興ノ婚約ヲ請フ
- 一四三七 (文化三年) 六月 島津久備証狀 一四六一 (文化三年) 十二月六日 神事犬追物手組
- 一四三八 (文化三年) 六月十八日 青山忠裕書狀 一四六二 (文化三年) 十二月 続書二通
- 一四三九 (文化三年) 六月十八日 松平乗保書狀 〇一 水野忠韶統書
- 一四四〇 (文化三年) 六月廿四日 青山忠裕書狀 〇二 水野忠実統書
- 一四六三 (文化三年) 十二月十五日 町田久視外三名考家連署書狀

- 一四六四 (文化三年) 十二月十五日 町田久視外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一四六五 (文化三年) 十二月十五日 町田久視外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一四六六 (文化三年) 十二月十五日 町田久視外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一四六七 (文化三年) 十二月十五日 町田久視外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一四六八 (文化三年) 十二月十六日 牧野忠精書狀
- 一四六九 (文化三年) 十二月十六日 松平乗保書狀
- 一四七〇 (文化三年) 十二月十六日 重豪蓄財節儉・習俗取締ヲ命ズ
- 一四七一 (文化三年) 十二月 島津重豪諭達
- 一四七二 (文化三年) 十二月 島津重豪諭達
- 一四七三 (文化三年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書
- 一四七四 (文化三年) 十二月廿七日 松平乗保書狀
- 一四七五 (文化三年) 一月 二日 島津重豪書狀
- 一四七六 (文化三年) 一月 二日 島津重豪書狀
- 一四七七 (文化三年) 一月 七日 土井利厚書狀
- 一四七八 (文化三年) 一月 七日 松平乗保書狀
- 一四七九 (文化三年) 一月十一日 島津齊興吉書
- 一四八〇 (文化三年) 一月十一日 土井利厚書狀
- 一四八一 (文化三年) 一月十一日 松平乗保書狀
- 一四八二 (文化三年) 一月十一日 重豪俊鷹ヲ拝領ス
- 一四八三 (文化三年) 二月 廿日 齊興參勤ス
- 一四八四 (文化三年) 二月 廿日 酒井忠進書狀
- 一四八五 (文化三年) 二月 廿日 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 一四八六 (文化三年) 三月十五日 重豪、清揚院殿廟室ヲ重修ス
- 一四八七 (文化三年) 三月十五日 島津重豪書狀
- 一四八八 (文化三年) 三月十五日 島津重豪書狀
- 一四八九 (文化三年) 三月十五日 重豪・齊興、將軍父子ノ転任・兼任ヲ祝賀ス
- 一四九〇 (文化三年) 四月 七日 青山忠裕書狀
- 一四九一 (文化三年) 四月 七日 松平乗保書狀
- 一四九二 (文化三年) 五月 三日 徳川家齊御内書
- 一四九三 (文化三年) 五月 三日 松平乗保書狀
- 一四九四 (文化三年) 五月 六日 伊江朝安起請文前書
- 一四九五 (文化三年) 五月 六日 齊興男子系譜抄
- 一四九六 (文化三年) 六月 十三日 重豪、徳川齊順紀州家督養子トナルヲ賀ス
- 一四九七 (文化三年) 六月十三日 酒井忠進書狀
- 一四九八 (文化三年) 六月十三日 松平乗保書狀
- 一四九九 (文化三年) 六月廿四日 松平信明書狀
- 一五〇〇 (文化三年) 六月廿七日 牧野忠精書狀
- 一五〇一 (文化三年) 六月廿七日 松平乗保書狀
- 一五〇二 (文化三年) 六月 伊集院兼当書狀
- 一五〇三 (文化三年) 六月十二日 新納久命申渡書
- 一五〇四 (文化三年) 六月 町田久視申渡書
- 一五〇五 (文化三年) 七月 松平信明書狀
- 一五〇六 (文化三年) 七月 六日 松平乗保書狀
- 一五〇七 (文化三年) 七月 六日 齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 一五〇八 (文化三年) 七月 六日 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
- 一五〇九 (文化三年) 七月廿六日 新納久命書狀
- 一五一〇 (文化三年) 七月廿六日 新納久命書狀





- 一五六〇 (文化十四年) 七月 六日 伊集院兼当書状
- 一五六一 (文化十四年) 七月 七日 伊集院兼当書状
- 一五六二 (文化十四年) 七月 八日 近藤隆左衛門口上手扣書并案文
- 一五六三 (文化十四年) 七月廿七日 早川兼備伺書
- 一五四の二 八月 七日 不断光院取立条書
- 一五四の三 八月 十日 伊集院兼当書状
- 一五四の四 八月 十日 伊集院兼当書状
- 一五六五 (文化十四年) 八月廿八日 寺社奉行届書
- (記事) 重豪、不断光院寺格ヲ上ゲ田禄ヲ増ス
- 一五六六 九月 島津久備証状
- 一五六七 (文化十四年) 九月 寺社奉行申渡書
- 一五六八 (文化十四年) 九月 七日 徳川家齊御内書
- 一五六九 (文化十四年) 九月 七日 松平乗保書状
- 一五七〇 (記事) 重豪国政ニ付重役ニ告諭ス
- 一五七一 (文化十四年) 九月 島津重豪達書
- 一五七二 (文化十四年) 十月 島津齊興達書
- 一五七三 (記事) 齊興国政ニ付一門・重役ニ告諭ス
- 一五七四 (文化十四年) 九月 島津重豪達書
- 一五七五 (文化十四年) 十月 島津齊興達書
- 一五七六 (文化十四年) 十月 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署申渡書
- 一五七七 (文化十四年) 十月 廿日 酒井忠進書状
- 一五七八 久光<sup>齊興</sup>系譜抄
- 一五七九 久光<sup>齊興</sup>系譜抄

- 一五八〇 (文化十四年) 十一月 三日 鎌田政興書状
- 一五八一 十二月十九日 新納久命返書
- 一五八二 (文化十四年) 十一月十二日 松平乗保書状
- 一五八三 齊宣溪山卜号ス
- 一五八四 (記事) 重豪、日新<sup>島津</sup>遠忌ヲ修ス
- 一五八五 (文化十四年) 十二月十五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一五八六 (文化十四年) 十二月十五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一五八七 (文化十四年) 十二月十五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一五八八 (文化十四年) 十二月十五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一五八九 (文化十四年) 十二月十五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一五九〇 (文化十四年) 十二月十五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一五九一 (文化十四年) 十二月十五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一五九二 (文化十四年) 十二月十五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一五九三 (文化十四年) 十二月十五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書状
- 一五九四 (文化十四年) 十二月十九日 青山忠裕書状
- 一五九五 (文化十四年) 十二月十九日 酒井忠進書状
- 一五九六 (文化十四年) 島津重豪書状
- 一五九七 (文化十四年) 島津重豪書状
- 一五九八 (文化十四年) 島津重豪書状
- 一五九九 (文化十四年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書
- 一六〇〇 (文化十四年) 十一月 三日 篠原善助書状
- 一六〇一 (文化十四年) 三月十九日 得能正助返書
- 一六〇二 (文化十五年) 一月 七日 酒井忠進書状
- 一六〇三 文化十五年 一月十一日 阿部正精書状
- 島津齊興吉書

- 一六〇四 (文化十五年) 一月十一日 酒井忠進書状  
一六〇五の一 二月 島津重豪達書  
一六〇五の二 二月 島津重豪達書  
一六〇五の三 四月 島津齊興添書  
一六〇六 (文化十五年) 二月 廿日 阿部正精書状  
一六〇七 (文化十五年) 二月廿五日 松平乘保書状  
一六〇八 (文化十五年) 二月廿七日 松平乘保書状  
一六〇九の一 二月廿七日 島津齊興願書  
一六〇九の二 二月廿八日 早川兼備屈書  
一六〇九の三 三月 六日 早川兼備屈書  
一六〇九の四 三月 六日 早川兼備屈書  
一六〇九の五 三月 六日 早川兼備屈書  
一六一〇 三月 六日 島津久備申渡書  
一六一一 (文化十五年) 三月 十日 松平乘保書状  
一六一二 (文化十五年) 三月 増上寺役者書状  
一六一三 (記事) 重豪、忠隆三百年忌ヲ修ス  
一六一四 (文化十五年) 五月 二日 徳川家齊御内書  
一六一五 (文化十五年) 五月 二日 松平乘保書状  
一六一六 (記事) 文政改元  
一六一七 (記事) 齊興參勤ス  
一六一八 (記事) 齊興參勤、左近衛中将ニ転任ス  
一六一九 (文化十五年) 五月廿四日 宜野灣朝祥起請文前書  
一六二〇 (文政元年) 六月廿一日 青山忠裕書状  
一六二一 (文政元年) 六月廿一日 酒井忠進書状  
一六二二 (文政元年) 六月廿八日 土井利厚書状  
一六二三 (文政元年) 七月 六日 酒井忠進書状  
一六二四 (文政元年) 七月 六日 阿部正精書状  
一六二五 (記事) 重豪江戸藩邸諸有司ヲ戒ム  
一六二六 (文政元年) 七月 島津重豪論達  
一六二七 (記事) 重豪江戸藩邸諸有司ヲ諭ス  
一六二八 (記事) 重豪、義弘二百年忌ヲ修ス  
一六二九 (記事) 齊興御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス  
一六三〇 (文政元年) 九月 二日 徳川家齊御内書  
一六三一 (文政元年) 九月 二日 酒井忠進書状  
一六三二 脇坂安菴統書  
一六三三 (文政元年) 十月 廿日 青山忠裕書状  
一六三四 (記事) 齊興官位昇進  
一六三五 (記事) 齊興官位昇進  
一六三六 (文政元年) 十二月十六日 島津齊興任左近衛權中将宣旨  
一六三七 (文政元年) 十二月十六日 島津齊興任左近衛權中将口宣案  
一六三八 (文政元年) 十二月十六日 島津齊興叙從四位上口宣案  
一六三九 上卿職事等書立  
一六四〇 (文政元年) 十二月十六日 島津齊興叙從四位上位記  
一六四一 (文政元年) 十二月十九日 大久保忠真書状  
一六四二 (文政元年) 十二月十九日 酒井忠進書状  
一六四三 (文政元年) 十二月十九日 川上久芳外三名<sup>名家</sup>連署書状  
一六四四 (文政元年) 十二月十九日 川上久芳外三名<sup>名家</sup>連署書状  
一六四五 (文政元年) 十二月十九日 川上久芳外三名<sup>名家</sup>連署書状  
一六四六 (文政元年) 十二月十九日 川上久芳外三名<sup>名家</sup>連署書状  
一六四七 (文政元年) 十二月十九日 川上久芳外三名<sup>名家</sup>連署書状

- 一六四八 (文政元年) 十二月十九日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一六四九 (文政元年) 十二月十九日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一六五〇 (文政元年) 十二月十九日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一六五一 (文政元年) 十二月十九日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一六五二 (文政元年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書
- 一六五三 (文政元年) 十二月廿九日 松平乗保書狀
- 一六五四 (文政二年) 一月 七日 松平乗保書狀
- 一六五五 (文政二年) 一月 七日 阿部正精書狀
- 一六五六 (文政二年) 一月十一日 島津齊興吉書
- 一六五七 (文政二年) 一月十一日 阿部正精書狀
- 一六五八 (文政二年) 一月十一日 松平乗保書狀
- 一六五九 (文政二年) (記事) 重豪、遠祖忠国ノ法事ヲ修ス
- 一六六〇 (文政二年) 珍之助<sup>齊興系譜抄</sup>
- 一六六一 (文政二年) 久昵<sup>重豪男</sup>有馬督純<sup>越前</sup>養子後違麥
- 一六六二 (文政二年) 二月 重豪、寿姫<sup>磯坂安丸</sup>養女トナス
- 一六六三 (文政二年) 二月 廿日 島津久昵<sup>重豪男</sup>養子違麥一件
- 一六六四 (文政二年) 二月 水野忠成書狀
- 一六六五 (文政二年) 二月 島津重豪願書
- 一六六六 (文政二年) (記事) 佐川消息
- 一六六七 (文政二年) 三月 重豪江戸ニテ國政ヲ介助シ、重役ヲ戒ム
- 一六六八 (文政二年) (記事) 島津齊興達書
- 一六六九 (文政二年) 三月 七日 老ニ命ズ 仁孝天皇女房奉書
- 一六七〇 (文政二年) 三月 島津齊興達書
- 一六七一 (文政二年) 土井利厚書狀
- 一六七二 (文政二年) (記事) 齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 一六七三 (文政二年) (記事) 齊興暇ヲ賜ハリ帰園ス
- 一六七四 (文政二年) 四月廿一日 玉城盛林起請文前書
- 一六七五 (文政二年) 四月廿一日 島津重豪内意書
- 一六七六 (文政二年) 瑞姫<sup>齊興系譜抄</sup>
- 一六七七 (文政二年) 四月廿四日 島津齊興内意書
- 一六七八 (文政二年) 四月 島津重豪内意書
- 一六七九 (文政二年) (記事) 重出米ノ賦課ヲ二年延長ス
- 一六八〇 (文政二年) 閏四月 島津重豪達書
- 一六八一 (文政二年) 五月 島津齊興達書
- 一六八二 (文政二年) 五月 徳川家齊御内書
- 一六八三 (文政二年) 五月 二日 酒井忠進書狀
- 一六八四 (文政二年) 五月廿八日 町田久視書狀
- 一六八五 (文政二年) 六月廿六日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署返書
- 一六八六 (文政二年) 五月廿八日 島津重豪願書
- 一六八七 (文政二年) 五月 島津重豪伺書
- 一六八八 (文政二年) 五月 島津重豪伺書
- 一六八九 (文政二年) 五月 晦日 島津重豪伺書
- 一六九〇 (文政二年) 六月 三日 水野忠成書狀
- 一六九一 (文政二年) 六月 三日 松平乗保書狀
- 一六九二 (文政二年) 六月 六日 登城令書
- 一六九三 (文政二年) 六月 六日 島津重豪拜謁次第書

一六九四 (記事) 重豪登營ス

一六九五 (文政二年) 六月十三日 町田久視書狀

一六九六 七月十三日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署返書

一六九七 六月 島津齊興論達

一六九八 (文政二年) 六月廿四日 大久保忠真書狀

一六九九 (文政二年) 七月 六日 水野忠成書狀

一七〇〇 (文政二年) 七月 六日 酒井忠進書狀

一七〇一 (文政二年) 七月 十日 町田久視書狀

一七〇二 六月 七日 島津重豪目見之節、上意書并座席圖

1703① (文政二年)

1703② 七月 十日 脇坂安重書狀

1704③ 町田久視書狀

1704④ 將軍上意書

1704⑤ 島津重豪論達

1705⑥ (文政二年) 六月 德川家齊御内書

1706⑦ (文政二年) 九月 七日 松平乘保書狀

1707⑧ (文政二年) 九月 七日 大久保忠真書狀

1708⑨ (文政二年) 十月 廿一日 酒井忠進書狀

1709⑩ (文政二年) 十月 廿二日 阿部正精書狀

1710⑪ 十一月 九日 町田久視書狀并有馬糺添狀

1711⑫ (文政二年) 十二月 二日 青山忠裕書狀

1712⑬ (文政二年) 十二月 十一日 大久保忠真書狀

1713⑭ (文政二年) 十二月 十一日 酒井忠進書狀

1714⑮ (文政二年) 十二月 廿五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

1715⑯ (文政二年) 十二月 廿五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

一七二六 (文政二年) 十二月 廿五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

一七二七 (文政二年) 十二月 廿五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

一七二八 (文政二年) 十二月 廿五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

一七二九 (文政二年) 十二月 廿七日 德川家齊御内書

一七三〇 (文政二年) 十二月 廿七日 酒井忠進書狀

一七三一 (文政二年) 十二月 廿八日 松平乘保書狀

一七三二 (文政三年) 一月 七日 酒井忠進書狀

一七三三 (文政三年) 一月 七日 水野忠成書狀

一七三四 (文政三年) 一月 十一日 島津齊興吉書

一七三五 (文政三年) 一月 十一日 水野忠成書狀

一七三六 (文政三年) 一月 十一日 酒井忠進書狀

一七三七 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス

一七三八 (記事) 齊興出府ニ際シ家老ニ令ス

一七三九 二月 島津齊興論達

一七四〇 (文政三年) 二月 廿日 土井利厚書狀

一七四一 二月 唯七郎<sup>行興</sup>系譜抄

一七四二 (文政三年) 五月 二日 德川家齊御内書

一七四三 (文政三年) 五月 二日 松平乘保書狀

一七四四 五月 二日 近衛基前薨去一件

一七四五 四月 廿一日 志岐正左衛門書狀

一七四六 四月 廿一日 近衛基前親類名書

一七四七 四月 廿二日 志岐正左衛門書狀

一七四八 四月 廿二日 近衛基前法号

一七四九 四月 廿七日 近衛基前中陰日割書

一七五〇 四月 廿七日 志岐正左衛門添狀

の七

四月廿三日

木村左兵衛尉・立野丹後守連署

一七五七

島津重豪書状

書状

一七五八(文政三年)

九月 七日

徳川家斉御内書

一七三五(文政三年)

六月十三日

大久保忠貞書状

一七五九(文政三年)

九月 七日

酒井忠進書状

一七三六(文政三年)

六月十三日

松平乗保書状

一七六〇(文政三年)

九月 七日

花さき外三名連署消息

一七三七

(記事)

重豪、貴久ノ遠忌法事ヲ修ス

一七六一(文政三年)

島津重豪書状

一七三八(文政三年)

六月廿四日

青山忠裕書状

一七六二(文政三年)

島津重豪書状

一七三九(文政三年)

七月 六日

土井利厚書状

一七六三(文政三年)

花崎外三名連署消息

一七四〇(文政三年)

七月 六日

酒井忠進書状

一七六四(文政三年)

島津重豪書状

一七四一

(記事)

重豪老年ニ及ビ國政介助ヲヤム

一七六五(文政三年)

島津重豪書状

一七四二

春姫<sup>齊草</sup>系譜抄

春姫<sup>齊草</sup>系譜抄

一七六六(文政三年)

(記事)

島津重豪書状

一七四三

春姫<sup>齊草</sup>系譜抄

春姫<sup>齊草</sup>系譜抄

一七六七

(記事)

齊興城中礼席ヲ定メラル

一七四四(文政三年)

八月

島津重豪論達

一七六八

(記事)

齊興城中礼席ヲ定メラル

一七四五(文政三年)

八月

島津重豪論達

一七六九(文政三年)

十月 廿日

水野忠成書状

一七四六(文政三年)

八月

島津重豪論達

一七七〇

十一月

町田久視申渡書

一七四七(文政三年)

八月

島津齊興論達

一七七一

幕府指図書

一七四八(文政三年)

八月

島津齊興論達

一七七二(文政三年)

十二月十一日

幕府指図書

一七四九(文政三年)

八月

島津齊興論達

一七七三(文政三年)

十二月十一日

松平乗保書状

一七五〇(文政三年)

八月

島津齊興論達

一七七四(文政三年)

十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老</sup>家連署書状

一七五二

八月十三日

早川兼備首尾書

一七七五(文政三年)

十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老</sup>家連署書状

一七五三(文政三年)

八月 朔日

幕府沙汰書

一七七六(文政三年)

十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老</sup>家連署書状

一七五四(文政三年)

九月 朔日

島津齊興尙書

一七七七(文政三年)

十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老</sup>家連署書状

一七五五(文政三年)

九月 三日

島津齊興書状

一七七八(文政三年)

十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老</sup>家連署書状

一七五六

島津重豪書状

一七七九(文政三年)

十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老</sup>家連署書状

- 一七八〇 (文政三年) 十二月十五日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一七八一 (文政三年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書
- 一七八二 (文政三年) 十二月廿七日 松平乗保書狀
- 一七八三 (文政四年) 一月 七日 島津桃次郎假養子縁組覚
- 一七八四 (文政四年) 一月 七日 大久保忠真書狀
- 一七八五 (文政四年) 一月 七日 酒井忠進書狀
- 一七八六 (文政四年) 一月十一日 大久保忠真書狀
- 一七八七 (文政四年) 一月十一日 酒井忠進書狀
- 一七八八 (文政四年) (記事) はな崎外三名連署消息
- 一七八九 (文政四年) 二月 廿日 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 一七九〇 (文政四年) 二月 廿日 大久保忠真書狀
- 一七九一 (記事) 齊彬元服ス
- 一七九二 (記事) 齊彬元服ス
- 一七九三 文政四年 二月 吉日 島津齊彬実名勘考
- 一七九四 (文政四年) 二月廿五日 水野忠成書狀
- 一七九五 (文政四年) 四月 新納久命申渡書
- の二 三月 五日 早川兼備屈書
- の三 三月 五日 早川兼備首尾書
- の四 三月 五日 市田義宜申渡書
- の五 四月 三日 島津齊彬元服次第
- 一七九六 (文政四年) 四月 三日 松平乗保書狀
- 一七九七 (記事) 重豪、忠久ノ遠忌法事ヲ修ス
- 一七九八 (記事) 齊興・松平定信ト共ニ一橋邸ニ招カル
- 一七九九 (文政四年) 五月 二日 徳川家齊御内書
- 一八〇〇 (文政四年) 五月 二日 酒井忠進書狀
- 一八〇一 (記事) 齊興帰國セザルヲ家老ニ令ス
- 一八〇二 五月 島津齊興諭達
- 一八〇三 五月 島津齊興諭達
- 一八〇四 六月廿二日 晴姫<sup>齊興養女</sup>系譜抄
- 一八〇五 (文政四年) 六月廿二日 阿部正精書狀
- 一八〇六 (文政四年) 六月廿二日 松平乗保書狀
- 一八〇七 (文政四年) 六月廿四日 阿部正精書狀
- 一八〇八 (文政四年) 七月 六日 青山忠裕書狀
- 一八〇九 (文政四年) 七月 六日 酒井忠進書狀
- 一八一〇 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 一八一一 (文政四年) 九月十一日 徳川家齊御内書
- 一八一二 (文政四年) 九月十一日 酒井忠進書狀
- 一八一三 (文政四年) 十月 廿日 土井利厚書狀
- 一八一四 (文政四年) 貢姫<sup>重豪養女</sup>縁組願一件
- 一八一五 (文政四年) 孝姫<sup>重豪養女</sup>縁組覚書
- 一八一六 (文政四年) 十二月 九日 町田久視外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一八一七 (文政四年) 十二月 九日 町田久視外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一八一八 (文政四年) 十二月 九日 町田久視外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一八一九 (文政四年) 十二月 九日 町田久視外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一八二〇 (文政四年) 十二月 九日 町田久視外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一八二一 (文政四年) 十二月 九日 町田久視外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一八二二 (文政四年) 十二月 九日 町田久視外三名<sup>老家</sup>連署書狀

- 一八二三 (文政四年) 十二月十六日 青山忠裕書狀
- 一八二四 (文政四年) 十二月十六日 松平乗保書狀
- 一八二五 (文政四年) 十二月廿七日 徳川家斉御内書
- 一八二六 (文政四年) 十二月廿七日 松平乗保書狀
- 一八二七 (文政五年) 一月 七日 大久保忠真書狀
- 一八二八 (文政五年) 一月 七日 酒井忠進書狀
- 一八二九 (文政五年) 一月十一日 大久保忠真書狀
- 一八三〇 (文政五年) 一月十一日 酒井忠進書狀
- 一八三一 (文政五年) 花さき外三名連署消息
- 一八三二 (文政五年) 島津重豪書狀
- 一八三三 (文政五年) 島津重豪書狀
- 一八三四 (文政五年) 花さき外三名連署消息
- 一八三五 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 一八三六 久珍齊重系譜抄
- 一八三七 齊興、家斉ノ左大臣敘任等ヲ賀ス
- 一八三八 (記事) 重豪、家斉等ノ昇任ヲ賀ス
- 一八三九 (文政五年) 三月 五日 青山忠裕書狀
- 一八四〇 (文政五年) 三月 五日 松平乗保書狀
- 一八四一 (記事) 重豪等、御台所ノ昇任ヲ賀ス
- 一八四二 (文政五年) 三月 九日 水野忠成書狀
- 一八四三 (文政五年) 三月 九日 松平乗保書狀
- 一八四四 (文政五年) 島津重豪書狀
- 一八四五 (記事) 重豪、立久ノ遠忌法事ヲ修ス
- 一八四六 斉興寛永寺火番ヲ勤ム
- 一八四七 (文政五年) 五月 二日 徳川家斉御内書
- 一八四八 (文政五年) 五月 二日 酒井忠進書狀
- 一八四九 文政五年 五月 九日 伊舎堂盛元起請文前書
- 一八五〇 文政五年 五月廿八日 島津久備証狀
- 一八五一 (文政五年) 島津重豪書狀
- 一八五二 (文政五年) 六月 七日 青山忠裕書狀
- 一八五三 (文政五年) 六月 七日 酒井忠進書狀
- 一八五四 (文政五年) 六月廿四日 水野忠成書狀
- 一八五五 (文政五年) 六月廿八日 大久保忠真書狀
- 一八五六 (文政五年) 六月廿八日 酒井忠進書狀
- 一八五七 (文政五年) 七月 六日 水野忠成書狀
- 一八五八 (文政五年) 七月 六日 松平乗保書狀
- 一八五九 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
- 一八六〇 (記事) 重豪吹上庭ノ観遊ヲ許サル
- 一八六一 (記事) 重豪吹上庭ノ観遊ヲ許サル
- 一八六二 (記事) 重豪吹上庭ヲ観遊ス
- 一八六三 幕府指圖書
- 一八六四 (文政五年) 九月 朔日 島津斉興書狀
- 一八六五 (文政五年) 九月 二日 島津斉興同書并例書
- 一八六六 (文政五年) 九月 二日 島津斉興同書
- 一八六七 (文政五年) 九月 七日 徳川家斉御内書
- 一八六八 (文政五年) 九月 七日 松平乗保書狀
- 一八六九 (文政五年) 九月十一日 島津斉興書狀
- 一八七〇 (文政五年) 九月十一日 島津斉興屈書
- 一八七一 (文政五年) 一橋治済芝邸訪問一件
- 一八七二 (文政五年) 九月廿九日 上野帯刀書狀



- 一八七三 十月廿九日 川上久芳外二名家連署返書
- 一八七四 (文政五年) 十月十一日 幕府指図書
- 一八七五 吹上庭観遊一件
- の一 (文政五年) 十月十一日 幕府指図書
- の二 観遊覚書
- の三 観遊道順書
- の四 諸御茶屋飾付覚
- の五 扨領物覚
- の六 (文政五年) 献立覚
- 一八七六 (文政五年) 十月十四日 早川兼備首尾書
- 一八七七 (文政五年) 十月十四日 九鬼隆四書状
- 一八七八 (記事) 重豪、勝久ノ遠忌法事ヲ修ス
- 一八七九 (文政五年) 十月十七日 町田久視書状
- 一八八〇 十一月廿二日 川上久芳外二名家連署返書
- 一八八一 (文政五年) 十月 廿日 大久保忠真書状
- 一八八二 家老座申渡書
- 一八八三 (文政五年) 十一月廿九日 町田久視書状
- 一八八四 十二月廿八日 川上久芳外二名家連署返書
- 一八八五 (文政五年) 十二月 九日 川上久芳外二名家連署書状
- 一八八六 (文政五年) 十二月 九日 川上久芳外二名家連署書状
- 一八八七 (文政五年) 十二月 九日 川上久芳外二名家連署書状
- 一八八八 (文政五年) 十二月 九日 川上久芳外二名家連署書状
- 一八八九 (文政五年) 十二月 九日 川上久芳外二名家連署書状
- 一八九〇 (文政五年) 十二月 九日 川上久芳外二名家連署書状
- 一八九一 (文政五年) 十二月 九日 川上久芳外二名家連署書状
- 一八九二 (文政五年) 十二月 九日 川上久芳外二名家連署書状
- 一八九三 (文政五年) 十二月十六日 阿部正精書状
- 一八九四 (文政五年) 十二月十六日 酒井忠進書状
- 一八九五 (文政五年) 十二月十八日 島津斉興願書
- 一八九六 (文政五年) 十二月十八日 島津斉清願書
- 一八九七 (文政五年) 十二月十八日 黒田斉清願書
- 一八九八 (文政五年) 十二月十八日 黒田斉清願書
- 一八九九 (文政五年) 十二月十八日 島津重豪日次記
- 一八九七 (文政五年) 十二月廿六日 島津斉興并黒田斉清届書
- 一八九八 (文政五年) 島津重豪覚書
- 一八九九 (文政五年) 吹上庭扨見内祝能組
- の二 十二月廿九日 上野帯刀書状
- の三 十二月十七日 本田久米右衛門首尾書
- の四 十二月十八日 野崎良右衛門首尾書
- の五 十二月廿六日 野崎良右衛門首尾書
- 十二月廿七日 徳川家斉御内書
- 十二月廿七日 酒井忠進書状
- 十二月廿七日 島津重豪書状
- 十二月廿七日 島津重豪書状
- 十二月廿七日 大久保忠真書状
- 一月 七日 松平乗保書状
- 一月 七日 島津桃次郎名字状請取書
- 一月 十一日 島津斉興吉書
- 一月 十一日 大久保忠真書状

- 一九〇九 (文政六年) 島津重豪寛書  
 一月十八日 松平乗保書状  
 一九一〇 (文政六年) 島津桃次郎道具請取書  
 一九一一 (文政六年) 花さき外三名連署消息  
 一九一二 (文政六年) 花さき外三名連署消息  
 一九一三 (文政六年) 島津重豪書状  
 一九一四 (文政六年) 島津重豪書状  
 一九一五 (文政六年) 島津重豪書状  
 一九一六 (文政六年) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス  
 (記事)  
 二月廿二日 阿部正精書状  
 一九一七 (文政六年) 島津重豪日次記  
 一九一八 (文政六年) 酒井忠進書状  
 一九一九 (文政六年) 齊興帰国ス  
 (記事)  
 三月十二日 重豪神田橋邸ニテ御台所ニ謁ス  
 (記事)  
 一九二一 幕府老中指図書  
 一九二二 (文政六年) 三月 島津重豪書状  
 一九二三 (文政六年) 花町消息  
 一九二四 (文政六年) 三月十八日 島津重豪書状  
 一九二五 (文政六年) 島津重豪書状  
 一九二六 (文政六年) 島津重豪書状  
 一九二七 (文政六年) 島津重豪神田橋邸伺候次第  
 一九二八 (文政六年) 献上物并拝領物等品書上  
 一九二九 (文政六年) 島津重豪書状  
 一九三〇 (文政六年) 早川兼備伺書  
 一九三一 (文政六年) 島津重豪書状  
 一九三二 (文政六年) 齊興帰国前在國家老ニ令ス  
 (記事)  
 一九三三 島津齊興諭達  
 三月 一九三三の二
- 一九三三の二 三月 島津齊興諭達  
 一九三四 (記事) 齊宣和歌百首ヲ詠ズ  
 一九三五 (文政六年) 四月 朔日 九鬼隆徳書状  
 一九三六 (文政六年) 四月 二日 上野帯刀書状  
 一九三七 五月廿九日 川上久芳外二名<sup>家老</sup>連署返書  
 一九三八 四月 島津久備申渡書  
 一九三九 (文政六年) 島津重豪書状  
 一九四〇 (文政六年) 島津重豪招宴囃子組書上  
 一九四一 (文政六年) 島津重豪招請客名書  
 一九四二 (文政六年) 五月 二日 徳川家齊御内書  
 一九四三 (文政六年) 五月 二日 松平乗保書状  
 一九四四 文政六年 五月十二日 羽地朝美起請文前書  
 一九四五 夙之丞<sup>齊宣系譜抄</sup>  
 一九四六 (文政六年) 六月十八日 松平乗寛書状  
 一九四七 (文政六年) 六月十八日 酒井忠進書状  
 一九四八 (文政六年) 六月廿四日 松平乗寛書状  
 一九四九 (文政六年) 七月 八日 青山忠裕書状  
 一九五〇 (文政六年) 七月 六日 松平乗保書状  
 一九五一 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス  
 一九五二 (文政六年) 九月 七日 徳川家齊御内書  
 一九五三 (文政六年) 九月 七日 酒井忠進書状  
 一九五四 (文政六年) 十月 廿日 青山忠裕書状  
 一九五五 十一月十七日 橋口今彦覚書  
 一九五六 (文政六年) 鷹祥領次第  
 一九五七 (文政六年) 十二月十八日 水野忠成書状

一九三三の二

三月

一九三三の二

三月

十二月十八日

- 一九五八 (文政六年) 十二月十八日 酒井忠進書狀
- 一九五九 (記事) 重豪、義天久ノ遠忌法事ヲ修ス
- 一九六〇 (文政六年) 十二月廿四日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一九六一 (文政六年) 十二月廿四日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一九六二 (文政六年) 十二月廿四日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一九六三 (文政六年) 十二月廿四日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一九六四 (文政六年) 十二月廿四日 川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 一九六五 (文政六年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書
- 一九六六 (文政六年) 十二月廿七日 松平乗保書狀
- 一九六七 (文政七年) 一月七日 松平乗寛書狀
- 一九六八 (文政七年) 一月七日 松平乗保書狀
- 一九六九 (文政七年) 一月十一日 島津齊興吉書
- 一九七〇 一月 島津齊興論達
- 一九七一 (文政七年) 一月十一日 松平乗寛書狀
- 一九七二 (文政七年) 一月十一日 松平乗保書狀
- 一九七三 (記事) 重豪八十歳ノ賀宴ヲ催ス
- 一九七四 島津重豪八十寿賀祝賀詩歌
- 一九七五 (文政七年) 島津重豪八十寿賀拜領物并諸家贈品書上
- 一九七六 (文政七年) 島津重豪年賀祝贈答品書上
- 一九七七 (文政七年) 花崎外三名連署消息
- 一九七八 (記事) 齊興參勤ニ際シ家臣ヲ戒ム
- 一九七九 (記事) 齊興參勤ス
- 一九八〇 (文政七年) 島津重豪年賀祝能組明細
- 一九八一 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拜領ス
- 一九八二 (文政七年) 二月 廿日 水野忠成書狀
- 一九八三 (文政七年) 島津重豪年賀祝贈答品書上
- 一九八四 (記事) 重豪神田橋邸ニテ御台所ニ謁見ス
- 一九八五 (文政七年) 三月 幕府指図書
- 一九八六 (文政七年) 島津重豪神田橋邸伺候記
- 一九八七 (文政七年) 島津重豪書狀
- 一九八八 (文政七年) 島津重豪書狀
- 一九八九 (文政七年) 島津重豪書狀
- 一九九〇 (文政七年) 島津重豪神田橋邸伺候ノ節献上品書上
- 一九九一 (文政七年) 三月十八日 島津齊興伺書
- 一九九二 (文政七年) 三月十八日 島津齊興伺書
- 一九九三 (文政七年) 三月廿八日 島津齊興伺書
- 一九九四 (文政七年) 三月廿八日 九鬼隆因書狀
- 一九九五 (文政七年) 四月 三日 上野帶刀書狀
- 一九九六 五月 二日 川上久芳外三名連署返書
- 一九九七 島津重豪覺書
- 一九九八 (記事) 齊興慶賀ノ席ノ特恩ヲ受ク
- 一九九九 (文政七年) 五月 二日 徳川家齊御内書
- 二〇〇〇 (文政七年) 五月 二日 酒井忠進書狀
- 二〇〇一 (文政七年) 五月十三日 池城安昆起請文前書
- 二〇〇二 (文政七年) 六月廿四日 松平輝延書狀
- 二〇〇三 (文政七年) 六月廿七日 大久保忠真書狀
- 二〇〇四 (文政七年) 六月廿七日 松平乗保書狀

二〇〇五 (文政七年) 七月 六日 松平乘寛書狀  
 二〇〇六 (文政七年) 七月 六日 酒井忠進書狀  
 二〇〇七 (記事) 英人宝島ノ牛ヲ奪取ス  
 二〇〇八 (記事) 英人宝島ノ牛ヲ奪取ス  
 二〇〇九 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拜領ス  
 二〇一〇 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拜領ス  
 二〇一一 (記事) 齊興夫人卒ス  
 二〇一二 (文政七年) 九月 七日 信八郎齊直系譜抄  
 二〇一三 (文政七年) 九月 七日 德川家齊御内書  
 二〇一四 (文政七年) 九月 七日 松平乗保書狀  
 二〇一五 (記事) 島津齊興伺書并献上品例書  
 二〇一六 (記事) 重豪、齊彬ノ初登城ヲ礼謝ス  
 二〇一七 (文政七年) 十月 廿六日 齊彬始メテ登城ス  
 二〇一八 (記事) 大久保忠真書狀  
 二〇一九 (文政七年) 十一月 廿一日 重豪、忠宗五百年忌ヲ修ス  
 二〇二〇 (文政七年) 十一月 廿一日 重豪、忠方元服ノ恩ヲ謝ス  
 二〇二一 (文政七年) 十一月 六日 德川家齊一字狀  
 二〇二二 (文政七年) 十一月 六日 島津齊彬実名勘考  
 二〇二三 (文政七年) 十二月 六日 青山忠裕書狀  
 二〇二四 (文政七年) 十二月 六日 酒井忠進書狀  
 二〇二五 (文政七年) 十二月 十五日 野むら外四名連署消息  
 二〇二六 (文政七年) 十二月 十五日 島津久風外二名家老連署書狀  
 二〇二七 (文政七年) 十二月 十五日 島津久風外二名家老連署書狀  
 二〇二八 (文政七年) 十二月 十五日 島津久風外二名家老連署書狀  
 二〇二九 (文政七年) 十二月 十五日 島津久風外二名家老連署書狀

二〇三〇 (文政七年) 十二月 十五日 島津久風外二名家老連署書狀  
 二〇三一 (記事) 齊興御鷹ノ鶴ヲ拜領ス  
 二〇三二 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拜領ス  
 二〇三三 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拜領ス  
 二〇三四 (文政七年) 十二月 廿六日 島津齊彬任侍從宣旨  
 二〇三五 (文政七年) 十二月 廿六日 島津齊彬任侍從宣旨  
 二〇三六 (文政七年) 十二月 廿六日 島津齊彬叙從四位下位記  
 二〇三七 (文政七年) 十二月 廿六日 島津齊彬叙從四位下位宣案  
 二〇三八 (文政七年) 十二月 廿六日 島津齊彬叙從五位下位宣案  
 二〇三九 (文政七年) 十二月 廿六日 島津齊彬叙從五位下位宣案  
 二〇四〇 (文政七年) 十二月 廿六日 上卿職事等書立  
 二〇四一 (文政八年) 一月 七日 島津齊彬任兵庫頭宣旨  
 二〇四二 (文政八年) 一月 七日 島津齊彬叙從五位下位記  
 二〇四三 (文政八年) 一月 十一日 飛鳥井雅光紫組冠懸免許狀  
 二〇四四 (文政八年) 一月 十一日 德川家齊御内書  
 二〇四五 (文政八年) 一月 十一日 酒井忠進書狀  
 二〇四六 (文政八年) 一月 十一日 酒井忠進書狀  
 二〇四七 (記事) 松平輝延書狀  
 二〇四八 (記事) 酒井忠進書狀  
 二〇四九 (文政八年) 二月 廿二日 瀬やま外三名連署消息  
 二〇五〇 (記事) 重豪、郁姬齊興ノ成婚ヲ謝ス

- 二〇五〇 文政八年 二月廿八日 仁孝天皇女房奉書
- 二〇五一 (文政八年) 三月廿一日 松平乗保書狀
- 二〇五二 (文政八年) 三月廿一日 水野忠精書狀
- 二〇五三 (記事) 重豪、師久ノ法事ヲ修ス
- 二〇五四 (文政八年) 島津重豪覚書
- 二〇五五 (文政八年) 四月 十日 川上久芳申渡書
- 二〇五六 六月十五日 島津久風外二名家連署返書
- 二〇五七 四月十五日 町田久視申渡書
- 二〇五八 (文政八年) 四月廿八日 松平乗保書狀
- 二〇五九 (文政八年) 五月 二日 徳川家齊御内書
- 二〇六〇 (文政八年) 五月 二日 酒井忠進書狀
- 二〇六一 (文政八年) 島津重豪覚書
- 二〇六二 (文政八年) 六月十一日 大久保忠真書狀
- 二〇六三 (文政八年) 六月十一日 松平乗保書狀
- 二〇六四 (文政八年) 六月廿四日 青山忠裕書狀
- 二〇六五 (文政八年) 七月 六日 松平乗寛書狀
- 二〇六六 (文政八年) 七月 六日 酒井忠進書狀
- 二〇六七 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
- 二〇六八 (記事) 齊興宝島ノ諸士ノ功ヲ賞ス
- 二〇六九 (文政八年) 九月 七日 徳川家齊御内書
- 二〇七〇 (文政八年) 九月 七日 酒井忠進書狀
- 二〇七一 (記事) 重豪不断光院ヲ再興ス
- 二〇七二 島津重豪実名・花押札
- 二〇七三 増上寺大僧正法文札
- 二〇七四 (文政八年) 十月 家老座達書
- 二〇七五 (文政八年) 十月 廿日 大久保忠真書狀
- 二〇七六 文政八年 十月廿八日 島津久風外三名家老連署知行目錄
- 二〇七七 十一月 朔日 川上久馬申渡書
- 二〇七八 十一月 町田久視申渡書
- 二〇七九 (記事) 齊彬御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 二〇八〇 (文政八年) 十二月十五日 島津久風外三名家老連署書狀
- 二〇八一 (文政八年) 十二月十五日 島津久風外三名家老連署書狀
- 二〇八二 (文政八年) 十二月十五日 島津久風外三名家老連署書狀
- 二〇八三 (文政八年) 十二月十五日 島津久風外三名家老連署書狀
- 二〇八四 (文政八年) 十二月十五日 島津久風外三名家老連署書狀
- 二〇八五 (文政八年) 十二月十五日 島津久風外三名家老連署書狀
- 二〇八六 (文政八年) 十二月十五日 島津久風外三名家老連署書狀
- 二〇八七 (文政八年) 十二月十五日 島津久風外三名家老連署書狀
- 二〇八八 (文政八年) 十二月十五日 島津久風外三名家老連署書狀
- 二〇八九 (文政八年) 十二月十五日 島津久風外三名家老連署書狀
- 二〇九〇 (文政八年) 十二月十五日 島津久風外三名家老連署書狀
- 二〇九一 (文政八年) 十二月十五日 川上久芳外二名家老連署書狀
- 二〇九二 (文政八年) 十二月十六日 青山忠裕書狀
- 二〇九三 (文政八年) 十二月十六日 松平乗保書狀
- 二〇九四 (文政八年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書
- 二〇九五 (文政八年) 十二月廿七日 松平乗保書狀
- 二〇九六 (文政八年) 十二月廿八日 松平乗保書狀
- 二〇九七 文政八年 晦日 島津久風外三名家老連署達書
- 二〇九八 (文政九年) 一月 七日 大久保忠真書狀
- 二〇九九 (文政九年) 一月 七日 酒井忠進書狀

- 二二〇〇 文政九年 一月十一日 島津齊興古書
- 二二〇一 (文政九年) 一月十一日 大久保忠貞書狀
- 二二〇二 (文政九年) 一月十一日 酒井忠進書狀
- 二二〇三 (記事) 齊興參勤ス
- 二二〇四 (記事) 齊興參勤ス
- 二二〇五 (文政九年) 島津重豪覺書
- 二二〇六 (文政九年) たき山外三名連署消息
- 二二〇七 (文政九年) 滝山外三名連署消息
- 二二〇八 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス  
重豪、忠久ノ六百年忌法事ヲ修ス
- 二二〇九 (文政九年) 二月 廿日 松平乘寬書狀
- 二二一〇 (文政九年) 三月 五日 北郷久珉書狀
- 二二一一 四月 四日 島津久風外二名家<sup>老家</sup>連署返書
- 二二一二 二月十一日 猪飼尚敏書狀
- 二二一三 (記事) 齊興參府ス
- 二二一四 (文政九年) 島津重豪覺書
- 二二一五 (文政九年) 四月 幕府指図書
- 二二一六 (文政九年) 四月廿一日 島津重豪届書
- 二二一七 (文政九年) 島津重豪書狀
- 二二一八 (文政九年) 島津重豪書狀
- 二二一九 (文政九年) 島津重豪覺書
- 二二二〇 (文政九年) 四月廿八日 酒井忠進書狀
- 二二二一 (文政九年) 五月 二日 徳川家齊御内書
- 二二二二 (文政九年) 五月 二日 酒井忠進書狀
- 二二二三 (文政九年) 六月十九日 松平乘寬書狀
- 二二二四 (文政九年) 六月十九日 酒井忠進書狀
- 二二二五 (文政九年) 六月廿四日 水野忠成書狀
- 二二二六 (文政九年) 七月 六日 水野忠成書狀
- 二二二七 (文政九年) 七月 六日 酒井忠進書狀
- 二二二八 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
- 二二二九 (文政九年) たき山外三名連署消息
- 二二三〇 文政九年 八月十一日 島津久風・北郷久珉<sup>老家</sup>連署申渡書
- 二二三一 (記事) 齊興御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
- 二二三二 (文政九年) 八月廿三日 青山忠裕書狀
- 二二三三 (文政九年) 八月廿三日 酒井忠進書狀
- 二二三四 (文政九年) 九月 七日 徳川家齊御内書
- 二二三五 (文政九年) 九月 七日 酒井忠進書狀
- 二二三六 (文政九年) 十月 廿日 青山忠裕書狀
- 二二三七 (文政九年) 十一月 朔日 大久保忠貞書狀
- 二二三八 (文政九年) 十一月 朔日 酒井忠進書狀
- 二二三九 (記事) 齊興、齊彬ノ婚姻ヲ拝謝ス
- 二二四〇 (文政九年) 島津重豪覺書
- 二二四一 (文政九年) 十一月廿八日 青山忠裕書狀
- 二二四二 (文政九年) 十二月十五日 島津久風外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 二二四三 (文政九年) 十二月十五日 島津久風外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 二二四四 (文政九年) 十二月十五日 島津久風外三名<sup>老家</sup>連署書狀
- 二二四五 (文政九年) 十二月十八日 青山忠裕書狀
- 二二四六 (文政九年) 十二月十八日 酒井忠進書狀
- 二二四七 (文政九年) むめ田外五名連署消息
- 二二四八 (文政九年) 滝山外三名連署消息

二二四九	(文政九年)	十二月廿七日	徳川家斉御内書	二二七四	(文政十年)	閏六月 三日	酒井忠進書狀
二二五〇	(文政九年)	十二月廿七日	酒井忠進書狀	二二七五			知姫 <small>齊實</small> 系譜抄
二二五一	(文政九年)	十二月廿八日	酒井忠進書狀	二二七六	(文政十年)	七月 六日	大久保忠真書狀
二二五二	(文政十年)	一月 七日	大久保忠真書狀	二二七七	(文政十年)	七月 六日	松平康任書狀
二二五三	(文政十年)	一月 七日	酒井忠進書狀	二二七八	(文政十年)	七月廿四日	植村家長書狀
二二五四	文政十年	一月十一日	島津斉興吉書	二二七九		八月	川上久芳申渡書
二二五五	(文政十年)	一月十一日	大久保忠真書狀	二二八〇	(文政十年)	九月 七日	徳川家斉御内書
二二五六	(文政十年)	一月十一日	酒井忠進書狀	二二八一	(文政十年)	十月、 七月	酒井忠進書狀
二二五七	(文政十年)		滝山外三名連署消息	二二八二	(文政十年)	九月廿五日	町田久視申渡書
二二五八	(文政十年)		滝山外三名連署消息	二二八三	(文政十年)	十月 廿日	松平康任書狀
二二五九	(文政十年)	二月廿四日	島津重豪伺書并例書	二二八四			鶴首茶入由緒調書
二二六〇	(文政十年)	三月廿八日	大久保忠真書狀	の二	(享保六年)	十月十四日	小納戸役書狀
二二六一			(記事)	の二	(享保六年)	六月十五日	鍋倉固阿弥書狀
二二六二			重豪、將軍父子ノ叙任ヲ賀ス	の三	(享保六年)	七月 三日	愛甲嘉阿弥・鍋倉固阿弥連署書狀
二二六三	(文政十年)	四月十三日	青山忠裕書狀	の四	(享保六年)	七月	島津久當書狀
二二六四	(文政十年)	四月十三日	酒井忠進書狀	二二八五	(文政十年)	十一月廿八日	大久保忠真書狀
二二六五			(記事)	二二八六		十二月	町田久視申渡書
二二六六			(記事)	二二八七		十一月	北郷久珉申渡書
二二六七		四月廿二日	島津斉興伺書并幕府指図書	二二八八	(文政十年)	十二月 七日	青山忠裕書狀
二二六八	(文政十年)	四月廿八日	酒井忠進書狀	二二八九	(文政十年)	十二月 七日	酒井忠進書狀
二二六九	(文政十年)	五月 三日	徳川家斉御内書	二二九〇	(文政十年)		島津重豪書
二二七〇	(文政十年)	五月 三日	植村家長書狀	二二九一	(文政十年)	十二月十五日	島津久風外二名家老連署書狀
二二七一	文政十年	五月十一日	座喜味盛珍起請文前書	二二九二	(文政十年)	十二月十五日	島津久風外二名家老連署書狀
二二七二	(文政十年)	六月廿八日	松平乘寛書狀	二二九三	(文政十年)	十二月十五日	島津久風外二名家老連署書狀
二二七三	(文政十年)	閏六月 三日	水野忠成書狀				

- 二一九四 (文政十年) 十二月十五日 島津久風外二名家老連署書狀  
 二一九五 (文政十年) 十二月十五日 島津久風外二名家老連署書狀  
 二一九六 (文政十年) 十二月十五日 島津久風外二名家老連署書狀  
 二一九七 (文政十年) 十二月廿七日 徳川家斉御内書  
 二一九八 (文政十年) 十二月廿七日 植村家長書狀  
 二一九九 (文政十年) 十二月廿八日 植村家長書狀  
 二二〇〇 (文政十年) 一月 七日 松平康任書狀  
 二二〇一 (文政十年) 一月 七日 大久保忠真書狀  
 二二〇二 (文政十年) 一月 十一日 滝やま外三名連署消息  
 二二〇三 (文政十年) 一月十三日 松平康任書狀  
 二二〇四 (文政十年) 一月十三日 植村家長書狀  
 二二〇五 (文政十年) 一月廿一日 水野忠成書狀  
 二二〇六 (文政十年) 一月廿五日 植村家長書狀  
 二二〇七 (文政十年) 一月廿五日 安山大中寺住職トナリ重豪ノ寿像ヲ福昌寺ニ安置ス  
 二二〇八 (文政十年) (記事) 齊興、重豪ノ寿像ヲ代拝セシム  
 二二〇九 (文政十年) 滝山外三名連署消息  
 二二一〇 (文政十年) たき山外三名連署消息  
 二二一一 (文政十年) 二月廿六日 水野忠成書狀  
 二二一二 (文政十年) 二月 島津久風外四名名家老連署申渡書  
 二二一三 (文政十年) 二月 島津久風外四名名家老連署申渡書  
 二二一四 (文政十年) 二月 安山大中寺請書  
 二二一五 (文政十年) 四月 島津久風申渡書  
 二二一六 (文政十年) (記事) 重豪、家祥ノ元服被任ヲ賀ス  
 二二一七 (文政十年) 四月十五日 水野忠成書狀  
 二二一八 (文政十年) 四月十五日 牧野忠精書狀  
 二二一九 (文政十年) 四月廿八日 牧野忠精書狀  
 二二二〇 (文政十年) 五月 三日 徳川家斉御内書  
 二二二一 (文政十年) 五月 三日 牧野忠精書狀  
 二二二二 (文政十年) 五月 八日 与那原良綱起請文前書  
 二二二三 (文政十年) 五月十二日 中山王尚育起請文前書  
 二二二四 (文政十年) 六月十一日 松平康任書狀  
 二二二五 (文政十年) 六月十一日 牧野忠精書狀  
 二二二六 (文政十年) 六月廿四日 青山忠裕書狀  
 二二二七 (文政十年) 七月 六日 大久保忠真書狀  
 二二二八 (文政十年) 七月 六日 植村家長書狀  
 二二二九 (文政十年) 七月 六日 たき山外三名連署消息  
 二三三〇 (文政十年) (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス  
 二三三一 (文政十年) 九月 七日 徳川家斉御内書  
 二三三二 (文政十年) 九月 七日 牧野忠精書狀  
 二三三三 (文政十年) 九月 七日 佐川消息  
 二三三四 (文政十年) 滝山外三名連署消息  
 二三三五 (文政十年) 佐川消息  
 二三三六 (文政十年) 佐川消息  
 二三三七 (文政十年) 佐川消息  
 二三三八 (文政十年) 十月 廿日 大久保忠真書狀  
 二三三九 (文政十年) 島津重豪寛書  
 二三四〇 (文政十年) 佐川消息  
 二三四一 (文政十年) 佐川消息  
 二三四二 (文政十年) 十一月廿八日 松平乗寛書狀



- 二二四三 (文政十年) 佐川消息  
 二二四四 (文政十年) 十二月十一日 松平康任書狀 (記事)  
 二二四五 (文政十年) 十二月十一日 牧野忠精書狀 (記事)  
 二二四六 (文政十年) 島津重豪書狀  
 二二四七 島津重豪覺書  
 二二四八 (文政十年) 十二月十五日 島津久風外三名老連署書狀 (記事)  
 二二四九 (文政十年) 十二月十五日 島津久風外三名老連署書狀  
 二二五〇 (文政十年) 十二月十五日 島津久風外三名老連署書狀  
 二二五一 (文政十年) 十二月十五日 島津久風外三名老連署書狀 (記事)  
 二二五二 (文政十年) 十二月十五日 島津久風外三名老連署書狀  
 二二五三 (文政十年) 十二月十五日 島津久風外三名老連署書狀  
 二二五四 (文政十年) 十二月十五日 島津久風外三名老連署書狀  
 二二五五 (文政十年) 十二月十五日 島津久風外三名老連署書狀  
 二二五六 (文政十年) 島津重豪書狀  
 二二五七 (文政十年) 十二月廿七日 徳川家齊御内書  
 二二五八 (文政十年) 十二月廿七日 牧野忠精書狀  
 二二五九 (文政十年) 十二月廿八日 牧野忠精書狀 (記事)  
 二二六〇 (文政十年) 一月 七日 松平乘寬書狀  
 二二六一 (文政十年) 一月 七日 牧野忠精書狀  
 二二六二 (文政十年) 一月 七日 たき山外三名連署消息  
 二二六三 (文政十年) 佐川消息并覺書  
 二二六四 (文政十年) 一月十一日 島津齊興吉書  
 二二六五 (文政十年) 一月十一日 松平乘寬書狀  
 二二六六 (文政十年) 一月十一日 牧野忠精書狀  
 二二六七 (文政十年) 島津重豪覺書  
 二二六八 (文政十年) 十二月十一日 たき山外三名連署消息  
 二二六九 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス (記事)  
 二二七〇 齊興、重豪女種姫ノ成婚ヲ幕府ニ告グ (記事)  
 二二七一 (文政十年) 二月廿二日 鹿府木屋町ヲ金牛町ト改名ス  
 二二七二 松平乘寬書狀  
 二二七三 寵姫齊宣系譜抄  
 二二七四 (文政十年) 二月 八日 重豪、種姫ノ成婚ヲ幕府ニ告グ  
 二二七五 (文政十年) 二月 島津齊興屈書并種姫婚姻次第  
 二二七六 重豪木屋町ヲ金牛町ト改名ス (記事)  
 二二七七 (文政十年) たき山外三名連署消息  
 二二七八 (文政十年) 佐川消息并覺書  
 二二七九 (文政十年) 四月廿八日 水野忠邦書狀  
 二二八〇 (文政十年) 五月 二日 徳川家齊御内書  
 二二八一 (文政十年) 五月 二日 水野忠邦書狀  
 二二八二 (文政十年) 佐川消息  
 二二八三 (文政十年) 佐川消息  
 二二八四 重豪、徳川家綱ノ法事ニ献銀ス (記事)  
 二二八五 (文政十年) 滝山外三名連署消息  
 二二八六 (文政十年) 六月廿一日 松平乘寬書狀  
 二二八七 (文政十年) 六月廿一日 水野忠邦書狀  
 二二八八 (文政十年) 六月廿四日 松平康任書狀  
 二二八九 (文政十年) 滝山外三名連署消息  
 二二九〇 島津久風中渡書  
 二二九一 (文政十年) 七月 六日 水野忠成書狀  
 二二九二 (文政十年) 七月 六日 水野忠邦書狀

二二九三(文政十年)

佐川消息

二二一八(文政十年)十一月廿九日

松平乘寛書狀

二二九四(文政十年)

たき山外三名連署消息

二二一九(文政十年)十一月廿九日

牧野忠精書狀

二二九五(文政十年)

たき山外三名連署消息

二二三〇(文政十年)十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

二二九六

菊三郎<sup>齊形</sup>系譜抄

二二三二(文政十年)十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

二二九七

菊三郎系譜抄

二二三三(文政十年)十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

二二九八(文政十年)

八月 四日

青山忠裕書狀

二二三四(文政十年)十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

二二九九(文政十年)

八月 四日

水野忠邦書狀

二二三五(文政十年)十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

二三〇〇

(記事)

重豪御鷹ノ雲雀ヲ持領ス  
滝やま外三名連署消息

二二三六(文政十年)十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

二三〇一(文政十年)

佐川消息

二二三七(文政十年)十二月十五日

川上久芳外三名<sup>老家</sup>連署書狀

二三〇二(文政十年)

佐川消息

二二三八(文政十年)十二月十六日

水野忠成書狀

二三〇三(文政十年)

佐川消息

二二三九(文政十年)十二月十六日

水野忠邦書狀

二三〇四(文政十年)

佐川消息

二二三〇(文政十年)

たき山外三名連署消息

二三〇五(文政十年)

佐川消息

二三三一(文政十年)

佐川消息

二三〇六(文政十年)

九月 七日

徳川家齊御内書

二三三二(文政十年)

野むら外三名連署消息

二三〇七(文政十年)

九月 七日

牧野忠精書狀

二三三三(文政十年)

徳川家齊御内書

二三〇八(文政十年)

佐川消息

二三三四(文政十年)十二月廿七日

水野忠邦書狀

二三〇九(文政十年)

滝山外三名連署消息

二三三五(文政十年)十二月廿八日

水野忠邦書狀

三三一〇(文政十年)

九月廿一日

水野忠成書狀

二三三六(文政十年)一月 七日

青山忠裕書狀

三三一一(文政十年)

九月廿一日

水野忠邦書狀

二三三七(文政十年)一月 七日

牧野忠精書狀

三三一二(文政十年)

佐川消息

二三三八(文政十年)一月十一日

青山忠裕書狀

三三一三(文政十年)

佐川消息

二三三九(文政十年)一月十一日

牧野忠精書狀

三三一四(文政十年)

佐川消息

二三四〇

(記事)

重豪千眼寺ニ観音堂ヲ造営ス

三三一五(文政十年)

十月廿二日

水野忠成書狀

二三四一

千眼寺仏殿棟札

三三一六(文政十年)

佐川消息

二三四二

宜野灣朝昆起請文前書

三三一七(文政十年)

十一月廿八日

水野忠成書狀

二三四三	(記事)	齊興千眼寺ニ家老ヲ代拜セシム	二三六八(文政十三年)	九月 七日	佐川消息
二三四四	(記事)	重豪御鷹ノ鶴ヲ扞領ス	二三六九(文政十三年)	九月 七日	徳川家齊御内書
二三四五	(文政十三年)	二月 廿日	二三七〇(文政十三年)	九月 七日	牧野忠精書状
二三四六	(記事)	齊興帰国ス	二三七一(文政十三年)		佐川消息
二三四七	(文政十三年)	四月廿八日	二三七二(文政十三年)		たき山外三名連署消息
二三四八	(文政十三年)	五月 二日	二三七三(文政十三年)		佐川消息
二三四九	(文政十三年)	五月 二日	二三七四(文政十三年)		佐川消息
二三五〇	(文政十三年)	五月十一日	二三七五(文政十三年)		佐川消息
二三五一	(文政十三年)	五月十一日	二三七六(文政十三年)		佐川消息
二三五二	(文政十三年)	五月十一日	二三七七(文政十三年)		佐川消息
二三五三	(文政十三年)	佐川消息	二三七八(文政十三年)		佐川消息
二三五四	(文政十三年)	六月 四日	二三七九(文政十三年)		佐川消息
二三五五	(文政十三年)	六月 四日	二三八〇(文政十三年)	十月 廿日	大久保忠真書状
二三五六	(文政十三年)	六月 四日	二三八一(文政十三年)		佐川消息
二三五七	(文政十三年)	たき山外三名連署消息	二三八二(文政十三年)		佐川消息
二三五八		齋姫 <small>齊姫</small> 系譜抄	二三八三(文政十三年)		佐川消息
二三五九	(文政十三年)	六月廿六日	二三八四(文政十三年)		佐川消息
二三六〇	(文政十三年)	七月 六日	二三八五(文政十三年)		佐川消息
二三六一	(文政十三年)	七月 六日	二三八六(文政十三年)		佐川消息
二三六二		水野忠邦書状	二三八七(文政十三年)		佐川消息
二三六三	(文政十三年)	(記事)	二三八八(文政十三年)		佐川消息
二三六四	(文政十三年)	齊興疾ニヨリ参府ノ延期ヲ請フ	二三八九(文政十三年)		滝川・そのへ連署消息
二三六五	(文政十三年)	佐川消息	二三九〇(文政十三年)		たき山外三名連署消息
二三六六	(文政十三年)	滝山外三名連署消息	二三九一(文政十三年)	十二月 六日	牧野忠精書状
二三六七	(文政十三年)	佐川消息	二三九二(文政十三年)	十二月 九日	松平康任書状

- 二三九三 (文政三年) 十二月 九日 水野忠邦書状  
 二三九四 (文政三年) 十二月 十五日 水野忠邦書状  
 二三九五 (文政三年) 十二月 十五日 川上久芳外三名連署消息  
 二三九六 (文政三年) 十二月 十五日 川上久芳外三名老中連署書状  
 二三九七 (文政三年) 十二月 十五日 川上久芳外三名老中連署書状  
 二三九八 (文政三年) 十二月 十五日 川上久芳外三名老中連署書状  
 二三九九 (文政三年) 十二月 十五日 川上久芳外三名老中連署書状  
 二四〇〇 (天保元年) 十二月 十五日 天保改元 (記事)  
 二四〇一 (天保元年) 滝川・その江連署消息  
 二四〇二 (天保元年) 瀬山外四名連署消息  
 二四〇三 (天保元年) 十二月 廿七日 徳川家斉御内書  
 二四〇四 (天保元年) 十二月 廿七日 水野忠邦書状  
 二四〇五 (天保元年) 十二月 廿八日 水野忠邦書状  
 二四〇六 (天保二年) 一月 七日 松平乘寛書状  
 二四〇七 (天保二年) 一月 七日 水野忠邦書状  
 二四〇八 (天保二年) 佐川消息  
 二四〇九 (天保二年) 佐川消息  
 二四一〇 (天保二年) たき山外三名連署消息  
 二四一一 (天保二年) 一月 十一日 松平乘寛書状  
 二四一二 (天保二年) 一月 十一日 水野忠邦書状  
 二四一三 (天保二年) 一月 十八日 水野忠成外二名老中連署書状  
 二四一四 (天保二年) 一月 十八日 島津重豪請書  
 二四一五 (天保二年) 一月 十八日 島津重豪屈書  
 二四一六 (天保二年) 一月 十八日 島津斉彬請書  
 二四一七 (天保二年) 一月 十八日 重豪從三位ニ叙セラル (記事)
- 二四一八 (天保二年) 一月 十九日 齊興等重豪ノ從三位昇進ヲ賀ス (記事)  
 二四一九 (天保二年) 一月 十九日 水野忠成外二名老中連署書状  
 二四二〇 (天保二年) 一月 廿日 猪飼尚敏書状  
 二四二一 (天保二年) たき山外三名連署消息  
 二四二二 (天保二年) 瀬山外三名連署消息  
 二四二三 (天保二年) 島津重豪覺書  
 二四二四 (天保二年) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拜領ス (記事)  
 二四二五 (天保二年) 二月 四日 半田嘉藤次伺書  
 二四二六 (天保二年) 二月 四日 島津重豪伺書  
 二四二七 (天保二年) 二月 四日 半田嘉藤次伺書  
 二四二八 (天保二年) 二月 七日 半田嘉藤次伺書  
 二四二九 (天保二年) 二月 八日 島津重豪伺書  
 二四三〇 (天保二年) 二月 八日 半田嘉藤次伺書  
 二四三一 (天保二年) 島津重豪覺書  
 二四三二 (天保二年) 島津重豪覺書  
 二四三三 (天保二年) 重豪三位昇進ヲ禁裏等ニ謝ス (記事)  
 二四三四 (天保二年) 一月 十九日 島津重豪叙從三位口宣案  
 二四三五 (天保二年) 一月 十九日 島津重豪叙從三位位記  
 二四三六 (天保二年) 上卿職事等書立  
 二四三七 (天保二年) 重豪ノ三位昇進ヲ一族等賀ス (記事)  
 二四三八 (天保二年) 二月 十四日 水野忠成・松平乘寛老中連署書状  
 二四三九 (天保二年) 二月 十四日 島津重豪請書  
 二四四〇 (天保二年) 二月 十四日 島津斉彬屈書  
 二四四一 (天保二年) 二月 十四日 重豪名代ヲシテ位階昇進ヲ謝ス (記事)  
 二四四二 (天保二年) 島津重豪覺書

- 二四四三 (天保二年) 二月十六日 猪飼尚敏書状
- 二四四四 (天保二年) 滝やま外二名連署消息
- 二四四五 (天保二年) 二月十九日 島津重豪覚書
- 二四四六 (天保二年) 二月 廿日 島津重豪覚書
- 二四四七 (天保二年) 二月廿二日 島津重豪覚書
- 二四四八 (天保二年) 島津重豪覚書
- 二四四九 (天保二年) 長橋・大すけ連署消息
- 二四五〇 (天保二年) 新大納言・権中納言連署消息
- 二五一八 (天保二年) 佐川消息
- 二四五二 (天保二年) たき山外二名連署消息
- 二四五三 (天保二年) 佐川消息
- 二四五四 (天保二年) 三月十五日 島津齊興願書
- 二四五五 (天保二年) 島津重豪覚書
- 二四五六 (天保二年) 島津重豪覚書
- 二四五七 (天保二年) 四月 五日 島津重豪覚書
- 二四五八 (天保二年) 島津重豪覚書
- 二四五九 (天保二年) 四月廿八日 島津重豪覚書
- 二四六〇 (天保二年) 四月廿八日 島津重豪覚書
- 二四六一 (天保二年) 四月廿八日 島津重豪覚書
- 二四六二 (天保二年) 四月廿八日 島津重豪覚書
- 二四六三 (天保二年) 五月 二日 徳川家齊御内書
- 二四六四 (天保二年) 五月 二日 水野忠邦書状
- 二四六五 (天保二年) (記事) 重豪従三位昇進ヲ賀ス
- 二四六六 (天保二年) (記事) 島津忠徹佐土原重豪昇進ヲ賀ス
- 二四六七 (天保二年) 五月 四日 仁孝天皇女房奉書
- 二四六八 (天保二年) 佐川消息
- 二四六九 (天保二年) 島津重豪覚書
- 二四七〇 (天保二年) 五月十九日 島津重豪覚書
- 二四七一 (天保二年) 佐川消息
- 二四七二 (天保二年) 佐川消息
- 二四七三 (天保二年) 佐川消息
- 二四七四 (天保二年) 六月十五日 水野忠成書状
- 二四七五 (天保二年) 六月十五日 水野忠邦書状
- 二四七六 (天保二年) 滝やま外二名連署消息
- 二四七七 (天保二年) たき山外二名連署消息
- 二四七八 (天保二年) 六月廿四日 水野忠成書状
- 二四七九 (天保二年) 七月 六日 大久保忠真書状
- 二四八〇 (天保二年) 七月 六日 水野忠邦書状
- 二四八一 (天保二年) 佐川消息
- 二四八二 (天保二年) たき山外二名連署消息
- 二四八三 (天保二年) 佐川消息
- 二四八四 (天保二年) 佐川消息
- 二四八五 (天保二年) たき山外二名連署消息
- 二四八六 (天保二年) (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
- 二四八七 (天保二年) 滝山外二名連署消息
- 二四八八 (天保二年) 佐川消息
- 二四八九 (天保二年) 九月 七日 徳川家齊御内書
- 二四九〇 (天保二年) 九月 七日 水野忠邦書状
- 二四九一 (天保二年) 佐川消息
- 二四九二 (天保二年) たき山外二名連署消息

二四九三	(天保二年)	佐川消息	二五一八	(記事)	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
二四九四	(天保二年)	佐川消息	二五一九	(記事)	齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
二四九五	(天保二年)	十月 廿日 松平乘寛書状	二五二〇	(天保三年)	二月 廿日 松平康任書状
二四九六	(天保二年)	佐川消息	二五二一	(天保三年)	二月廿四日 水野忠邦書状
二四九七	(天保二年)	十二月十三日 大久保忠貞書状	二五二二		二月廿二日 水野忠成外三名 <small>幕府</small> 連署状
二四九八	(天保二年)	十二月十三日 本莊宗発書状	二五二三	(天保三年)	たき山外二名連署消息
二四九九	(天保二年)	十二月十五日 川上久芳外四名 <small>老家</small> 連署書状	二五二四	(天保三年)	三月 廿日 猪飼尚敏書状
二五〇〇	(天保二年)	十二月十五日 川上久芳外四名 <small>老家</small> 連署書状	二五二五		四月十六日 川上久芳外四名連署返書
二五〇一	(天保二年)	十二月十五日 川上久芳外四名 <small>老家</small> 連署書状	二五二六		重豪米寿ノ宴ヲ開ク
二五〇二	(天保二年)	十二月十五日 川上久芳外四名 <small>老家</small> 連署書状	二五二七		甘露寺園長壽歌
二五〇三	(天保二年)	十二月十五日 川上久芳外四名 <small>老家</small> 連署書状	二五二八		石井行宣壽歌
二五〇四	(天保二年)	十二月十五日 川上久芳外四名 <small>老家</small> 連署書状	二五二九		霞か関守若歌
二五〇五	(天保二年)	滝山外二名連署消息	二五三〇		黒田斉傳祝詩
二五〇六	(天保二年)	趣やま外四名連署消息	二五三一		黒田斉傳壽歌
二五〇七	(天保二年)	佐川消息	二五三二		松平豊熙若歌
二五〇八	(天保二年)	十二月廿七日 徳川家斉御内書	二五三三		松平定和若歌
二五〇九	(天保二年)	十二月廿七日 本莊宗発書状	二五三四		松平保興祝詩
二五一〇	(天保二年)	一月 七日 水野忠成書状	二五三五		松平定永若歌
二五一一	(天保二年)	一月 七日 水野忠邦書状	二五三六		戸田氏正若歌
二五一二	(天保二年)	佐川消息	二五三七		真田幸貫若歌
二五一三	(天保三年)	たき山外二名連署消息	二五三八		真田幸栄若歌
二五一四	(天保三年)	一月十一日 水野忠成書状	二五三九		戸沢正令若歌
二五一五	(天保三年)	一月十一日 水野忠邦書状	二五四〇		水野忠邦若歌
二五一六	(天保三年)	佐川消息	二五四一		九鬼隆国壽歌
二五一七	(天保三年)	たき山外二名連署消息	二五四二		九鬼隆徳壽歌

二五四三	九鬼隆徳夫人寿歌	二五六八	ふさ子寿歌
二五四四	堀田正衡寿歌	二五六九	た嘉子寿歌
二五四五	堀田正民祝詩	二五七〇	しな子寿歌
二五四六	柳沢里顯祝詩	二五七一	ます子寿歌
二五四七	柳沢里顯寿歌	二五七二	こう子寿歌
二五四八	加藤正義寿歌	二五七三	みさ子寿歌
二四四九	島津齊宣寿歌	二五七四	より子寿歌
二五五〇	島津齊彬寿歌	二五七五	さと子寿歌
二五五一	斉位・忠方・斉敏・左近寿歌	二五七六	しつ子寿歌
二五五二	島津久命祝詩	二五七七	順子寿歌
二五五三	久通祝詩	二五七八	とき子寿歌
二五五四	徳川美子寿歌	二五七九	佐川消息
二五五五	黒田齊清夫人寿歌	二五八〇	徳川家齊御内書
二五五六	黒田すみ子寿歌	二五八一	水野忠邦書状
二五五七	松平豊資夫人寿歌	二五八二	豊見城朝春起請文前書
二五五八	松平齊昌夫人寿歌	二五八三	齊興大隅守卜改称ス
二五五九	至誠院寿歌	二五八四	(記事)
二五六〇	松平定永夫人寿歌	二五八五	佐川消息
二五六一	戸沢正親後室寿歌	二五八六	佐川消息
二五六二	戸沢い代子寿歌	二五八七	滝山外二名連署消息
二五六三	戸沢ひて子寿歌	二五八八	水野忠成書状
二五六四	真田幸貫夫人寿歌	二五八九	大久保忠真書状
二五六五	のふ子寿歌	二五九〇	本荘宗発書状
二五六六	堀親室夫人寿歌	二五九一	たき山外二名連署消息
二五六七	諏訪忠恕夫人寿歌	二五九二	松平康任書状

- 二五九三 (天保三年) 七月 六日 水野忠邦書状  
 二五九四 (天保三年) 佐川消息  
 二五九五 (天保三年) 佐川消息  
 二五九六 (天保三年) たき山外二名連署消息  
 二五九七 (天保三年) 七月十一日 松平康任書状  
 二五九八 (天保三年) たき山外二名連署消息  
 二五九九 (天保三年) 佐川消息  
 二六〇〇 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ打領ス  
 二六〇一 (文政六年) 五月十一日 記録奉行願書  
 二六〇二 (記事) 島津重豪・同斉宣・同斉興子女母附書上  
 二六〇三 (記事) 中山王尚育幕府ニ使ヲ上ス  
 二六〇四 (天保三年) 九月 七日 中山王尚育幕府ニ使ヲ上ス  
 二六〇五 (天保三年) 九月 七日 徳川家斉御内書  
 二六〇六 (天保三年) 十月 廿日 本莊宗発書状  
 二六〇七 (記事) 大久保忠貞書状  
 二六〇八 (記事) 斉興昇進ノ恩ヲ謝ス  
 二六〇九 (記事) 斉興正四位下ニ進ミ謝恩ス  
 二六一〇 (天保三年) 天保三年閏十一月 二日 島津斉興叙正四位下口宣案  
 二六一一 (天保三年) 上卿職事等書立  
 二六一二 (天保三年) 幕府指図書  
 二六一三 (天保三年) 島津斉興叙正四位下位記  
 二六一四 (天保三年) 佐川消息  
 二六一五 (天保三年) 滝山外二名連署消息  
 二六一六 (天保三年) 佐川消息  
 二六一七 (天保三年) 滝山外二名連署消息  
 二六一八 (天保三年) 十二月 六月 瀨やま外三名連署消息  
 二六一九 (天保三年) 十二月 六月 島津斉興位階昇進官物書上  
 二六二〇 (天保三年) 十二月 六月 大久保忠貞書状  
 二六二一 (天保三年) 十二月 十五日 本莊宗発書状  
 二六二二 (天保三年) 十二月 十五日 島津久長外二名老連署書状  
 二六二三 (天保三年) 十二月 十五日 島津久長外二名老連署書状  
 二六二四 (天保三年) 十二月 十五日 島津久長外二名老連署書状  
 二六二五 (天保三年) 十二月 十五日 島津久長外二名老連署書状  
 二六二六 (天保三年) 十二月 十五日 島津久長外二名老連署書状  
 二六二七 (天保三年) 十二月 十五日 島津久長外二名老連署書状  
 二六二八 (天保三年) 十二月 十五日 島津久長外二名老連署書状  
 二六二九 (天保三年) 十二月 十五日 島津久長外二名老連署書状  
 二六三〇 (天保三年) 十二月 十五日 島津久長外二名老連署書状  
 二六三一 (天保三年) 十二月 十五日 島津久長外二名老連署書状  
 二六三二 (記事) 島津久長申渡書  
 二六三三 (天保四年) 重豪病ム  
 二六三四 (天保四年) 佐川消息  
 二六三五 (天保四年) たき山外二名連署消息  
 二六三六 (天保三年) 一月 七日 滝山外二名連署消息  
 二六三七 (天保四年) 一月 七日 松平乘寛書状  
 二六三八 (天保四年) 一月 七日 本莊宗発書状



- 二六三八(天保四年) 一月 八日 島津齊興伺書
- 二六三九(天保四年) 一月 八日 島津齊興伺書
- 二六四〇 (記事) 重豪高輪邸ニ焼ス  
齊直・齊興、重豪ノ中陰法事ヲ修ス
- 二六四一 重豪江府高輪邸ニ焼ス (記事)
- 二六四二(天保四年) 一月 十日 猪飼尚敏書状
- の二(天保四年) 一月 十日 奥医師様弘日録書
- の二(天保四年) 一月 十日 奥医師食量日録書
- 二六四三(天保四年) たき山外ニ名連署消息
- 二六四四(天保四年) 滝やま外ニ名連署消息
- 二六四五(天保四年) 滝山外ニ名連署消息
- 二六四六(天保四年) 滝山外ニ名連署消息
- 二六四七(天保四年) 滝山外ニ名連署消息
- 二六四八 (記事) 重豪高輪邸ニ焼ス
- 二六四九(天保四年) 一月 十五日 猪飼尚敏書状
- 二六五〇(天保四年) 一月 十五日 猪飼尚敏書状
- 二六五一(天保四年) 一月 十五日 猪飼尚敏書状
- 二六五二(天保四年) 家老座伺書
- 二六五三(天保四年) 島津久長外ニ名<sup>家老</sup>連署書状
- 二六五四(天保四年) 島津久長外ニ名<sup>家老</sup>連署書状
- 二六五五(天保四年) 島津齊興伺書
- 二六五六(天保四年) 一月 日六日 猪飼尚敏書状
- 二六五七(天保四年) 一月 日六日 猪飼尚敏書状
- 二六五八(天保四年) 一月 日六日 猪飼尚敏書状
- 二六五九(天保四年) 一月 日六日 猪飼尚敏書状
- 二六六〇(天保四年) 一月 日六日 猪飼尚敏書状
- 二六六一(天保四年) 一月 日六日 猪飼尚敏書状
- 二六六二(天保四年) 一月 日七日 仁孝天皇女房奉書
- 二六六三 (記事) 將軍父子、重豪ノ病ヲ問ハシム
- 二六六四(天保四年) 一月 日八日 島津齊興屈書
- 二六六五(天保四年) 一月 日九日 猪飼尚敏書状
- 二六六六(天保四年) 二月 三日 猪飼尚敏書状
- 二六六七(天保四年) 一月 日九日 島津齊興屈書
- 二六六八(天保四年) 一月 日九日 島津齊興覺書
- 二六六九(天保四年) 一月 日九日 島津齊興覺書
- 二六七〇(天保四年) 島津氏一類名書
- 二六七一 (記事) 將軍父子、重豪ノ病ヲ問ハシム
- 二六七二(天保四年) 二月 三日 猪飼尚敏書状
- 二六七三(天保四年) 二月 朔日 島津齊興屈書
- 二六七四(天保四年) 二月 二日 島津齊興屈書
- 二六七五(天保四年) 二月 二日 島津齊興覺書
- 二六七六(天保四年) 二月 二日 島津齊興覺書
- 二六七七(天保四年) 二月 三日 猪飼尚敏・調所広郷<sup>家老</sup>連署書状
- 二六七八(天保四年) 二月 三日 島津齊興屈書
- 二六七九 (記事) 將軍父子、重豪ノ死ヲ哀惜シ香奠銀ヲ賜ハル
- 二六八〇(天保四年) 二月 四日 島津齊興伺書
- 二六八一(天保四年) 二月 五日 島津齊興伺書
- 二六八二 西筑右衛門願書
- 二六八三(天保四年) 二月 七日 關所通行手形
- 二六八四(天保四年) 二月 十日 調所広郷書状

- 二六八五 (天保四年) 二月 十日 猪飼尚敏書状
- 二六八六 (天保四年) 二月 十日 猪飼尚敏書状
- 二六八七 (記事) 重豪ノ中陰法事ヲ瑞聖寺ニ修ス
- 二六八八 (記事) 重豪ノ喪ヲ領園ニ発ス
- 二六八九 (天保四年) 二月廿二日 諏訪武兼書状
- 二六九〇 (天保四年) 二月廿四日 諏訪武兼書状
- 二六九一 (天保四年) 二月廿九日 調所広郷書状
- 二六九二 (天保四年) 三月 廿日 猪飼尚敏書状
- 二六九三 (天保四年) 三月 廿日 猪飼尚敏書状
- 二六九四 (天保四年) 三月廿九日 調所広郷書状
- 二六九五 (天保四年) 四月 二日 諏訪武兼書状
- 二六九六 (天保四年) 四月 五日 諏訪武兼書状
- 二六九七 (記事) 重豪ノ遺骸本國福昌寺ニ入ル
- 二六九八 (記事) 重豪ノ遺骸ヲ客殿ニ安ンジ殯ス
- 二六九九 (記事) 島津齊宣代継祭文
- 二七〇〇 (記事) 重豪ノ遺骸ヲ福昌寺廟所ニ葬ル
- 二七〇一 四月 猪飼尚敏申渡書
- 二七〇二 (記事) 齊興帰園ス
- 二七〇三 (記事) 齊興、重豪ノ中陰法事ヲ修ス
- 二七〇四 (記事) 奥平昌高・黒田齊海等申使ヲ遣ス  
齊興等中陰法事ヲ修ス
- の二 島津齊興祭文
- の三 島津齊彬祭文
- の四 島津忠公祭文
- の五 島津久徳祭文
- の五 島津貴典祭文
- の六 島津忠喬祭文
- の七 島津久風祭文
- の八 島津久矩祭文
- の九 島津久實祭文
- の二 島津久輔祭文
- の三 島津久長祭文
- の三 島津久福祭文
- の四 島津久統祭文
- の五 (記事) 島津忠徹佐土原重豪ノ中陰法事  
ニ申使ヲ派遣ス
- 二七〇五 (記事) 島津忠徹祭文
- 二七〇六 (天保四年) 四月十八日 齊興帰園ス
- 二七〇七 四月十八日 諏訪武兼書状
- 二七〇八 (記事) 黄葉宗僧重豪ノ中陰法事ニ來ル
- 二七〇九 (天保四年) 四月十八日 諏訪武兼書状
- 二七一〇 (天保四年) 四月十八日 諏訪武兼書状
- 二七一一 (天保四年) 四月十八日 諏訪武兼書状
- 二七一二 (記事) 重豪ノ忌日ヲ改ム
- 二七二三 (天保四年) 四月廿九日 調所広郷書状
- 二七二四 (記事) 齊興、重豪ノ法事ヲ修ス
- 二七二五 (天保四年) 五月十四日 諏訪武兼書状
- 二七二六 (記事) 鎌倉院、大信廟ニ經文ヲ献ス  
龍松院、大信廟ニ經典ヲ献ス
- 二七二七 天保四年 六月十六日 島津久風外三名家連署知行目錄
- 二七二八 (天保四年) 六月 諏訪武兼申渡書

二七九の一 (記事) 中山王父子、重豪靈前ニ祭文ヲ

献ス

二七四〇 (記事) 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七九の二 中山王尚育祭文

(記事)

二七四の一 大保五年 十二月十六日 島津齐彬任左近衛権少将口宣案

二七二〇 近衛忠興等、重豪廟ニ献銀ス

(記事)

二七四の二 大保五年 十二月十六日 島津齐彬任左近衛権少将宣旨

二七二一 重豪ノ木主ヲ千眼寺ニ納ム

(記事)

二七四の三 上卿職事等書立

二七二二 瑞聖ニ詞致命二百両ヲ附ス

(記事)

二七四の四 幕府沙汰書

二七二三 猪飼尚敏書状

(記事)

二七四の五 島津齐彬昇進官物書上

二七二四 島津齐興吉書

(記事)

二七四二 大保六年 一月十一日 島津齐興吉書

二七二五 (天保五年) 佐川消息

(記事)

二七四三 大保六年 三月十五日 市田義宜、齐彬嗣子ニ付建議ス

二七二六 (天保五年) 佐川消息

(記事)

二七四四 大保六年 三月十五日 仁孝天皇女房奉書

二七二七 島津久風申渡書

(記事)

二七四五 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七二八 島津久風申渡書

(記事)

二七四六 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七二九 高輪福寿亭神殿棟札

(記事)

二七四七 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七三〇 家齐夫人等、重豪廟ニ献供ス

(記事)

二七四七 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七三一 寺社奉行所申渡書

(記事)

二七四七 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七三二 猪飼尚敏書状

(記事)

二七四七 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七三三 (天保五年) 猪飼尚敏書状

(記事)

二七四七 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七三四 島津久風申渡書

(記事)

二七四七 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七三五 島津久風申渡書

(記事)

二七四七 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七三六 天保五年 十一月六日 市田義宜外三名連署知行目録

(記事)

二七四七 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七三七 天保五年 十一月廿八日 島津久風外二名連署知行目録

(記事)

二七四七 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七三八 齐興參勤ス

(記事)

二七四七 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

二七三九 齐彬左近衛少将ニ転任ス

(記事)

二七四七 大保六年 九月三日 齐彬左近衛少将ニ転任ス

鹿兒島県史料編さん関係者

編 集 課	所 務 課	長	委 員	顧 問
坂 口 香 代 子	堂 滿 幸 子	宮 下 滿 郎	田 實 佳 代 子	萩 原 清 成
久 留 涼 子	大 德 利 男	下 堂 園 純 治	本 田 親 宣	西 迫 清 成
			野 添 峻 郎	川 口 政 實
			安 田 繁	岡 本 政 德
			田 島 秀 隆	本 田 省 吾
			山 下 千 本	村 野 守 次
			桑 波 田 興	五 味 克 夫
			四 本 健 光	原 口 虎 雄
			桃 園 惠 眞	北 川 鐵 三
			山 口 啓 二	東 京 大 學 教 授
			小 西 四 郎	前 東 京 大 學 教 授
			沼 田 次 郎	東 洋 大 學 教 授
			兒 玉 幸 多	學 習 院 大 學 學 長
			竹 内 理 三	早 稻 田 大 學 教 授
			大 久 保 利 謙	聖 心 女 子 大 學 講 師

鹿兒島県史料 旧記雜録追録 7

昭和 51 年 11 月 10 日 印刷

昭和 52 年 2 月 1 日 発行

非売品

編 集 鹿兒島県維新史料編さん所

発 行 鹿 兒 島 県

印 刷 所 合名会社 文尚堂印刷所

鹿兒島市西千石町 1 - 8

電 話 (0992)-22-1643  
23-7723